

## 住宅性能評価を受けた新築住宅に係る統計情報の集計について

国土交通省住宅局住宅生産課  
一般社団法人住宅性能評価・表示協会

本統計資料は、「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づく「住宅性能表示制度」において、一般社団法人住宅性能評価・表示協会が、平成21年度に交付された新築住宅の建設住宅性能評価書に係るデータを収集し集計結果をとりまとめたものです。

### 参考：平成21年度の住宅性能表示制度の普及率

新築住宅着工		設計住宅性能評価			建設住宅性能評価	
戸数 (A)		受付戸数	交付戸数 (B)	普及率 (C = B/A)	受付戸数	交付戸数
775,277		150,613	148,457	19.1%	121,614	160,708
一戸建ての 住宅	388,407	77,595	77,166	19.9%	64,892	59,765
共同住宅等	386,870	73,018	71,291	18.4%	56,722	100,943

(注) 交付戸数には、平成21年度以前に受付をした住宅が含まれることなどにより、交付戸数が受付戸数を上回る場合があります。

## 平成21年度 建設住宅性能評価書(新築)データ目次

注1：1-6、1-7、6-3、7-2 の性能表示事項は、自由記入方式等でデータ収集を行っているため、現在のところ集計しておりません。

注2：1-3、4-3、4-4 の評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

第1章 平成21年度 建設住宅性能 評価書(新築) データ (一戸建ての住宅) .....	3
1 構造の安定に関する事	3
2 火災時の安全に関する事	8
3 劣化の軽減に関する事	12
4 維持管理・更新への配慮に関する事	14
5 温熱環境に関する事	16
6 空気環境に関する事	18
7 光・視環境に関する事	24
8 音環境に関する事	25
9 高齢者等への配慮に関する事	30
10 防犯に関する事	32
第2章 平成21年度 建設住宅性能 評価書(新築) データ (共同住宅等) .....	35
1 構造の安定に関する事	35
2 火災時の安全に関する事	40
3 劣化の軽減に関する事	47
4 維持管理・更新への配慮に関する事	49
5 温熱環境に関する事	57
6 空気環境に関する事	58
7 光・視環境に関する事	64
8 音環境に関する事	65
9 高齢者等への配慮に関する事	83
10 防犯に関する事	86

# 第1章 平成21年度 建設住宅性能 評価書(新築)データ(一戸建ての住宅)

## 1 構造の安定に関すること

1-1、1-2、1-4、1-5 は構造躯体の強さを表す性能表示事項を定めています。耐積雪等級は、建築基準法に定められた多雪区域内においてのみ表示されます。

これら4つの性能表示事項は、等級に応じて定める力に対して、「**損傷防止**」、「**倒壊等防止**」という2つの目標が達成できるような構造躯体の強さが確保されているかどうかを評価・表示するものです。等級が高くなるほど、より大きな力に耐える住宅であることを表しています。

「**損傷防止**」とは、**数十年に一回**は起こりうる(一般的な耐用年数の住宅では遭遇する可能性は高い)大きさの力に対して、大規模な工事が伴う修復を要するほどの**著しい損傷が生じないように**することをいいます。「**倒壊等防止**」とは、**数百年に一回**は起こりうる(一般的な耐用年数の住宅でも遭遇する可能性は低い)大きさの力に対して、**損傷は受けても、人命が損なわれるような壊れ方**をしないようにすることをいいます。

なお、1-3 は建築基準法に基づく免震建築物であるか否かを表す性能表示事項です。評価対象建築物が免震建築物であることが確認された場合は、1-1 及び 1-2 の評価は行いません。(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

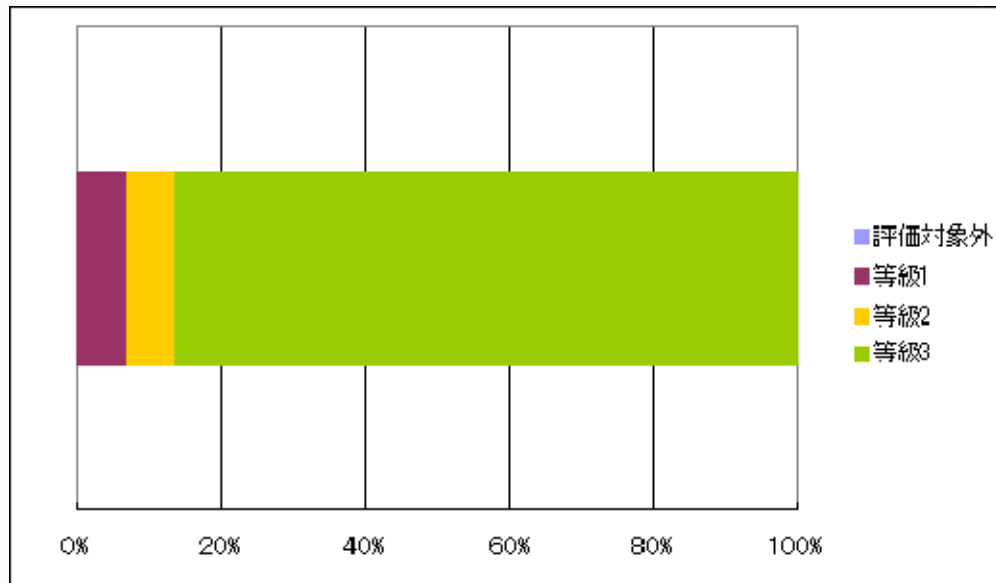
### 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)

地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ

等級 3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.5倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級 2	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)の1.25倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級 1	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第88条第3項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度

	評価対象外※	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	20	4,034	3,726	50,039	57,819
%	0.0%	7.0%	6.4%	86.5%	100.0%

※1-3 において免震建築物であるとされたもの。



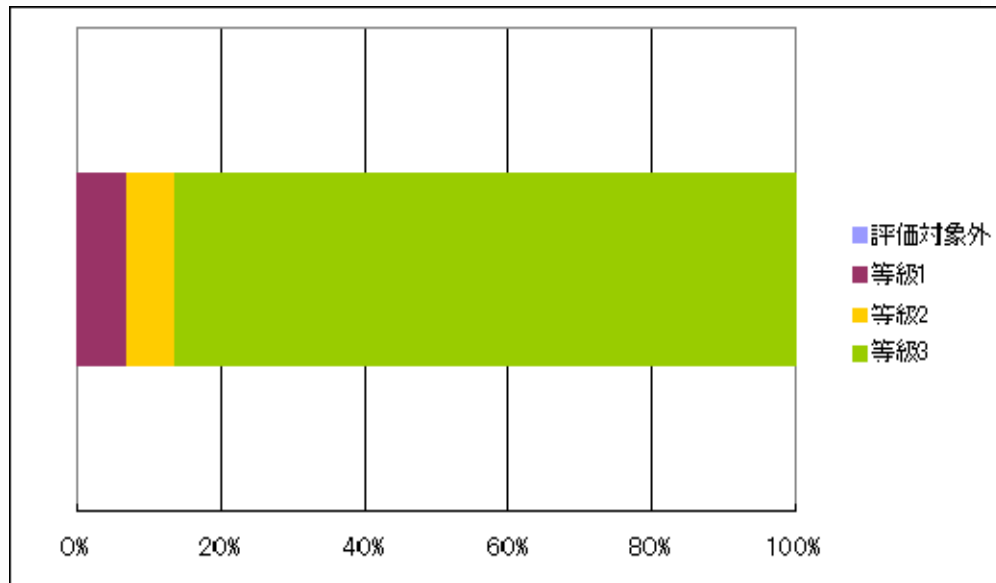
## 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)

地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

	評価対象外※	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	20	4,075	3,727	49,997	57,819
%	0.0%	7.0%	6.4%	86.5%	100.0%

※1-3 において免震建築物であるとされたもの。



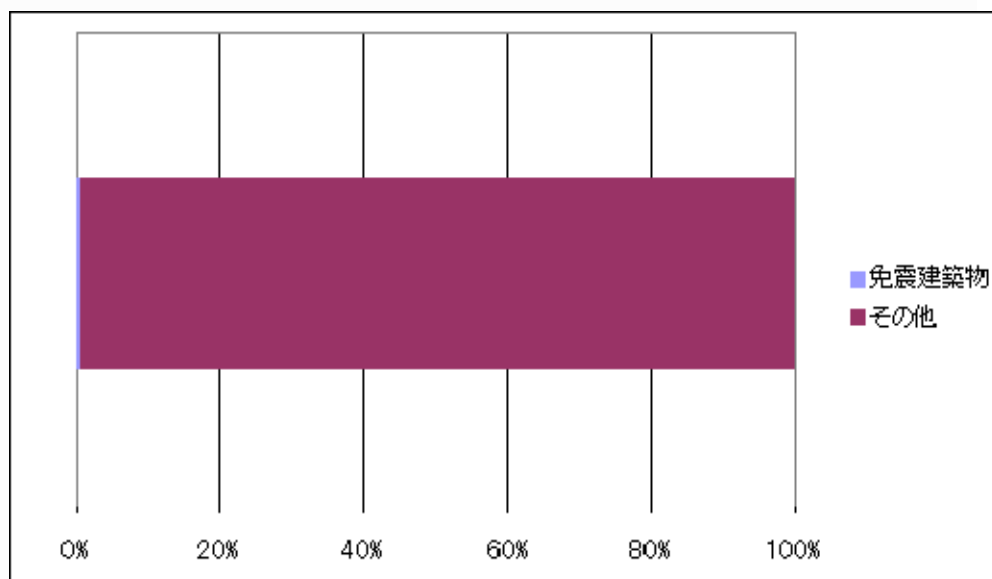
### 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

#### 評価対象建築物が免震建築物であるか否か

免震建築物  その他

	免震	その他	合計
戸数	329	56,952	57,281
%	0.6%	99.4%	100.0%

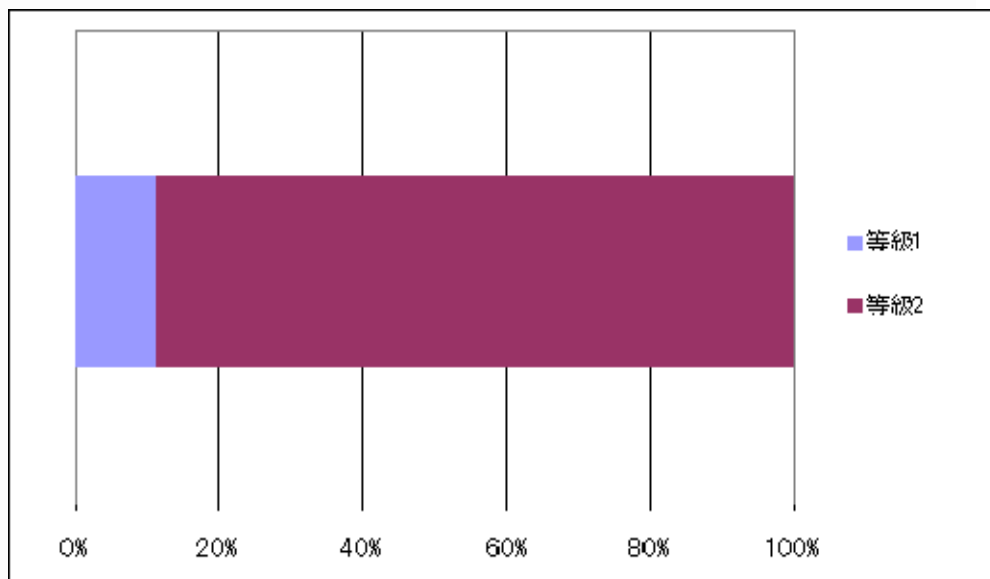


#### 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍)の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第 87 条に定めるものの 1.6 倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

	等級 1	等級 2	合計
戸数	6,520	51,299	57,819
%	11.3%	88.7%	100.0%



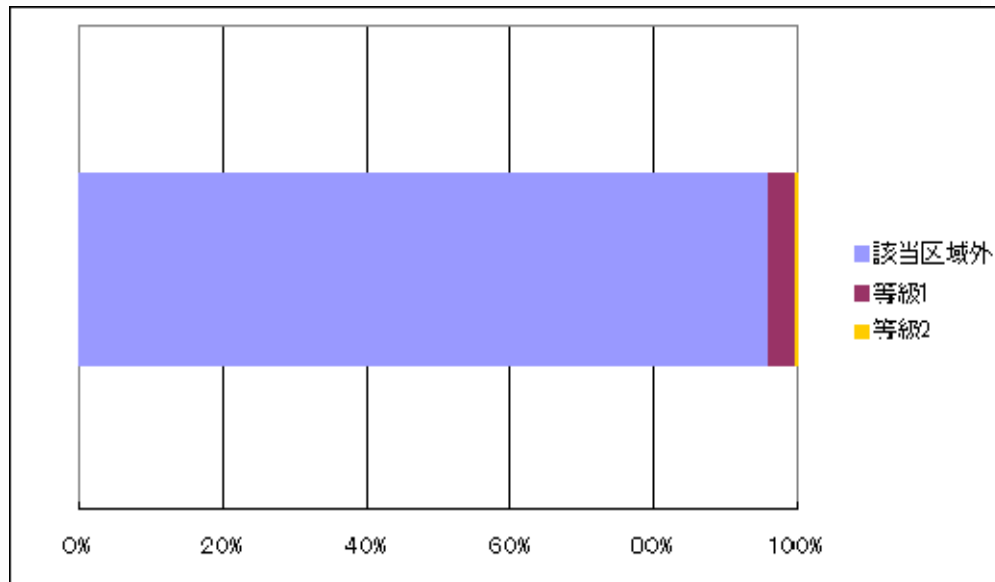
#### 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第 86 条に定めるものの 1.4 倍)の 1.2 倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の 1.2 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第 86 条に

定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

	該当区域外	等級1	等級2	合計
戸数	55,332	2,197	290	57,819
%	95.7%	3.8%	0.5%	100.0%



## 2 火災時の安全に関すること

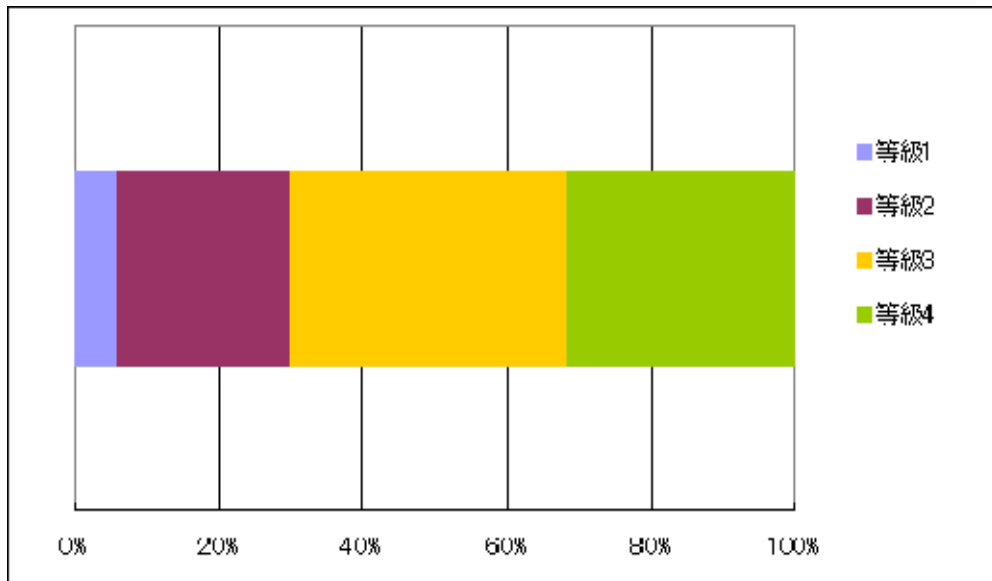
### 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)

自らの住宅から発生した火災を早く知るための装置の設置を評価して、4段階の等級で表示します。火災の感知ができる範囲と警報を聞くことができる範囲が広いほど、高い等級を表示します。

#### 評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ

等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
等級 3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級 1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	3,366	13,994	22,129	18,330	57,819
%	5.8%	24.2%	38.3%	31.7%	100.0%





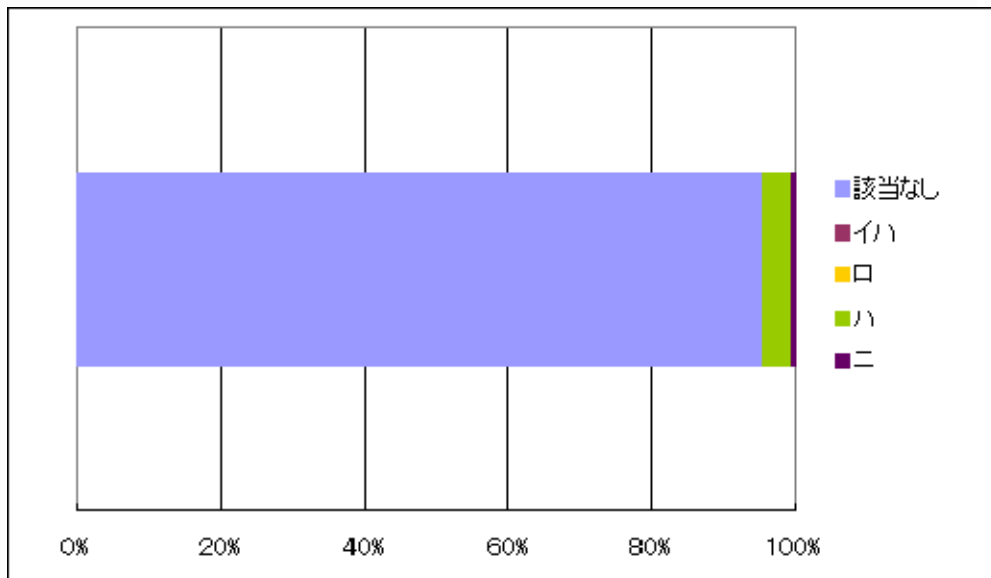
## 2-4 脱出対策(火災時)

火災時に避難が遅れ、通常の避難経路がすでに危険な状態となった場合には、**緊急的な脱出のための対策が講じられているかどうか**が重要となります。ここでは、直通階段まで通じるバルコニーや避難器具(避難ばしご、避難口など)などの有無を評価・表示します。

### 通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策

- イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー    ロ. 隣戸に通ずるバルコニー  
 ハ. 避難器具    ニ. その他

	該当なし	イロ	ロ	ハ	ニ	合計
戸数	55,151	1	0	2,166	501	57,819
%	95.4%	0.0%	0.0%	3.7%	0.9%	100.0%



## 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分〔開口部〕)

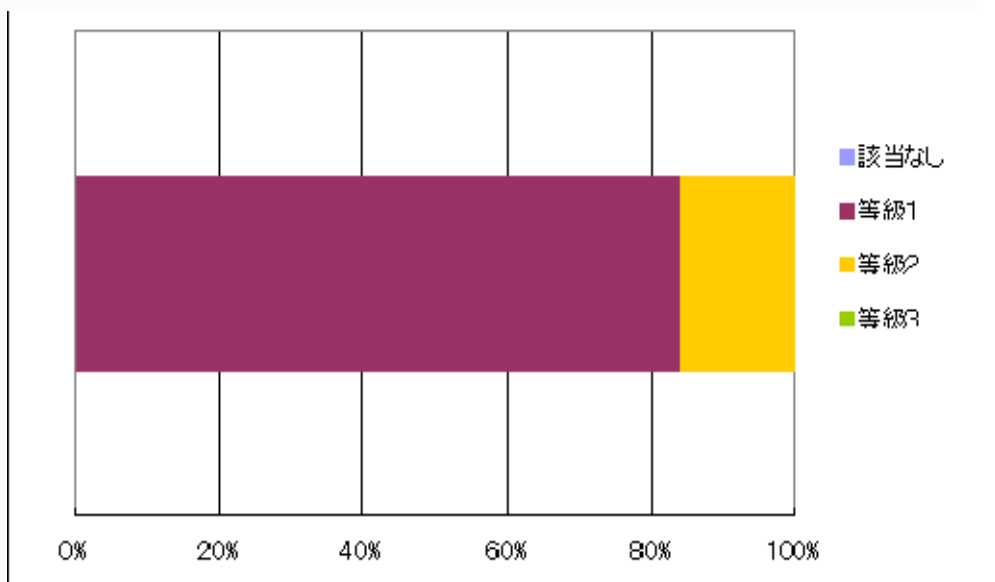
隣接する建物などからの延焼をしにくくするためには、住宅に十分な耐火性を確保することが必要です。ここでは、住宅のうち延焼のおそれのある部分(隣地境界線などからの距離が1階で3 m、2階以上で5 m 以内の部分)に設けられる窓などの開口部が、**どれぐらいの間、火炎に耐えられるのかを評価して3段階の等級で表示します。**

### 延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ

等級 3	火炎を遮る時間が 60 分相当以上
------	-------------------

等級 2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	209	48,536	9,070	4	57,819
%	0.4%	83.9%	15.7%	0.0%	100.0%



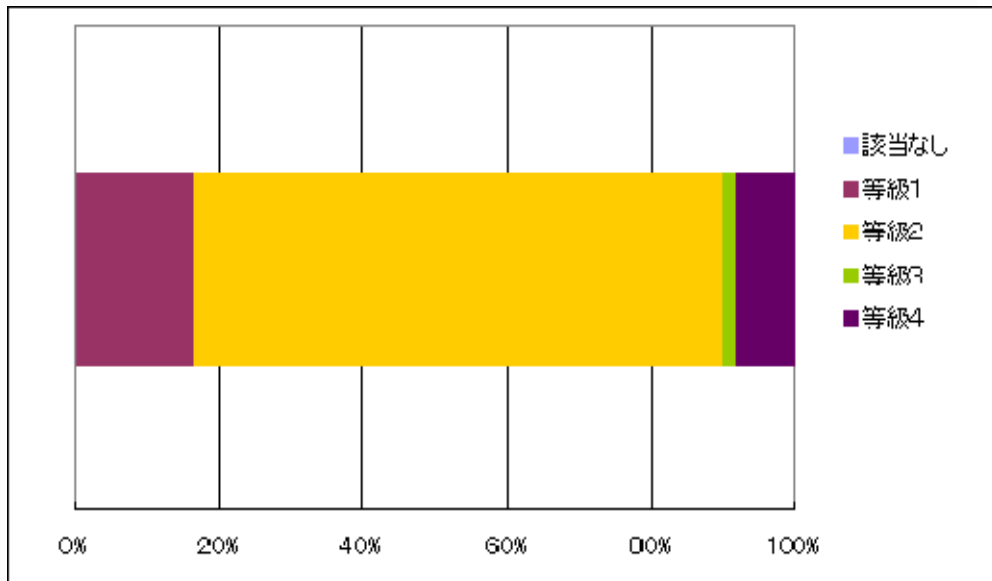
## 2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分〔開口部以外〕)

住宅のうち延焼のおそれのある部分にある外壁や軒裏が、どれぐらいの間、火熱に耐えられるのかを評価して4段階の等級で表示します。

延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ

等級 4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
等級 3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	130	9,513	42,415	1,140	4,621	57,819
%	0.2%	16.5%	73.4%	2.0%	8.0%	100.0%



### 3 劣化の軽減に関すること

#### 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)

柱、梁、主要な壁などの構造躯体に使用されている材料に主に着目して、劣化を軽減する対策の程度を評価して等級で表示します。

等級が高くなるほど、より長い耐用期間を確保するために必要な対策が講じられていることを表しています。

材料の種類により劣化の原因や対策の方法は異なります。

木造住宅では、水分や湿気による木材の腐朽やシロアリの被害を軽減するための対策として、**通気・換気をはじめとする構法上の工夫や、高耐久の木材の使用といった材料の選択**などを評価します。

鉄骨造住宅では、水分や大気中の汚染物質による鋼材のさびを軽減するための対策として、**めっきや塗料の工夫や、換気を行うこと**などを評価します。

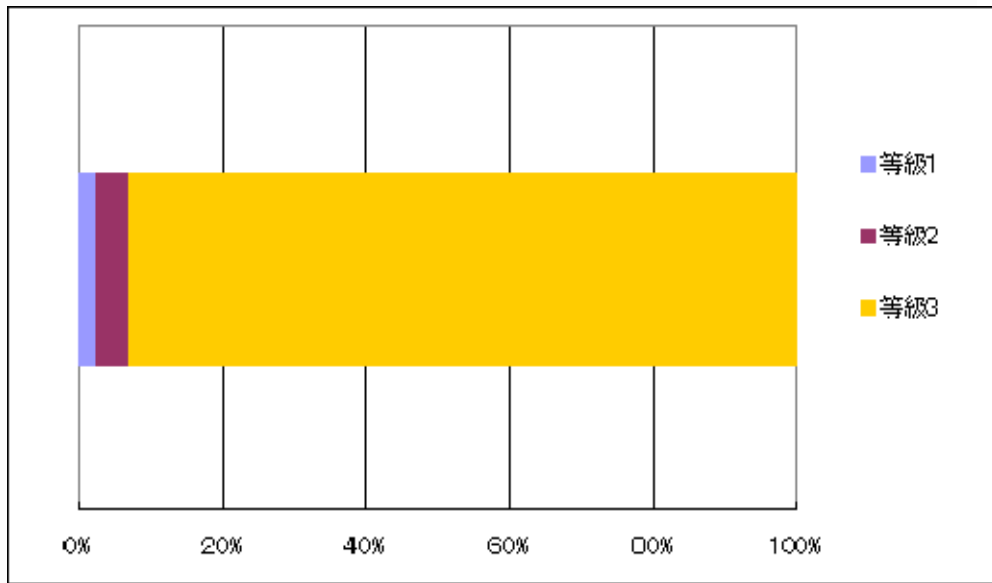
また、鉄筋コンクリート造住宅などでは、水分や大気の影響による鉄筋のさびなどを軽減するための対策として、**コンクリートの厚さや強度の確保、コンクリートを保護する外装材の選択**などを評価します。

いずれの場合も、**日常の清掃、点検、補修がある程度行われること、通常自然条件が継続することなどを前提**として、等級に応じた耐用期間を確保するために必要な対策が講じられているかどうかを評価するものです。

構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度

等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 3 世代(おおむね 75~90 年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 2 世代(おおむね 50~60 年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている

	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	1,433	2,650	53,736	57,819
%	2.5%	4.6%	92.9%	100.0%



## 4 維持管理・更新への配慮に関すること

一戸建ての住宅の配管や共同住宅等の各住戸の専用部分の配管について、維持管理のしやすさを評価するものです。

ここで取りあげている対策には次のものがあります。

**a. 共同住宅等で他の住戸に入らずに専用配管の維持管理を行うための対策**

例) 他の住戸の専用部分に当該住戸の配管をしないこと

**b. 構造躯体を傷めないで点検及び補修を行うための対策**

例) 配管が貫通部等を除き、コンクリート等に埋め込まれていないこと

**c. 構造躯体も仕上材も傷めないで点検、清掃を行うための対策**

例) 適切な点検のための開口や掃除口が設けられていること

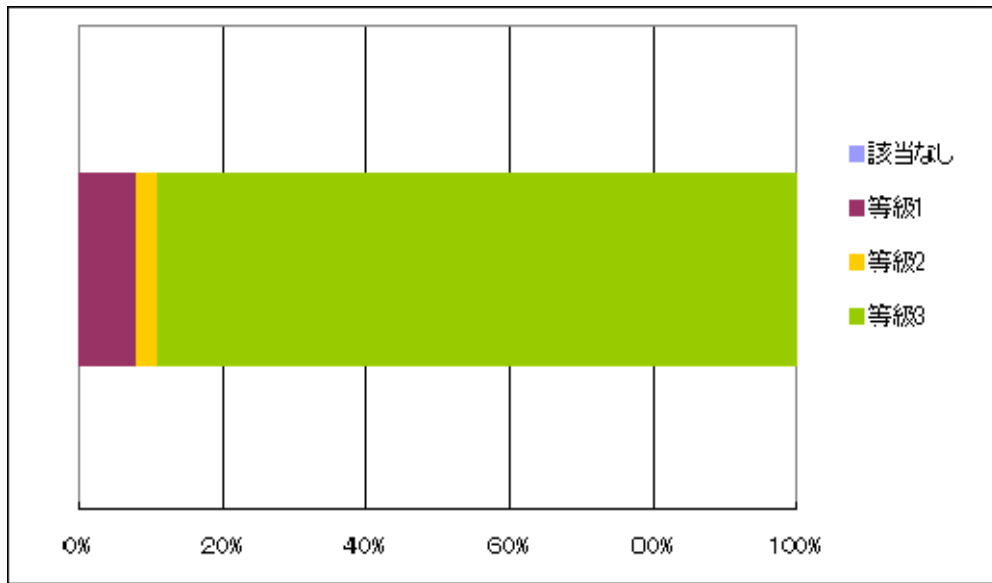
ここでは上記の全ての対策を講じたものを等級3とし、a 及び b の対策を講じたものを等級2としています。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられていることを表しています。

### 4-1 維持管理対策等級(専用配管)

専用の給排水管・給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度

等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	6	4,729	1,680	51,404	<b>57,819</b>
%	0.0%	8.2%	2.9%	88.9%	<b>100.0%</b>



## 5 温熱環境に関すること

冷暖房に使用するエネルギー効率を向上させるためには冷暖房機器の性能を向上させることも必要ですが、ここでは、新築時点から対策を講じておくことが特に重要と考えられる**構造躯体の断熱・冬期の日射の採入れ効果、夏期の日射を遮蔽する対策など、住宅本体の効果**について評価します。

あわせて、**結露の発生を抑制するための対策**についても評価しています。

表示する等級は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(通称「省エネ法」)に基づき定められた、**新旧の「住宅の省エネルギー基準」の水準に準拠**して定めています。

等級が高くなるほど、よりエネルギー効率の良い住宅となるような対策が講じられていることを表しています。

等級と同時に表示される「地域区分」は、全国を気候条件の違いに応じて大きく6つの地域に分け、市町村界により設定しているものです。

等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられていることを表しています。

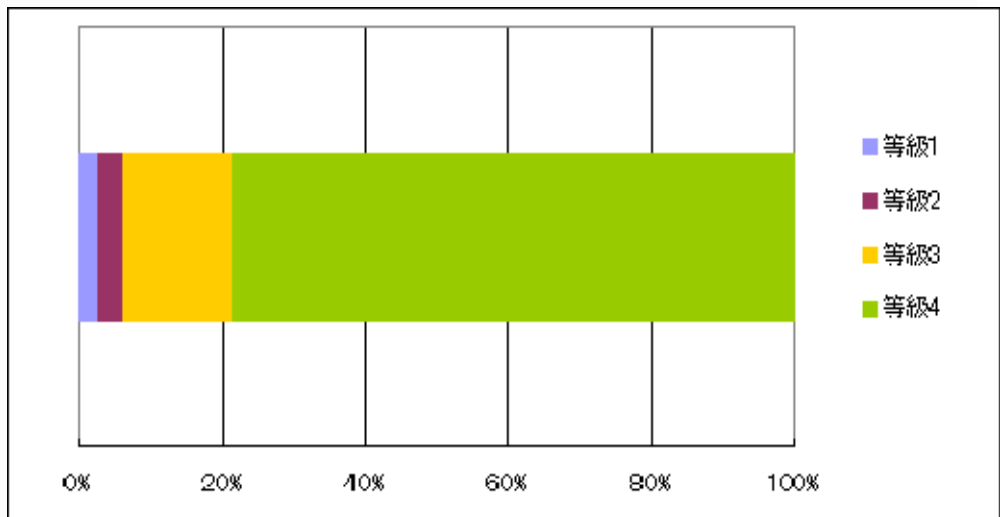
### 5-1 省エネルギー対等級

#### 冷暖房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度

等級 4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている
等級 3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている
等級 2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている
等級 1	その他

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	1,679	1,809	8,975	45,356	57,819
%	2.9%	3.1%	15.5%	78.4%	100.0%





## 6 空気環境に関すること

ホルムアルデヒドは、工業的にしばしば使用される有機性の化学物質ですが、目や鼻、喉に刺激を生じることがあります。

近年、住宅室内での健康への影響(いわゆるシックハウス問題)の原因として指摘されることもあります。

この対策として、内装及び天井裏等に使用されている建材(合板、パーティクルボード、壁紙、塗料、接着剤など)のうち、最も時間当たりのホルムアルデヒドの発散量が多い建材の等級区分をもって表示等級としています。つまり、F☆☆☆☆建材のみを使用している場合は等級3、F☆☆☆☆建材及びF☆☆☆建材を使用している場合は等級2、F☆☆建材を使用している場合は等級1となります。

### 6-1 ホルムアルデヒド対策(内装及び天井裏等)

居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策

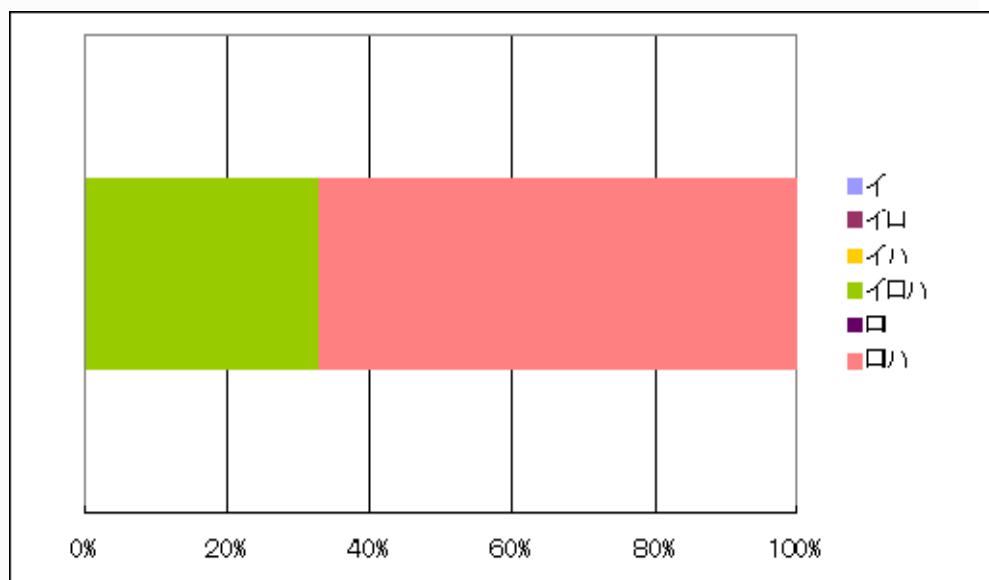
イ. 製材等(丸太及び単層フローリングを含む)を使用する

ロ. 特定建材を使用する

ハ. その他の建材を使用する

(結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する)

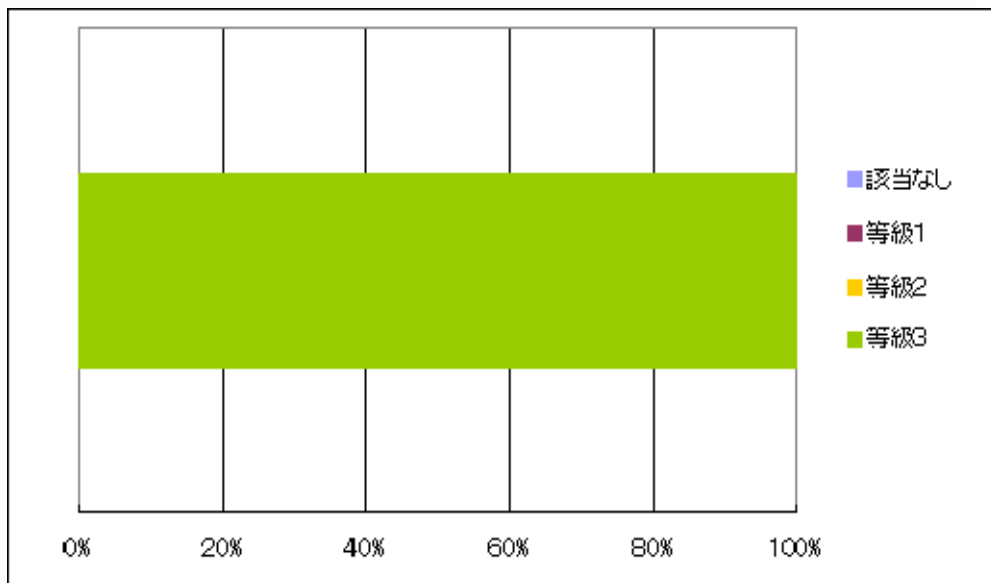
	イ	イロ	イハ	イロハ	ロ	ロハ	合計
戸数	3	166	1	18,779	70	38,800	57,819
%	0.0%	0.3%	0.0%	32.5%	0.1%	67.1%	100.0%



居室の内装の仕上げに使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ

等級 3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上)
等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆等級相当以上)
等級 1	その他

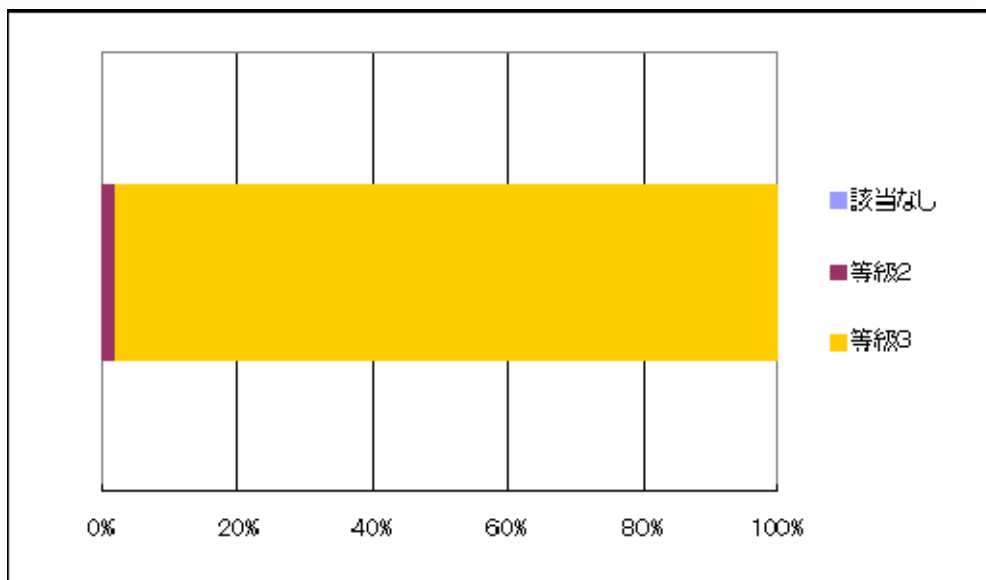
	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	2	7	15	57,789	57,813
%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	100.0%



換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ

等級 3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上)
等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆等級相当以上)

	該当なし	等級 2	等級 3	合計
戸数	30	1,022	56,761	57,813
%	0.1%	1.8%	98.2%	100.0%



## 6-2 換気対策

居室の換気対策としては、2時間で住宅の空気がほぼ入れかわる程度の換気が常時確保できるよう計画的な換気対策が講じられているかどうかを評価し表示します。

具体的には、**機械換気設備**(建築基準法施行令第20条の6第1項に規定するもの)の有無を表示するか、あるいは**機械換気設備の設置を要しない住宅の場合はその根拠**(隙間の多い住宅、伝統的な構造の住宅等)について表示します。

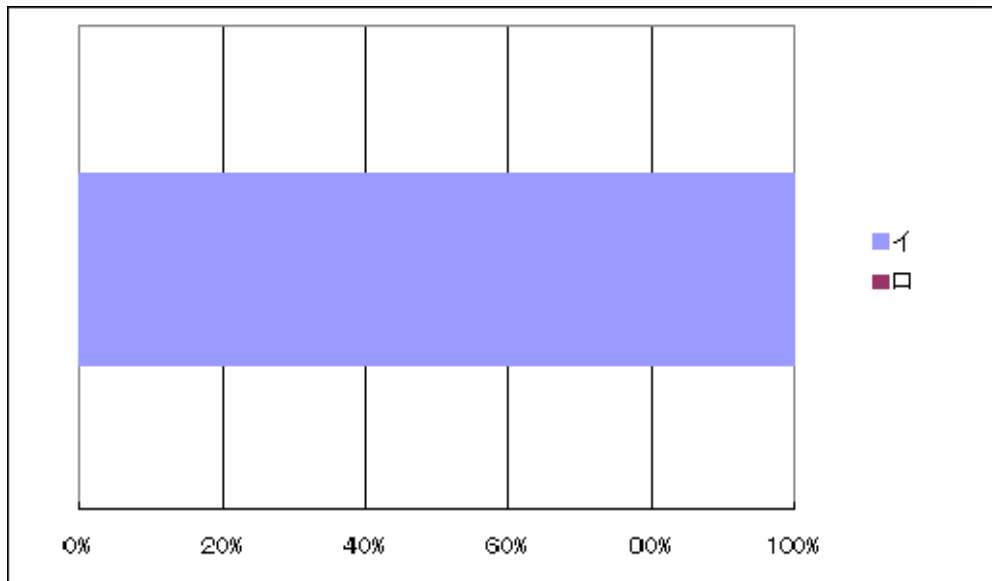
また、局所換気対策として、一時的に汚染物質の濃度が高くなる部屋、すなわち「台所」、「浴室」および「便所」については、「**機械換気設備**」「**換気のできる窓**」の設置の有無を表示します。

### 居室の換気対策

室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策

住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策  イ. 機械換気設備  ロ. その他

	イ	ロ	合計
戸数	57,814	5	57,819
%	100.0%	0.0%	100.0%

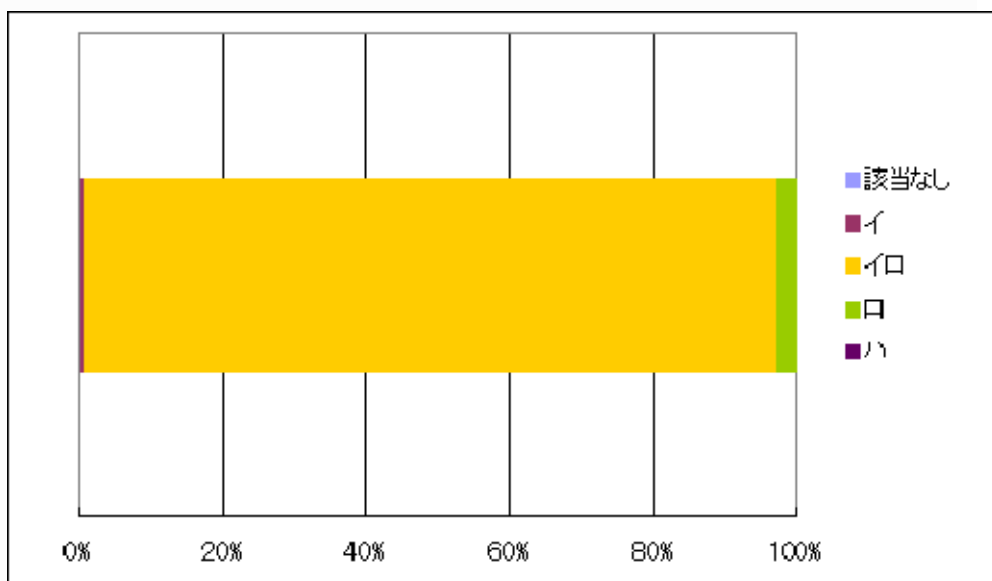


## 局所換気対策(便所)

### 換気上重要な便所の換気のための対策

便所: イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	該当なし	イ	イロ	ロ	ハ	合計
戸数	104	414	55,713	1,585	3	57,819
%	0.2%	0.7%	96.4%	2.7%	0.0%	100.0%

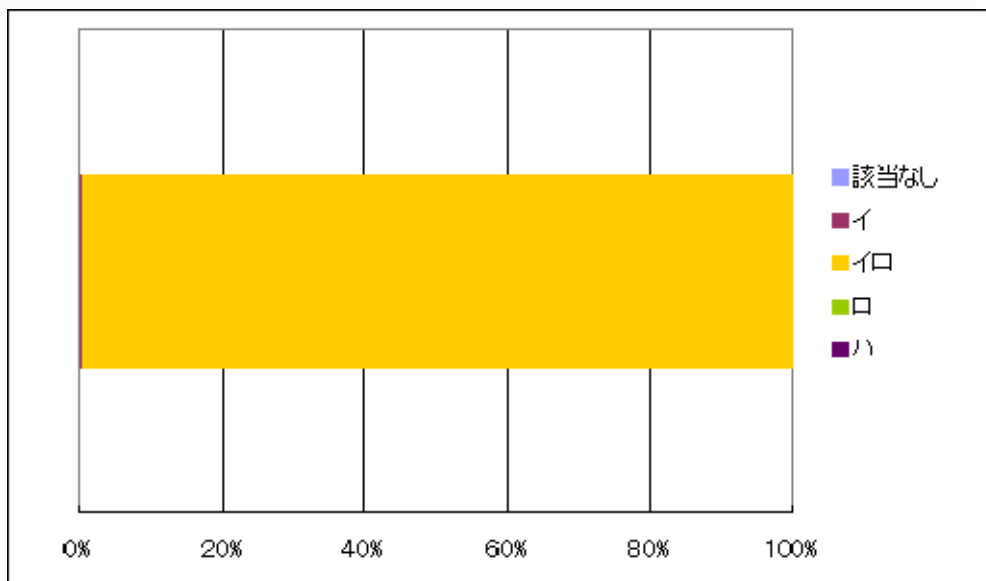


## 局所換気対策(浴室)

### 換気上重要な浴室の換気のための対策

浴室: イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	該当なし	イ	イロ	ロ	ハ	合計
戸数	122	191	57,485	17	4	57,819
%	0.2%	0.3%	99.4%	0.0%	0.0%	100.0%

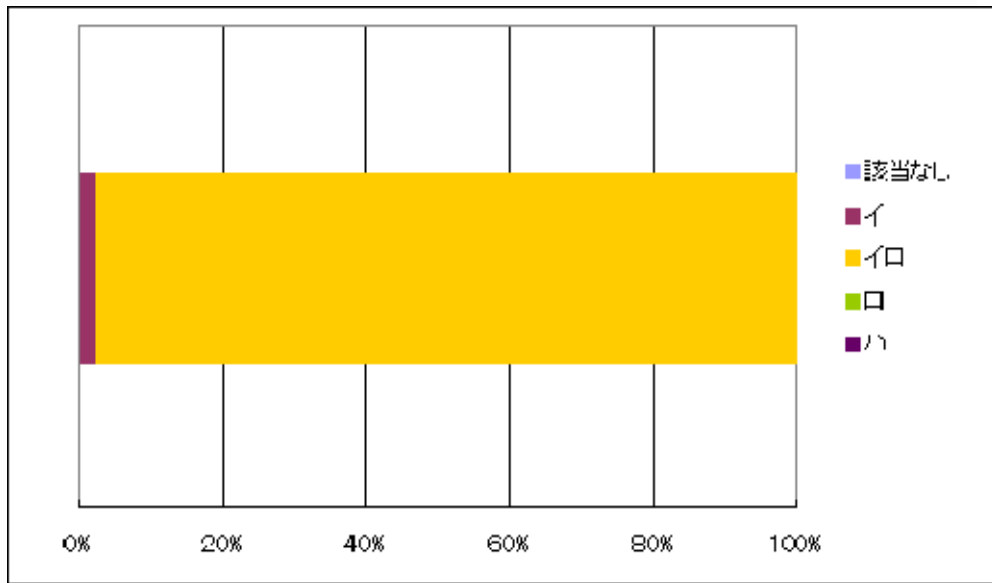


## 局所換気対策(台所)

### 換気上重要な台所の換気のための対策

台所: イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	該当なし	イ	イロ	ロ	ハ	合計
戸数	136	1,286	56,379	13	5	57,819
%	0.2%	2.2%	97.5%	0.0%	0.0%	100.0%



## 7 光・視環境に関すること

住宅の居間や寝室など、とくに光の採り入れのニーズの高い部屋を対象に、窓などの開口部の大小を床面積との比率で評価して表示するものです。

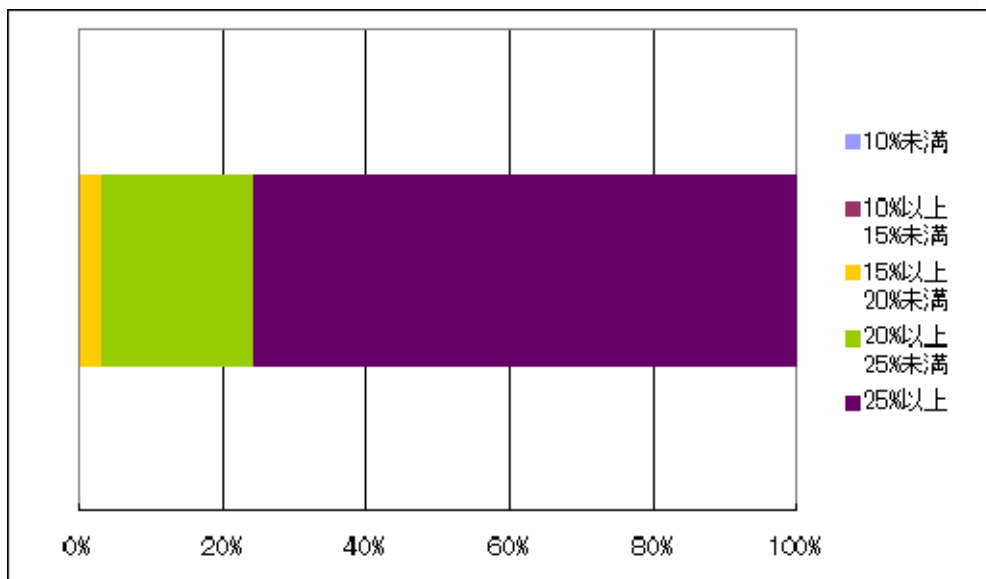
直接、直射日光の量を評価するものではありませんが、一般的には、本事項の数値が大きいほど、直射日光を採り入れやすい計画であるといえます。

### 7-1 単純開口率

居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ

単純開口率：[                      %以上]

	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上	合計
戸数	11	192	1,772	12,127	43,713	<b>57,815</b>
%	0.0%	0.3%	3.1%	21.0%	75.6%	<b>100.0%</b>





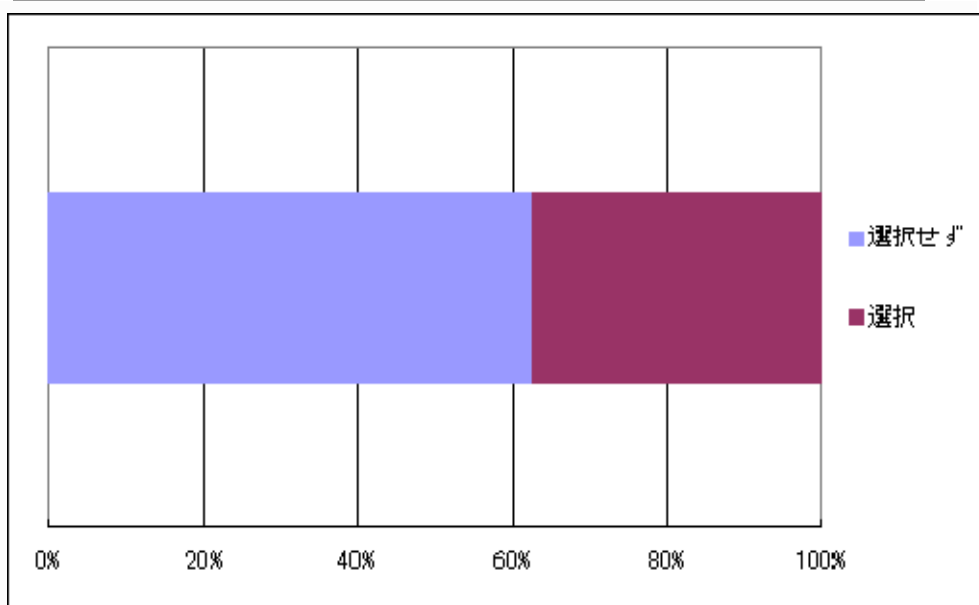
## 8 音環境に関すること

居間の外壁に設けられたサッシなどを評価対象に、空気伝搬音を遮断する性能を評価して3段階の等級で方位別に表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能をもったサッシであるといえます。

### 8-4 透過損失等級(外壁開口部)選択

居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

	選択せず	選択	合計
戸数	36,166	21,653	57,819
%	62.6%	37.4%	100.0%

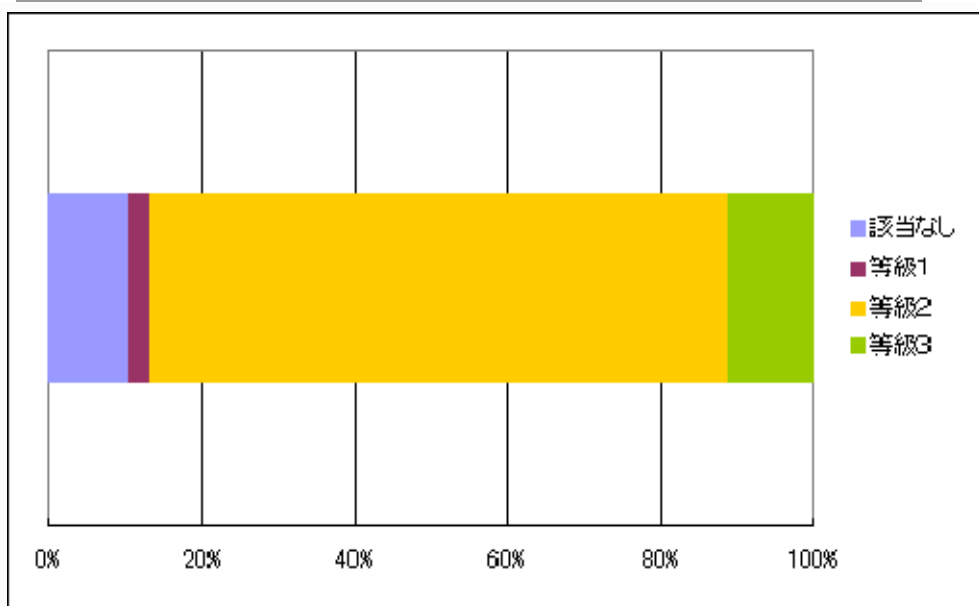


### 透過損失等級(外壁開口部) 北

北面:居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	2,248	624	16,353	2,428	21,653
%	10.4%	2.9%	75.5%	11.2%	100.0%

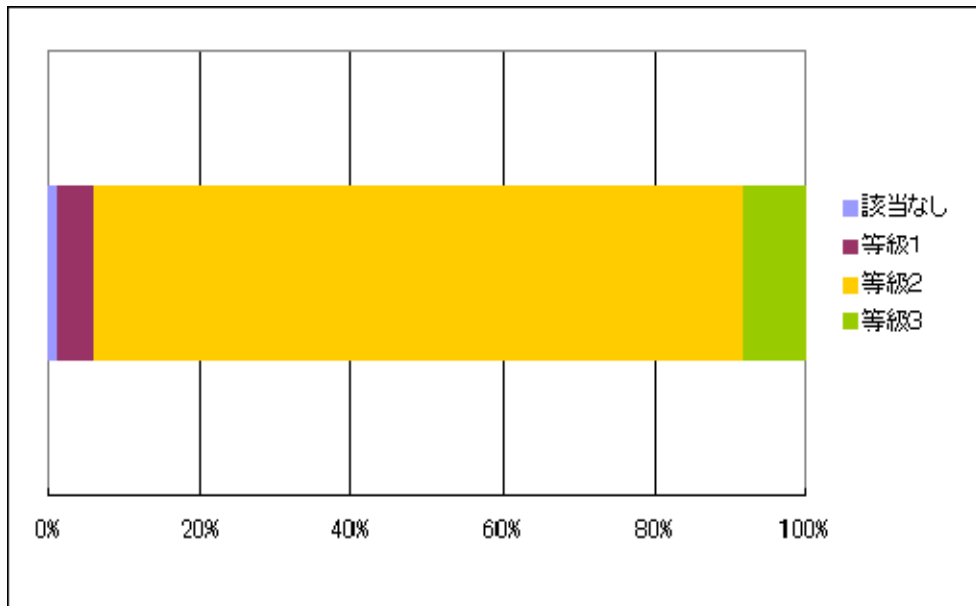


### 透過損失等級(外壁開口部) 東

東面:居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	259	1,066	18,530	1,798	21,653
%	1.2%	4.9%	85.6%	8.3%	100.0%

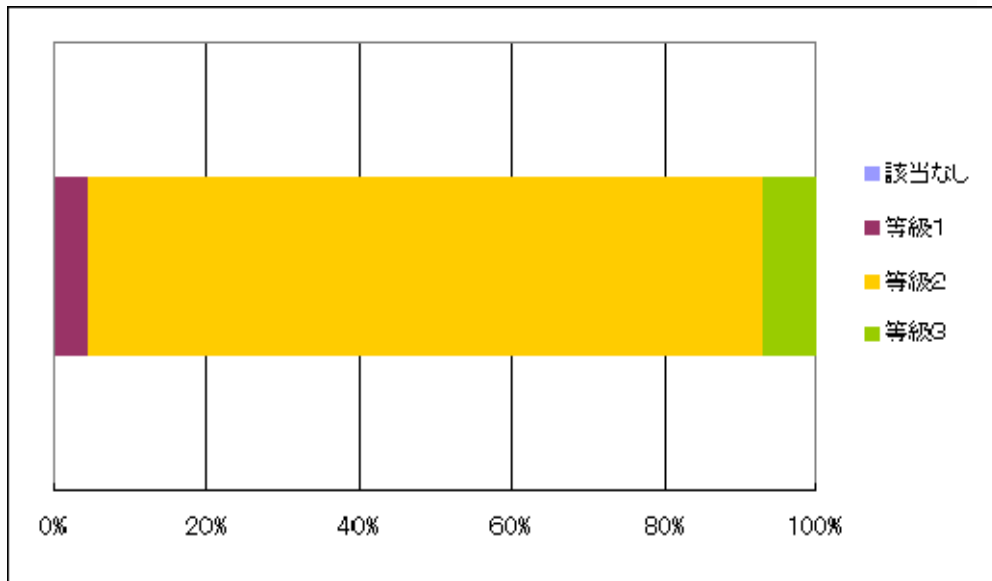


### 透過損失等級(外壁開口部) 南

南面:居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	29	960	19,124	1,540	<b>21,653</b>
%	0.1%	4.4%	88.3%	7.1%	<b>100.0%</b>

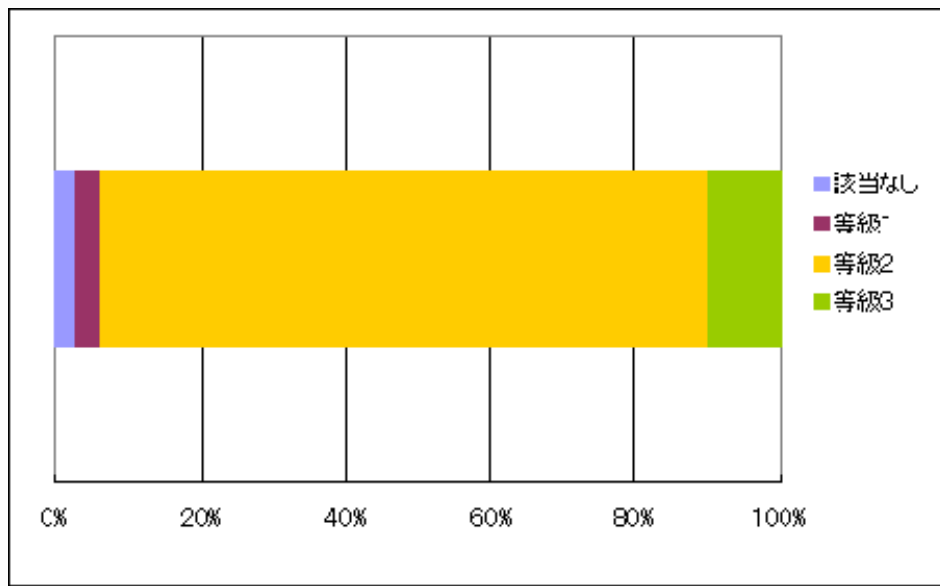


### 透過損失等級(外壁開口部) 西

西面:居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	591	746	18,114	2,202	<b>21,653</b>
%	2.7%	3.4%	83.7%	10.2%	<b>100.0%</b>



## 9 高齢者等への配慮に関すること

### 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)

高齢者等への配慮のために必要な対策が、住戸内でどの程度講じられているかを評価して5段階の等級で表示するものです。

等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられている住宅であることを表しています。

評価の対象となる対策は、「移動時の安全性」と「介助の容易性」という2つの目標を達成するためのものとしています。

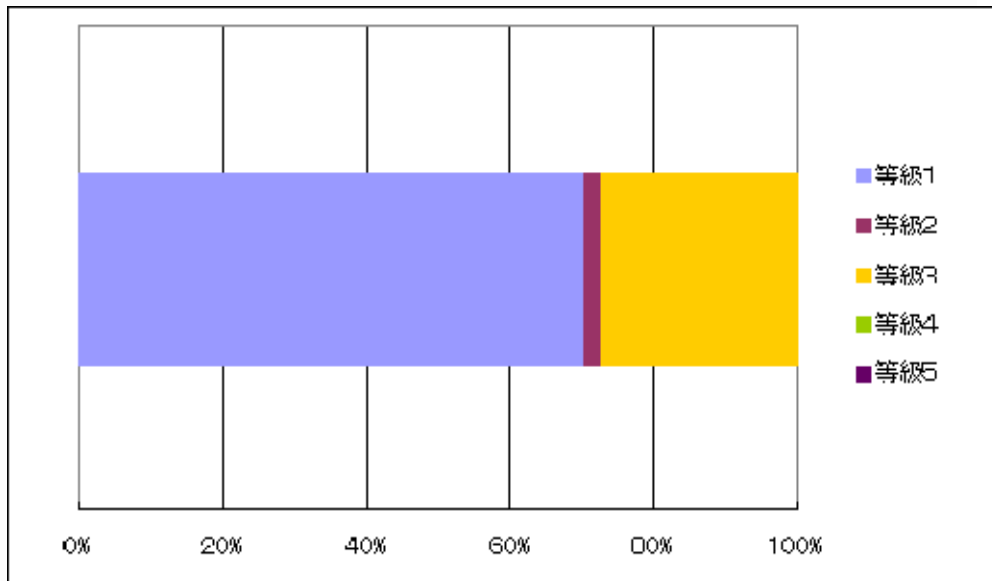
「移動時の安全性」については、高齢者等が利用する部屋と主要な部屋とを同一階に配置することや、階段への手すりの設置や勾配の工夫、床や出入口などの段差の解消、玄関・便所・浴室・脱衣室への手すりの設置などを評価します。

「介助の容易性」については、通路や出入口の幅、浴室・寝室・便所の広さなどを評価します。

#### 住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度

等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級 4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
等級 3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
等級 1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	40,704	1,183	15,911	21	0	57,819
%	70.4%	2.0%	27.5%	0.0%	0.0%	100.0%



## 10 防犯に関すること

住宅の開口部を外部からの接近のしやすさに応じて各階毎にグループ化し、グループ毎に属する全ての開口部について、防犯建物部品等を使用しているか否かを表示します。

防犯建物部品等には、国土交通省や警察庁、民間団体等による「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品等が、該当します。

### 10-1 開口部の侵入防止対策等級

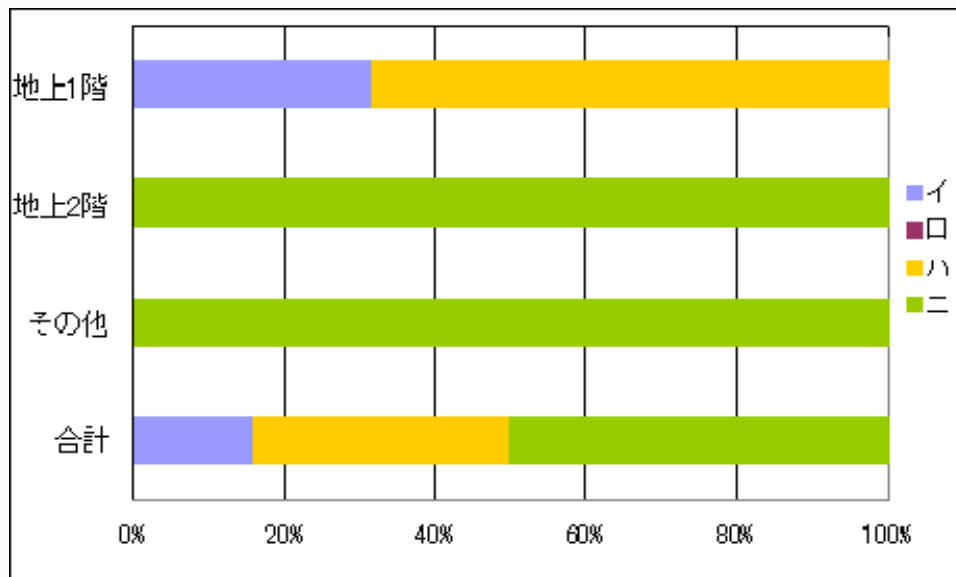
通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

イ	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である。
ロ	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である。ただし、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる。
ハ	その他
ニ	該当する開口部なし

#### a.住戸の出入口

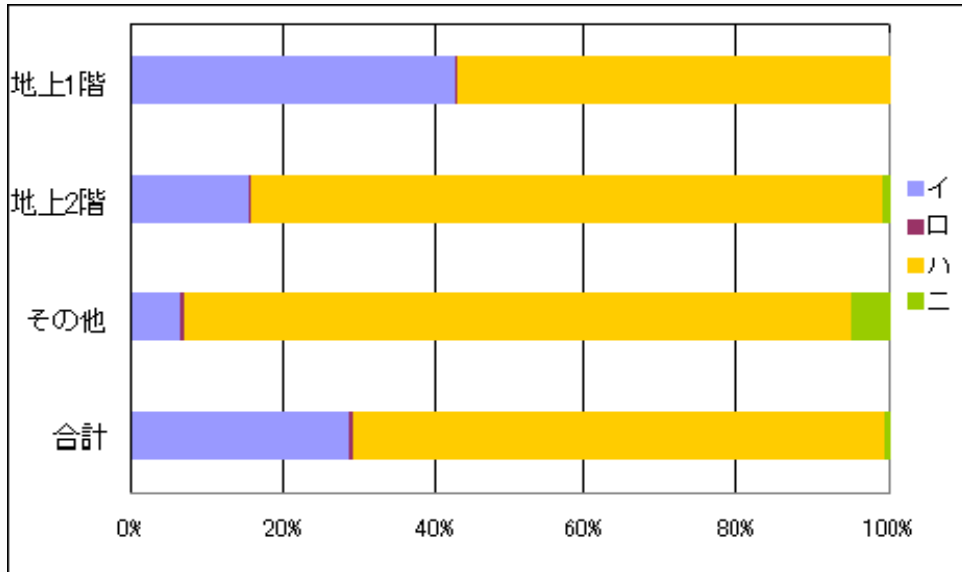
		イ	ロ	ハ	ニ	合計
地上 1 階	戸数	18,407	2	39,339	21	57,769
	%	31.9%	0.0%	68.1%	0.0%	100.0%
地上 2 階	戸数	54	0	120	55,742	55,916
	%	0.1%	0.0%	0.2%	99.7%	100.0%
その他	戸数	1	0	5	2,679	2,685
	%	0.0%	0.0%	0.2%	99.8%	100.0%
合計	戸数	18,462	2	39,464	58,442	116,370
	%	15.9%	0.0%	33.9%	50.2%	100.0%





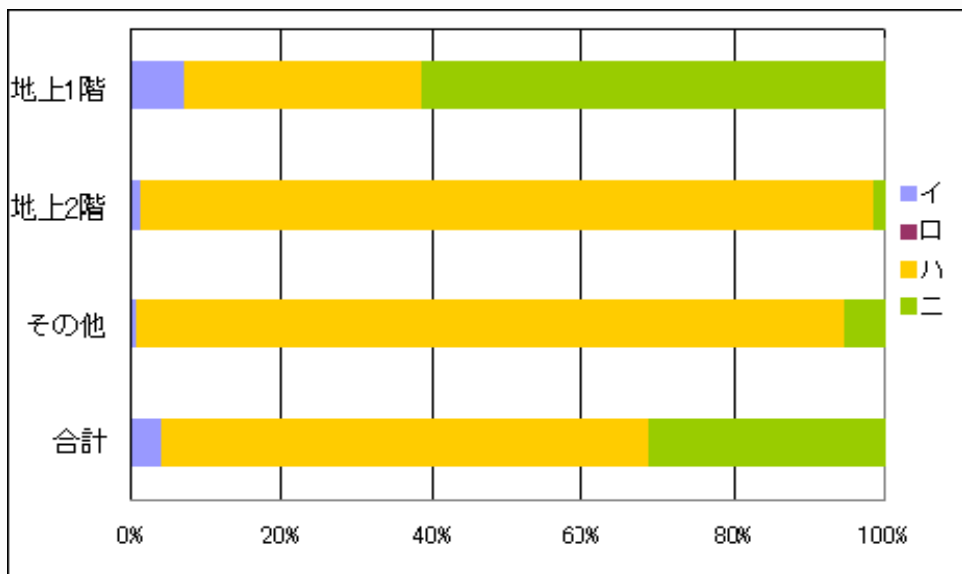
b.地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から当該開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
地上1階	戸数	24,687	195	32,861	25	<b>57,768</b>
	%	42.7%	0.3%	56.9%	0.0%	<b>100.0%</b>
地上2階	戸数	8,739	204	46,366	607	<b>55,916</b>
	%	15.6%	0.4%	82.9%	1.1%	<b>100.0%</b>
その他	戸数	178	13	2,356	138	<b>2,685</b>
	%	6.6%	0.5%	87.7%	5.1%	<b>100.0%</b>
合計	戸数	33,604	412	81,583	770	<b>116,369</b>
	%	28.9%	0.4%	70.1%	0.7%	<b>100.0%</b>



c.a及びbに掲げるもの以外のもの

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
地上1階	戸数	4,109	8	18,300	35,353	57,770
	%	7.1%	0.0%	31.7%	61.2%	100.0%
地上2階	戸数	787	12	54,191	925	55,915
	%	1.4%	0.0%	96.9%	1.7%	100.0%
その他	戸数	20	0	2,515	150	2,685
	%	0.7%	0.0%	93.7%	5.6%	100.0%
合計	戸数	4,916	20	75,006	36,428	116,370
	%	4.2%	0.0%	64.5%	31.3%	100.0%



## 第2章 平成 21 年度 建設住宅性能 評価書(新築)データ(共同住宅等)

### 1 構造の安定に関すること

1-1、1-2、1-4、1-5 は構造躯体の強さを表す性能表示事項を定めています。耐積雪等級は、建築基準法に定められた多雪区域内においてのみ表示されます。

これら4つの性能表示事項は、等級に応じて定める力に対して、「**損傷防止**」、「**倒壊等防止**」という2つの目標が達成できるような構造躯体の強さが確保されているかどうかを評価・表示するものです。等級が高くなるほど、より大きな力に耐える住宅であることを表しています。

「**損傷防止**」とは、**数十年に一回**は起こりうる(一般的な耐用年数の住宅では遭遇する可能性は高い)大きさの力に対して、大規模な工事が伴う修復を要するほどの**著しい損傷が生じないように**することをいいます。「**倒壊等防止**」とは、**数百年に一回**は起こりうる(一般的な耐用年数の住宅でも遭遇する可能性は低い)大きさの力に対して、**損傷は受けても、人命が損なわれるような壊れ方**をしないようにすることをいいます。

なお、1-3 は建築基準法に基づく免震建築物であるか否かを表す性能表示事項です。評価対象建築物が免震建築物であることが確認された場合は、1-1 及び 1-2 の評価は行いません。(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

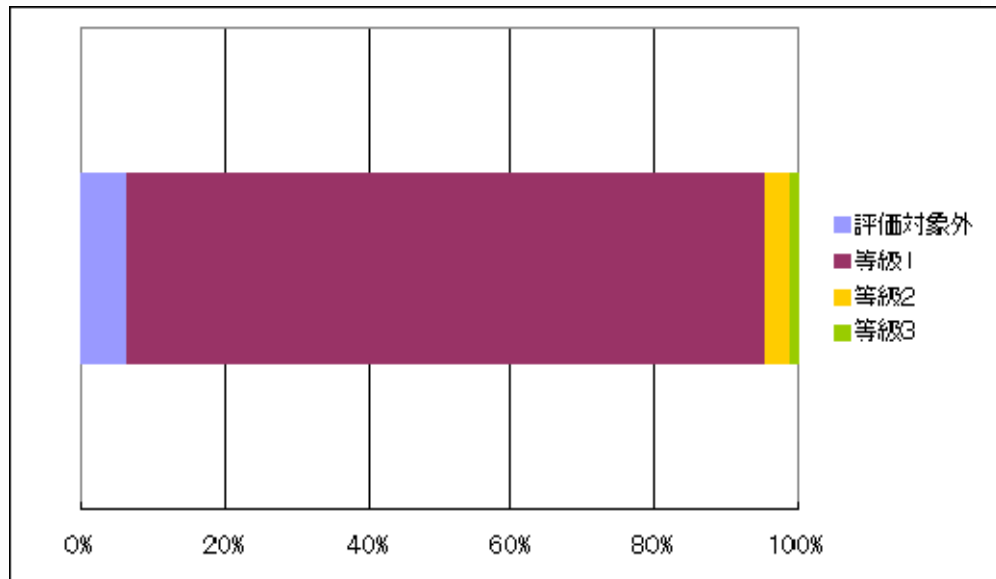
#### 1-1 耐震等級(構造躯体の倒壊等防止)

地震に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ

等級 3	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの)の 1.5 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級 2	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの)の 1.25 倍の力に対して倒壊、崩壊等しない程度
等級 1	極めて稀に(数百年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 3 項に定めるもの)に対して倒壊、崩壊等しない程度

	評価対象外※	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	6,133	83,167	3,509	971	<b>93,780</b>
%	6.5%	88.7%	3.7%	1.0%	<b>100.0%</b>

※1-3 において免震建築物であるとされたもの。



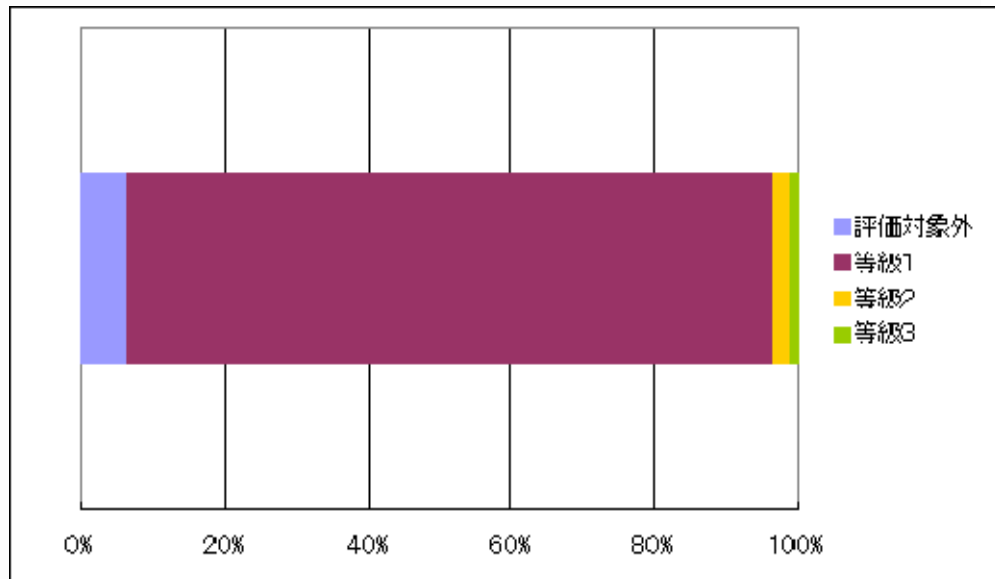
## 1-2 耐震等級(構造躯体の損傷防止)

地震に対する構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 3	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)の 1.5 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 2	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)の 1.25 倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 1	稀に(数十年に一度程度)発生する地震による力(建築基準法施行令第 88 条第 2 項に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

	評価対象外※	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	6,133	84,264	2,305	1,078	93,780
%	6.5%	89.9%	2.5%	1.1%	100.0%

※1-3 において免震建築物であるとされたもの。



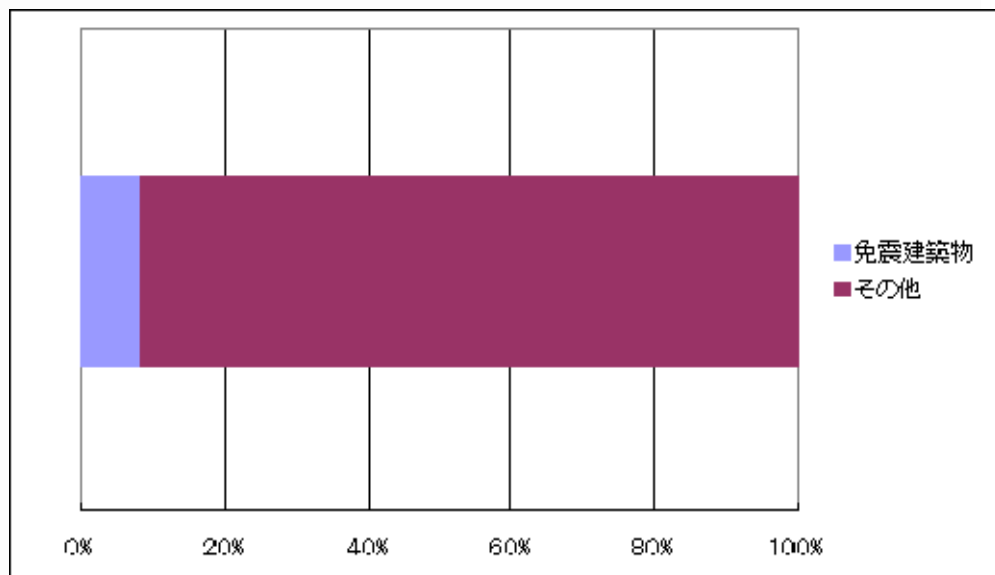
### 1-3 その他(地震に対する構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

#### 評価対象建築物が免震建築物であるか否か

免震建築物     その他

	免震建築物	その他	合計
戸数	7,074	78,618	85,692
%	8.3%	91.7%	100.0%

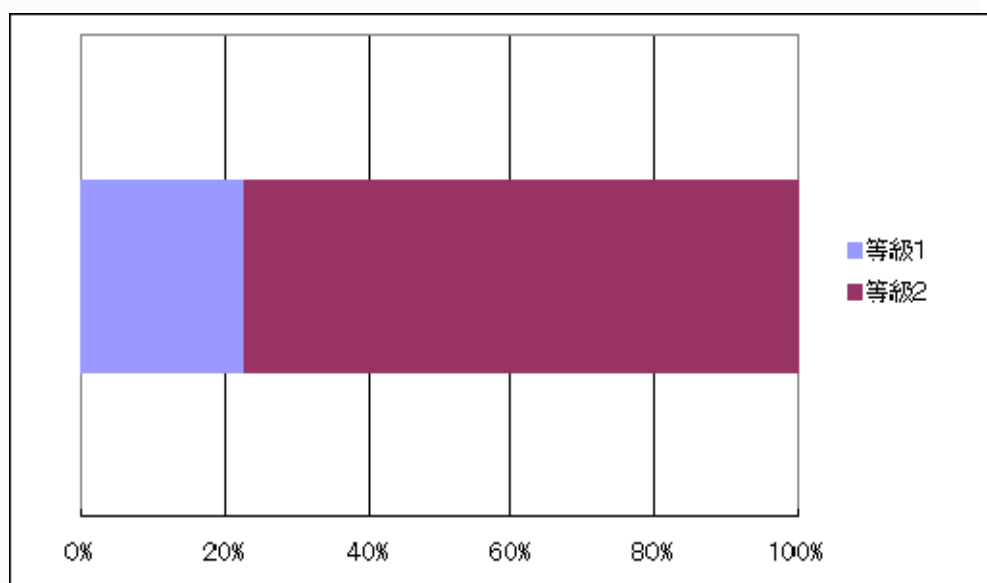


#### 1-4 耐風等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

暴風に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する暴風による力(建築基準法施行令第87条に定めるものの1.6倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する暴風による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度

	等級 1	等級 2	合計
戸数	21,415	72,365	93,780
%	22.8%	77.2%	100.0%



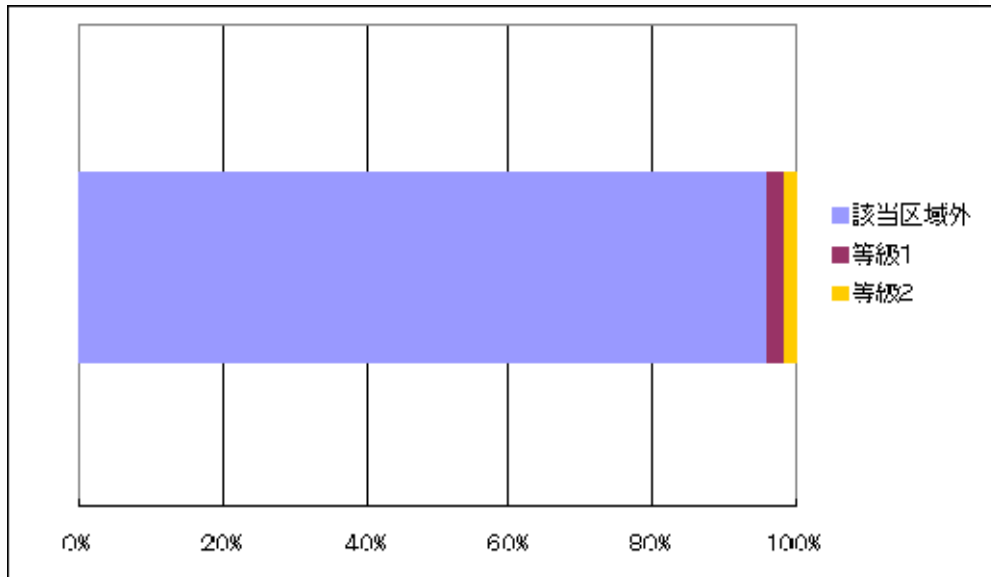
#### 1-5 耐積雪等級(構造躯体の倒壊等防止及び損傷防止)

屋根の積雪に対する構造躯体の倒壊、崩壊等のしにくさ及び構造躯体の損傷(大規模な修復工事を要する程度の著しい損傷)の生じにくさ

等級 2	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)の1.2倍の力に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)の1.2倍の力に対して損傷を生じない程度
------	---

等級 1	極めて稀に(500年に一度程度)発生する積雪による力(建築基準法施行令第86条に定めるものの1.4倍)に対して倒壊、崩壊等せず、稀に(50年に一度程度)発生する積雪による力(同条に定めるもの)に対して損傷を生じない程度
------	---

	該当区域外	等級 1	等級 2	合計
戸数	89,855	2,237	1,688	<b>93,780</b>
%	95.8%	2.4%	1.8%	<b>100.0%</b>



## 2 火災時の安全に関すること

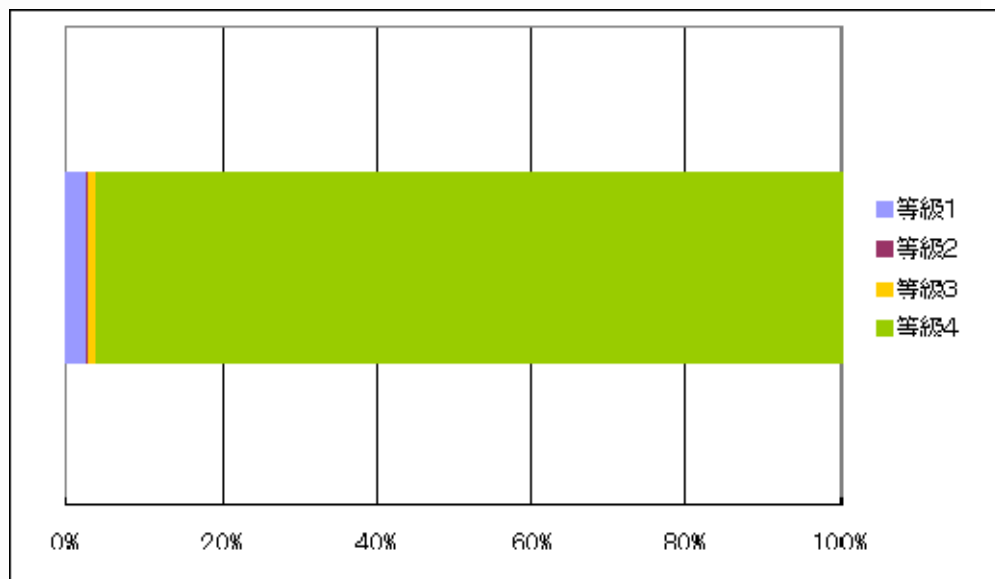
### 2-1 感知警報装置設置等級(自住戸火災時)

自らの住宅から発生した火災を早く知るための装置の設置を評価して、4段階の等級で表示します。火災の感知ができる範囲と警報を聞くことができる範囲が広いほど、高い等級を表示します。

評価対象住戸において発生した火災の早期の覚知のしやすさ

等級 4	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、住戸全域にわたり警報を発するための装置が設置されている
等級 3	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び居室で発生した火災を早期に感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級 2	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての台所及び寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている
等級 1	評価対象住戸において発生した火災のうち、すべての寝室等で発生した火災を感知し、当該室付近に警報を発するための装置が設置されている

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	2,439	315	775	90,251	<b>93,780</b>
%	2.6%	0.3%	0.8%	96.2%	<b>100.0%</b>





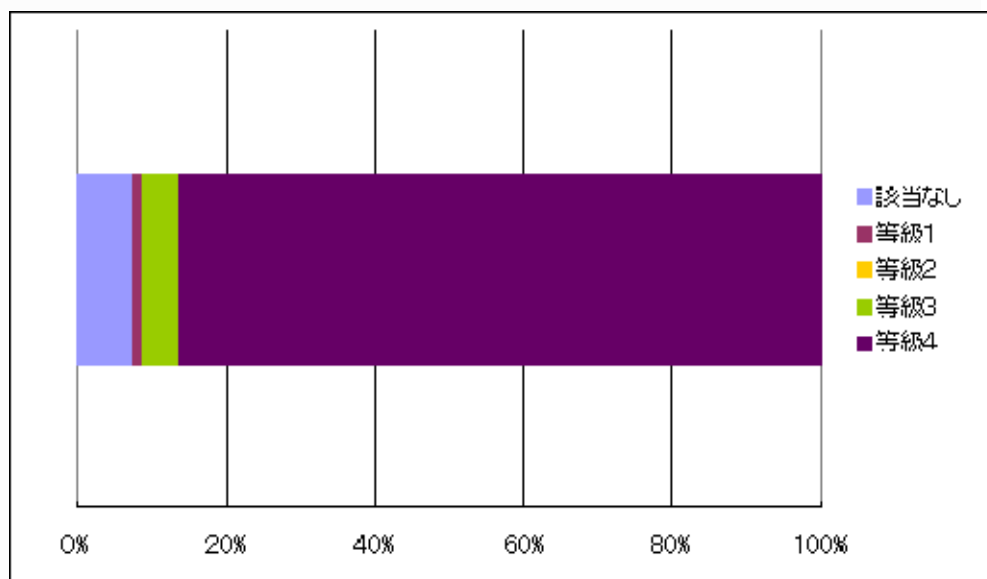
## 2-2 感知警報装置設置等級(他住戸等火災時)

共同住宅などで自らの住戸以外から発生した火災を早く知るための装置の設置を評価して、4段階の等級で表示します。火災の感知と警報のための装置が自動化されているほど、感知・警報が迅速なものとなることから、高い等級を表示します。

評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等において発生した火災の早期の覚知のしやすさ

等級 4	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に自動で警報を発するための装置が設置されている
等級 3	他住戸等において発生した火災について、当該他住戸等に火災を自動で感知するための装置が設置され、かつ、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
等級 2	他住戸等において発生した火災について、評価対象住戸に手動で警報を発するための装置が設置されている
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	7,112	1,200	4	4,536	80,928	93,780
%	7.6%	1.3%	0.0%	4.8%	86.3%	100.0%

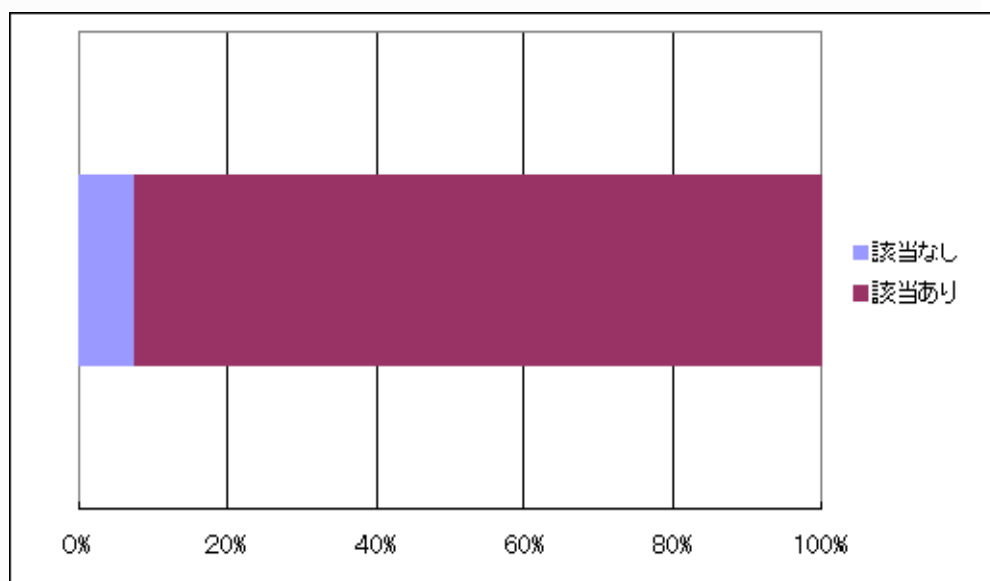


## 2-3 避難安全対策(他住戸等火災時・共用廊下)/耐火等級(避難経路の隔壁の開口部)

共同住宅などで一般的な避難経路として想定される、共用廊下を評価します。具体的には、(1)機械装置など煙を排出するための措置の内容、(2)2つ以上の経路の確保など形状の区分を表示します。なお、2つ以上の経路が確保されないなど一定の条件にあてはまる場合は、直通階段までの間の共用廊下に面する窓などの開口部が、どれぐらいの間、火炎に耐えられるのかを評価して3段階の等級で表示します。

評価対象住戸の同一階又は直下の階にある他住戸等における火災発生時の避難を容易とするために共用廊下に講じられた対策

	該当なし	該当あり	合計
戸数	7,148	86,632	93,780
%	7.6%	92.4%	100.0%



## 2-4 脱出対策(火災時)

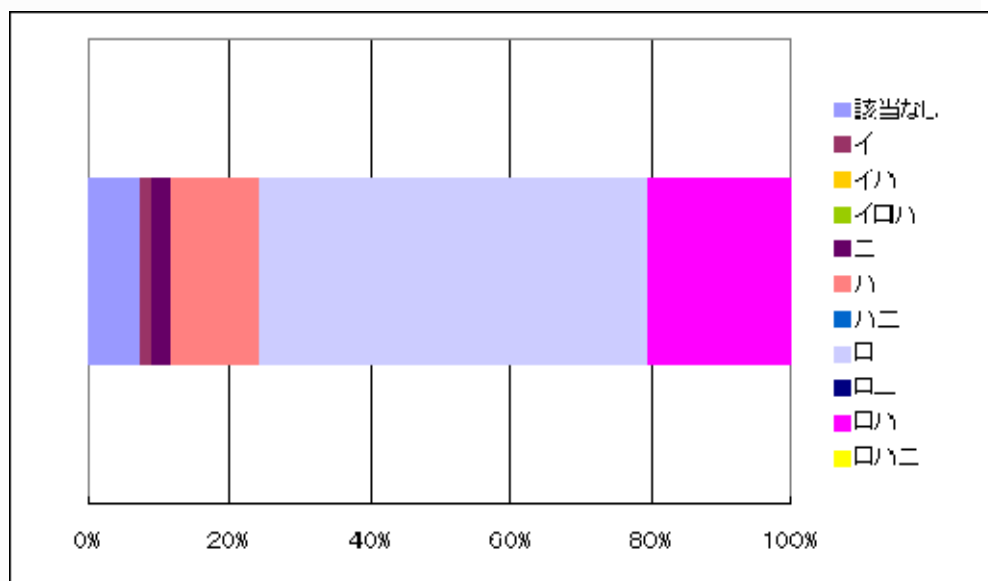
火災時に避難が遅れ、通常の避難経路がすでに危険な状態となった場合には、緊急的な脱出のための対策が講じられているかどうか重要です。ここでは、直通階段まで通じるバルコニーや避難器具(避難ばしご、避難口など)などの有無を評価・表示します。

通常の歩行経路が使用できない場合の緊急的な脱出のための対策

- イ. 直通階段に直接通ずるバルコニー
- ロ. 隣戸に通ずるバルコニー
- ハ. 避難器具
- ニ. その他

	該当なし	イ	イハ	イロハ	ニ	ハ
戸数	7,038	1,475	53	1	2,298	12,171
%	7.5%	1.6%	0.1%	0.0%	2.5%	13.0%

	ハニ	ロ	ロニ	ロハ	ロハニ	合計
戸数	8	51,560	2	19,168	6	93,780
%	0.0%	55.0%	0.0%	20.4%	0.0%	100.0%



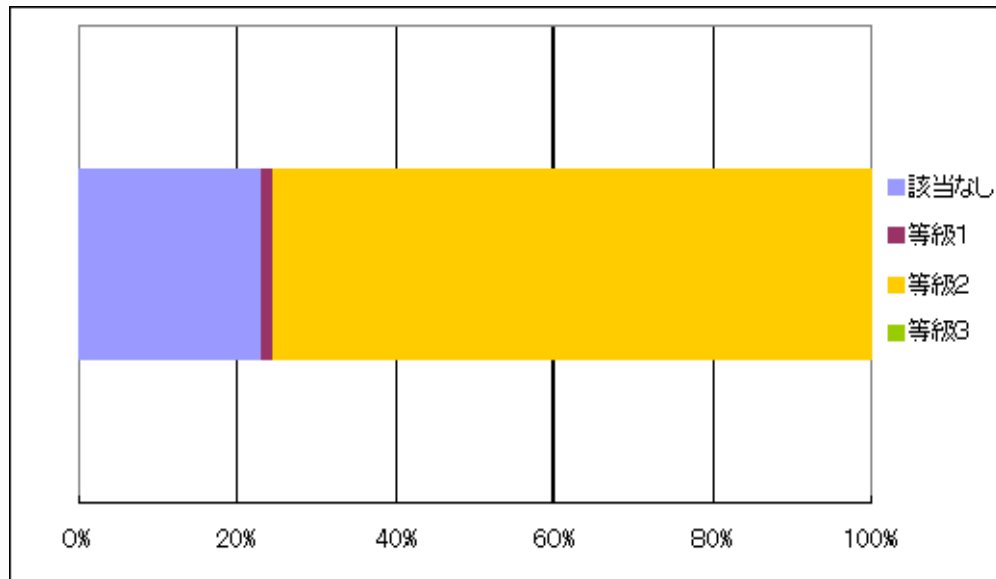
## 2-5 耐火等級(延焼のおそれのある部分〔開口部〕)

隣接する建物などからの延焼をしにくくするためには、住宅に十分な耐火性を確保することが必要です。ここでは、住宅のうち延焼のおそれのある部分(隣地境界線などからの距離が1階で3 m、2階以上で5 m 以内の部分)に設けられる窓などの開口部が、どれぐらいの間、火炎に耐えられるのかを評価して3段階の等級で表示します。

延焼のおそれのある部分の開口部に係る火災による火炎を遮る時間の長さ

等級 3	火炎を遮る時間が 60 分相当以上
等級 2	火炎を遮る時間が 20 分相当以上
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	21,788	1,045	70,884	63	93,780
%	23.2%	1.1%	75.6%	0.1%	100.0%



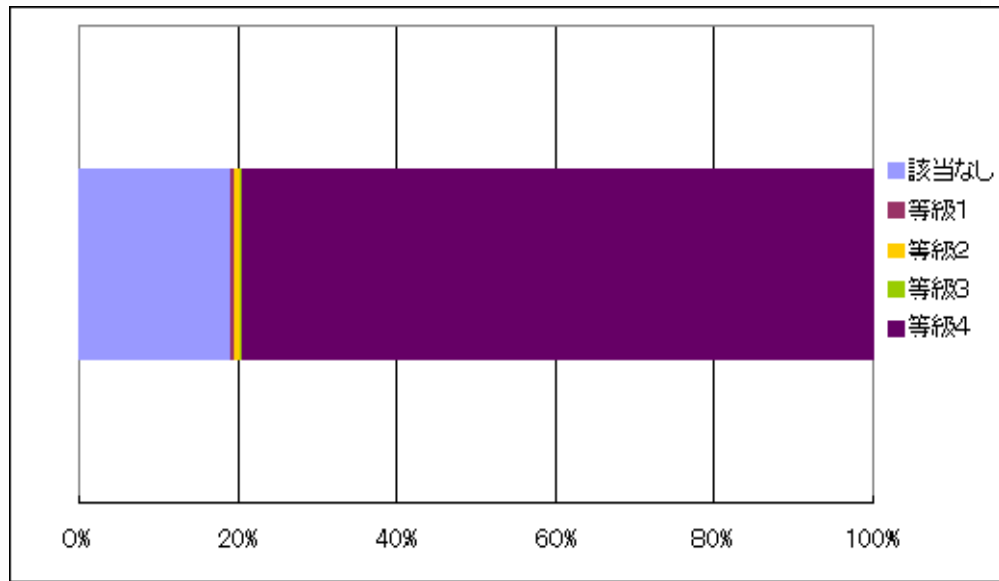
## 2-6 耐火等級(延焼のおそれのある部分〔開口部以外〕)

住宅のうち延焼のおそれのある部分にある外壁や軒裏が、どれぐらいの間、火熱に耐えられるのかを評価して4段階の等級で表示します。

延焼のおそれのある部分の外壁等(開口部以外)に係る火災による火熱を遮る時間の長さ

等級 4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
等級 3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	17,795	659	721	219	74,386	93,780
%	19.0%	0.7%	0.8%	0.2%	79.3%	100.0%



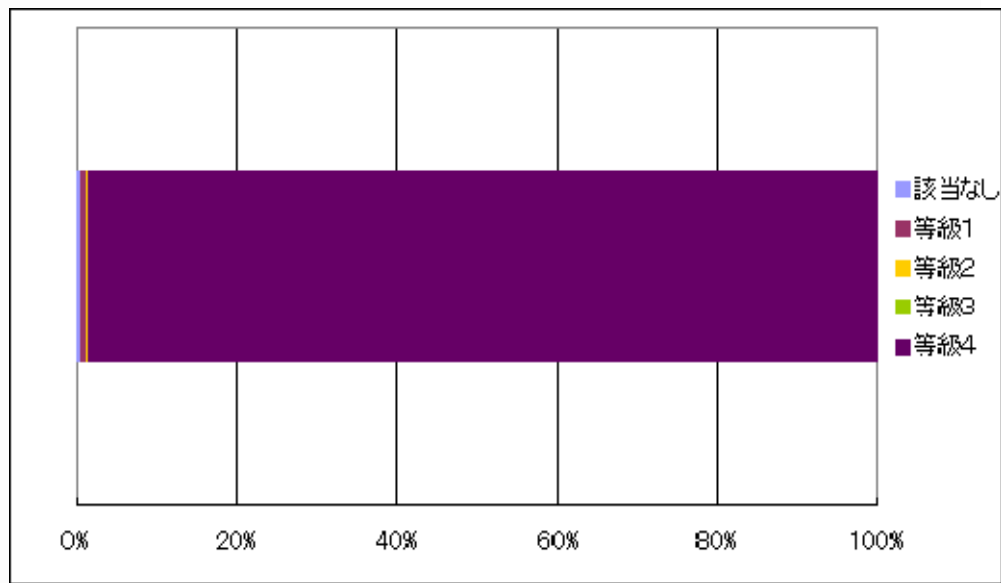
## 2-7 耐火等級(界壁及び界床)

共同住宅などで、隣戸との間にある壁や上下の住戸との間にある床が、どれぐらいの間、火熱に耐えられるのかを評価して4段階の等級で表示します。

住戸間の界壁及び界床に係る火災による火熱を遮る時間の長さ

等級 4	火熱を遮る時間が 60 分相当以上
等級 3	火熱を遮る時間が 45 分相当以上
等級 2	火熱を遮る時間が 20 分相当以上
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	456	812	33	158	92,321	93,780
%	0.5%	0.9%	0.0%	0.2%	98.4%	100.0%



### 3 劣化の軽減に関すること

柱、梁、主要な壁などの構造躯体に使用されている材料に主に着目して、劣化を軽減する対策の程度を評価して等級で表示します。  
等級が高くなるほど、より長い耐用期間を確保するために必要な対策が講じられていることを表しています。

材料の種類により劣化の原因や対策の方法は異なります。

木造住宅では、水分や湿気による木材の腐朽やシロアリの被害を軽減するための対策として、**通気・換気をはじめとする構法上の工夫や、高耐久の木材の使用といった材料の選択**などを評価します。

鉄骨造住宅では、水分や大気中の汚染物質による鋼材のさびを軽減するための対策として、**めっきや塗料の工夫や、換気を行うこと**などを評価します。

また、鉄筋コンクリート造住宅などでは、水分や大気の影響による鉄筋のさびなどを軽減するための対策として、**コンクリートの厚さや強度の確保、コンクリートを保護する外装材の選択**などを評価します。

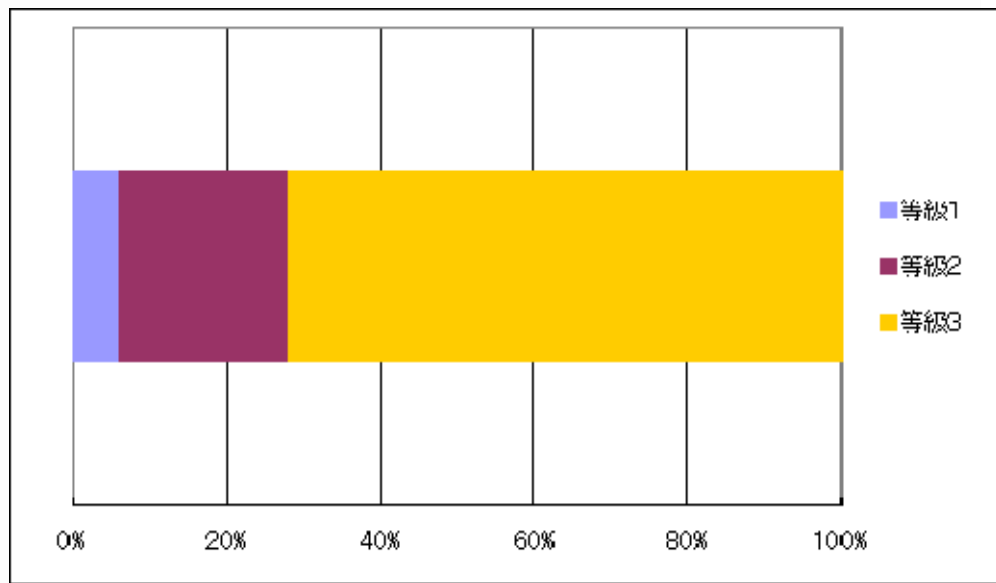
いずれの場合も、**日常の清掃、点検、補修がある程度行われること、通常**の自然条件が継続することなどを前提として、等級に応じた耐用期間を確保するために必要な対策が講じられているかどうかを評価するものです。

#### 3-1 劣化対策等級(構造躯体等)

構造躯体等に使用する材料の交換等大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策の程度

等級 3	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 3 世代(おおむね 75~90 年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 2	通常想定される自然条件及び維持管理の条件の下で 2 世代(おおむね 50~60 年)まで、大規模な改修工事を必要とするまでの期間を伸長するため必要な対策が講じられている
等級 1	建築基準法に定める対策が講じられている

	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	5,721	20,543	67,516	93,780
%	6.1%	21.9%	72.0%	100.0%





## 4 維持管理・更新への配慮に関すること

### 4-1 維持管理対策等級(専用配管)

一戸建ての住宅の配管や共同住宅等の各住戸の専用部分の配管について、維持管理のしやすさを評価するものです。

ここで取りあげている対策には次のものがあります。

**a. 共同住宅等で他の住戸に入らずに専用配管の維持管理を行うための対策**

例)他の住戸の専用部分に当該住戸の配管をしないこと

**b. 構造躯体を傷めないで点検及び補修を行うための対策**

例)配管が貫通部等を除き、コンクリート等に埋め込まれていないこと

**c. 構造躯体も仕上材も傷めないで点検、清掃を行うための対策**

例)適切な点検のための開口や掃除口が設けられていること

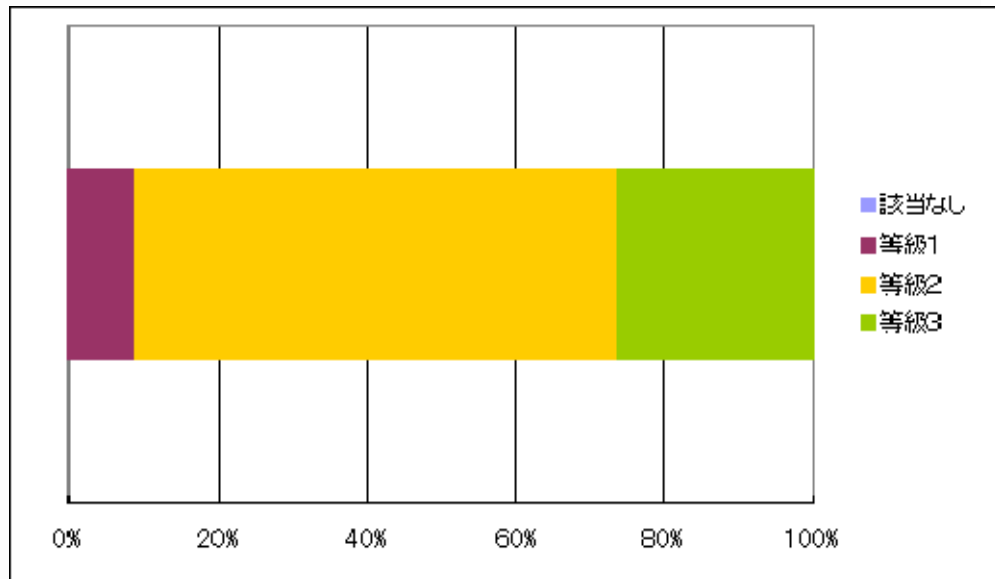
ここでは上記の全ての対策を講じたものを等級3とし、a 及び b の対策を講じたものを等級2としています。

等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられていることを表しています。

専用の給排水管・給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度

等級 3	掃除口及び点検口が設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級 2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	1	8,191	60,816	24,772	93,780
%	0.0%	8.7%	64.8%	26.4%	100.0%



#### 4-2 維持管理対策等級 (共用配管)

共同住宅等の共用の立管や横主管について、維持管理のしやすさを評価するもので、例えば、分譲住宅の管理組合などを対象とした表示とすることができます。

ここで取りあげている対策には次のものがあります。

**a. 構造躯体を傷めないで点検や補修を行うための対策**

例) 配管が貫通部等を除き、コンクリート等に埋め込まれていないこと

**b. 構造躯体も仕上げ材も傷めないで点検、清掃を行うための対策**

例) 適切な点検のための開口や掃除口が設けられていること

**c. 構造躯体も仕上げ材も傷めないで補修を行うための対策**

例) 適切な補修のための開口や人通口が設けられていること

**d. 専用住戸内に立ち入らずに点検、清掃及び補修を行うための対策**

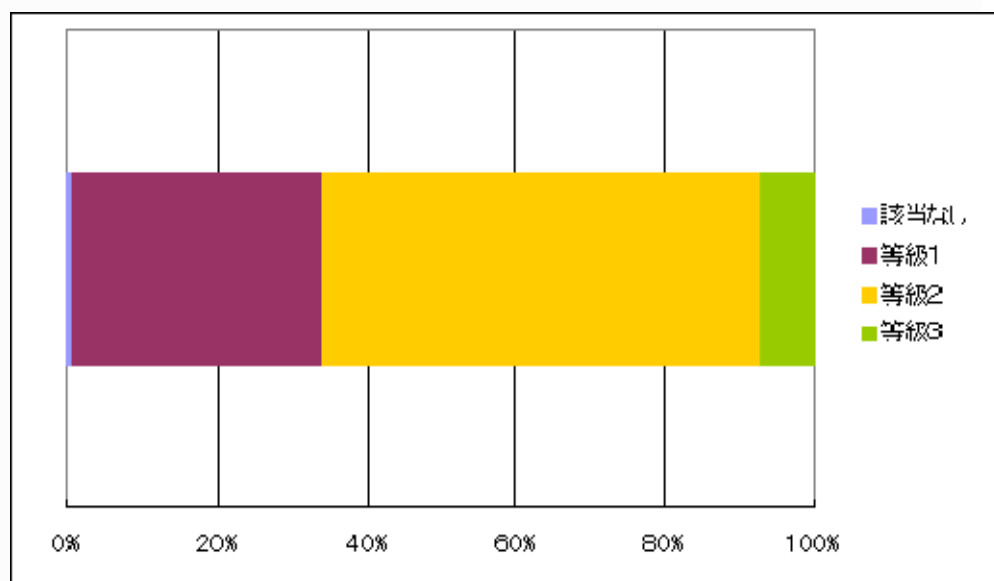
例) 共用配管が共用部分、建物外周部、バルコニーなどに設置されていること

ここでは、上記全ての対策を講じたものを等級3とし、a及びbの対策を講じたものを等級2としています。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられていることを表しています。

共用の給排水管・給湯管及びガス管の維持管理(清掃、点検及び補修)を容易とするため必要な対策の程度

等級3	清掃、点検及び補修ができる開口が住戸外に設けられている等、維持管理を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級2	配管をコンクリートに埋め込まない等、維持管理を行うための基本的な措置が講じられている
等級1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	621	31,142	54,971	7,046	93,780
%	0.7%	33.2%	58.6%	7.5%	100.0%



#### 4-3 更新対策(共用排水管)

共同住宅等の共用排水管について、更新工事のしやすさを評価します。

ここで取りあげている対策には次のものがあります。

**a. 構造躯体を傷めないで共用排水管の更新を行うための対策**

例) 共用排水管が、貫通部を除き、コンクリートに埋め込まれていないこと

**b. 専用住戸内に立ち入らずに共用排水管の更新を行うための対策**

例) 共用排水管が共用部分、建物外周部、バルコニーなどに設置されていること

**c. 共用排水管の更新時における、はつり工事や切断工事を軽減するための対策**

例) 分解可能な排水管の使用や新しい排水管の設置スペースをあらかじめ設けておくなど

ここでは上記の全ての対策を講じたものを等級3とし、a 及び b の対策を講じたものを等級2としています。

等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられていることを表しています。

また、等級による表示以外にも、共用排水管の更新工事において重要となる共用排水立管が、住棟のどの部分に設置されているかを、以下のいずれかで表示します。

イ. 共用廊下に面する共用部分

ロ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部

ハ. バルコニー

ニ. 住戸専有部

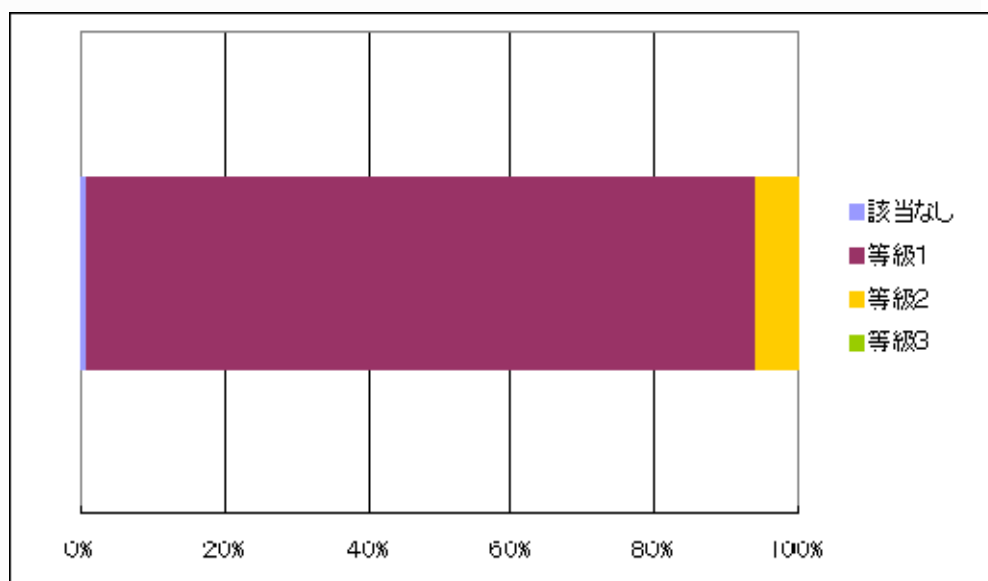
## ホ. その他

(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

### 共用排水管の更新を容易とするための必要な対策

等級 3	配管が共用部分に配置されており、かつ、更新を容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級 2	配管が共用部分に設置されている等、更新を行うための基本的な措置が講じられている
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	624	79,758	5,227	83	<b>85,692</b>
%	0.7%	93.1%	6.1%	0.1%	<b>100.0%</b>



### 共用排水立管が設置されている位置

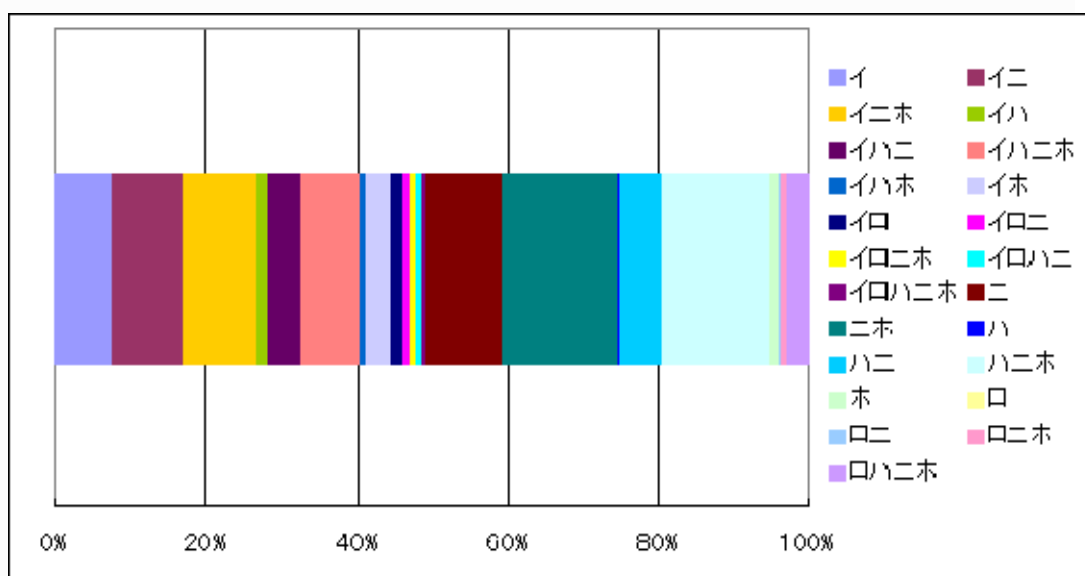
イ. 共用廊下に面する共用部分    ロ. 外壁面、吹き抜け等の住戸外周部

ハ. バルコニー    ニ. 住戸専用部    ホ. その他

	イ	イニ	イニホ	イハ	イハニ	イハニホ	イハホ	イホ
戸数	6,584	7,907	8,392	1,062	3,725	6,667	710	2,826
%	7.7%	9.3%	9.9%	1.2%	4.4%	7.8%	0.8%	3.3%

	イロ	イロニ	イロニホ	イロハニ	イロハニホ	ニ	ニホ	ハ
戸数	1,294	811	625	682	371	8,704	12,961	212
%	1.5%	1.0%	0.7%	0.8%	0.4%	10.2%	15.2%	0.2%

	ハニ	ハニホ	ホ	ロ	ロニ	ロニホ	ロハニホ	合計
戸数	4,893	12,105	1,217	10	171	550	2,585	85,064
%	5.8%	14.2%	1.4%	0.0%	0.2%	0.6%	3.0%	100.0%



#### 4-4 更新対策(住戸専用部)

建物の長期の耐用性を確保するためには、住戸専用部の経年劣化や陳腐化等への対応として間取り変更も含めた更新対策も重要となってきます。

ここでは、間取り変更などの自由度を判断する際、重要になると考えられる事項に関する表示事項が用意されています。

間取り変更などの自由度を高めるために重要な、躯体天井高を表示します。

躯体天井高さが複数ある場合は、最も低い部分の躯体天井高を併せて表示するとともに、その部位が以下のいずれかについても表示します。

- ・はり
- ・傾斜屋根
- ・その他

また、部屋の中に邪魔な壁があるからといっても、建物の構造上重要な部分かもしれないので

安易に壊すことはできない場合があります。そのような壊すことのむずかしい壁や柱で、住戸専用部の中に突出したものがあるかどうかについても表示します。

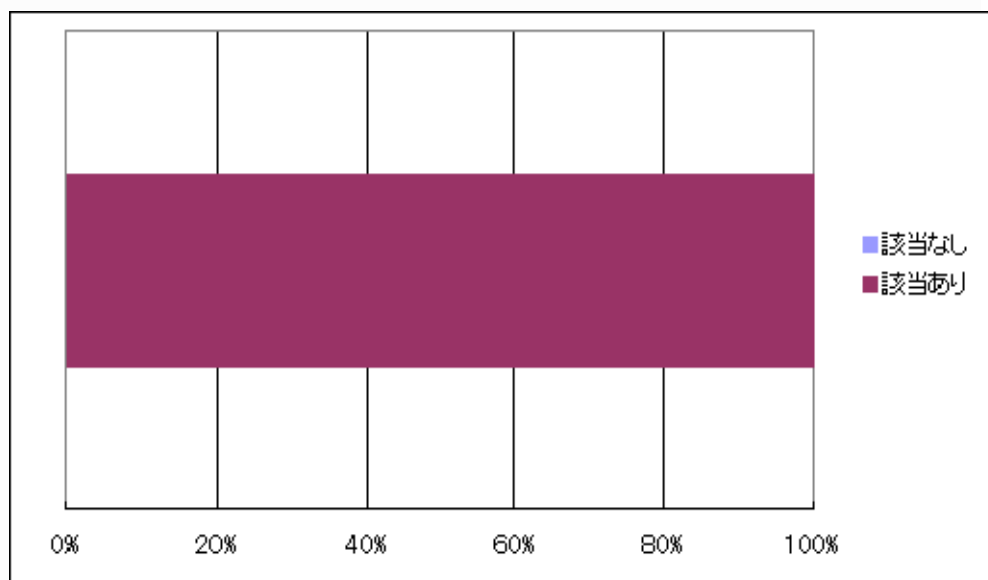
(注)この評価方法基準は、平成19年4月1日以降に設計住宅性能評価が申請される住宅から適用されています。

### 住戸専用部の間取りの変更を容易とするため必要な対策

共同住宅及び長屋のみが対象

該当あり(共同住宅及び長屋) 該当なし(上記以外の共同住宅等)

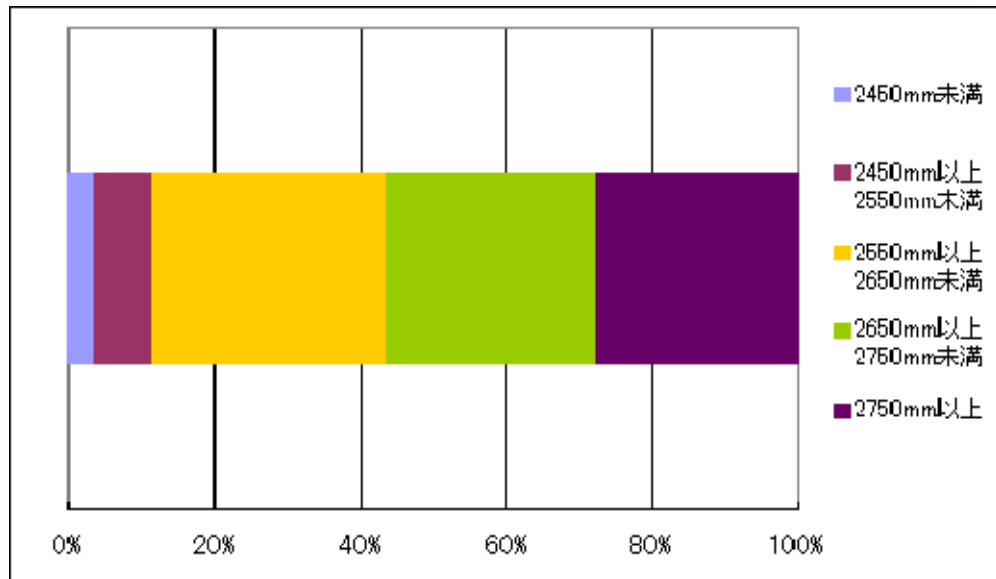
	該当なし	該当あり	合計
戸数	302	85,390	<b>85,692</b>
%	0.4%	99.6%	<b>100.0%</b>



### 住戸専用部の構造躯体等の床版等に挟まれた空間の高さ

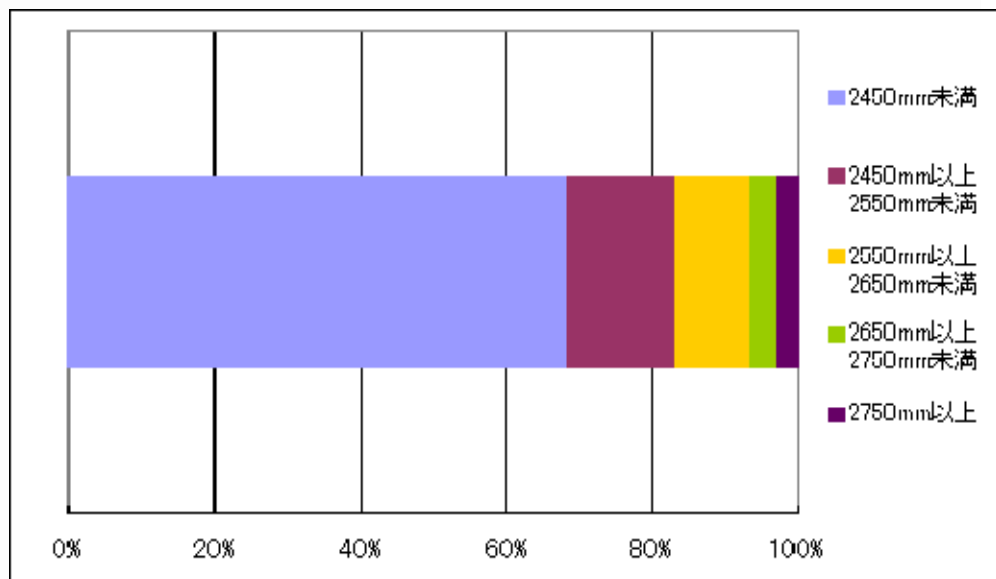
躯体天井高:[            mm 以上]

	2450mm 未満	2450mm 以上 2550mm 未満	2550mm 以上 2650mm 未満	2650mm 以上 2750mm 未満	2750mm 以上	合計
戸数	3,115	7,176	28,478	25,411	24,567	<b>88,747</b>
%	3.5%	8.1%	32.1%	28.6%	27.7%	<b>100.0%</b>



異なる躯体天井高が存在するときの最も低い部分(はり、傾斜屋根等)の空間の内法高さ  
 躯体天井高:[            mm 以上]

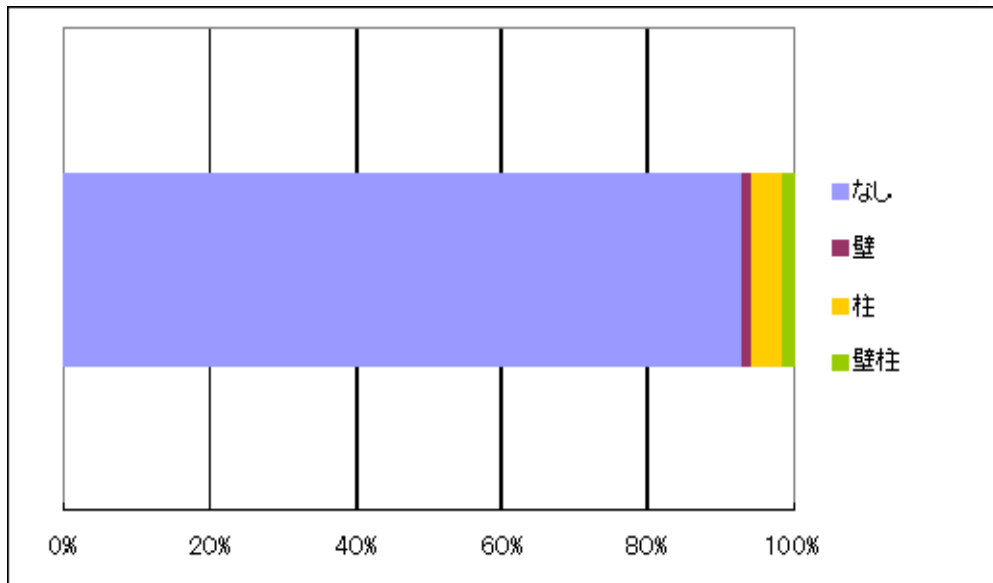
	2450mm 未満	2450mm 以上 2550mm 未満	2550mm 以上 2650mm 未満	2650mm 以上 2750mm 未満	2750mm 以上	合計
戸数	46,267	10,142	6,770	2,717	2,026	<b>67,922</b>
%	68.1%	14.9%	10.0%	4.0%	3.0%	<b>100.0%</b>



住戸専用部の構造躯体の壁又は柱で間取りの変更の障害となりうるものの有無

□あり(□壁 □柱) □なし

	なし	壁	柱	壁柱	合計
戸数	79,367	939	3,582	1,507	<b>85,395</b>
%	92.9%	1.1%	4.2%	1.8%	<b>100.0%</b>





## 5 温熱環境に関すること

冷暖房に使用するエネルギー効率を向上させるためには冷暖房機器の性能を向上させることも必要ですが、ここでは、新築時点から対策を講じておくことが特に重要と考えられる**構造躯体の断熱・冬期の日射の採入れ効果、夏期の日射を遮蔽する対策など、住宅本体の効果**について評価します。

あわせて、**結露の発生を抑制するための対策**についても評価しています。

表示する等級は、「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(通称「省エネ法」)に基づき定められた、新旧の「**住宅の省エネルギー基準**」の水準に準拠して定めています。

等級が高くなるほど、よりエネルギー効率の良い住宅となるような対策が講じられていることを表しています。

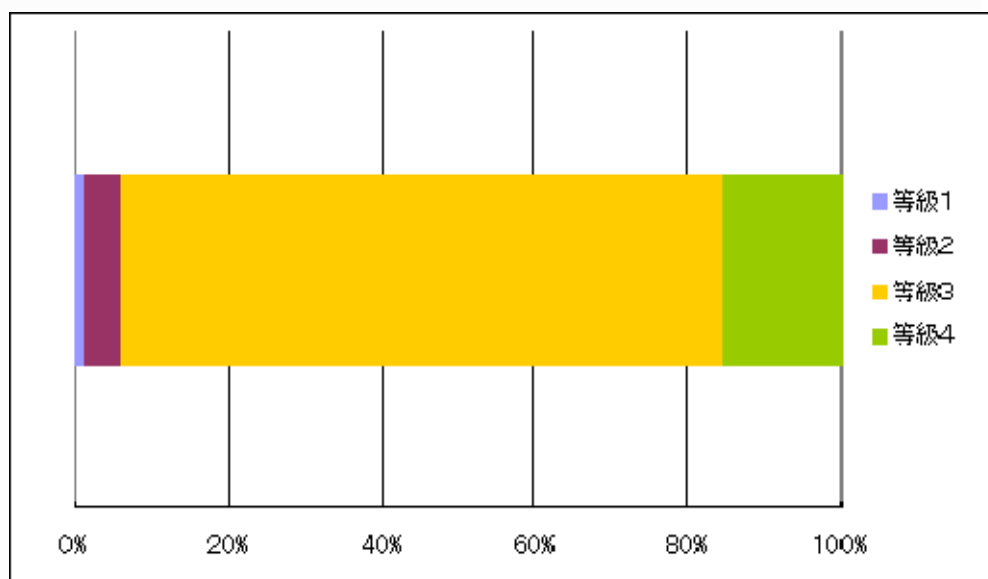
等級と同時に表示される「**地域区分**」は、全国を気候条件の違いに応じて大きく6つの地域に分け、市町村界により設定しているものです。

### 5-1 省エネルギー対等級

冷暖房に使用するエネルギーの削減のための断熱化等による対策の程度

等級 4	エネルギーの大きな削減のための対策(エネルギーの使用の合理化に関する法律の規定による建築主等及び特定建築物の所有者の判断の基準に相当する程度)が講じられている
等級 3	エネルギーの一定程度の削減のための対策が講じられている
等級 2	エネルギーの小さな削減のための対策が講じられている
等級 1	その他

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	1,206	4,382	73,606	14,586	93,780
%	1.3%	4.7%	78.5%	15.6%	100.0%



## 6 空気環境に関すること

ホルムアルデヒドは、工業的にしばしば使用される有機性の化学物質ですが、目や鼻、喉に刺激を生じることがあります。

近年、住宅室内での健康への影響（いわゆるシックハウス問題）の原因として指摘されることもあります。

この対策として、内装及び天井裏等に使用されている建材（合板、パーティクルボード、壁紙、塗料、接着剤など）のうち、最も時間当たりのホルムアルデヒドの発散量が高い建材の等級区分をもって表示等級としています。

つまり、F☆☆☆☆建材のみを使用している場合は等級3、F☆☆☆☆建材及びF☆☆☆建材を使用している場合は等級2、F☆☆建材を使用している場合は等級1となります。

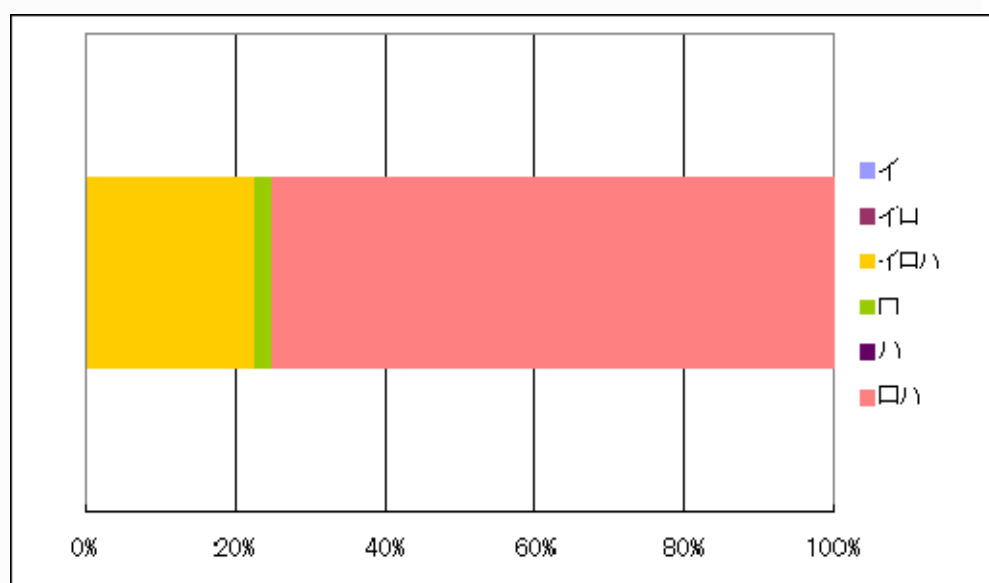
### 6-1 ホルムアルデヒド対策（内装及び天井裏等）

居室の内装の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地材等からのホルムアルデヒドの発散量を少なくする対策

- イ. 製材等（丸太及び単層フローリングを含む）を使用する
- ロ. 特定建材を使用する
- ハ. その他の建材を使用する

（結果が「特定建材を使用する」の場合のみ、以下の「ホルムアルデヒド発散等級」の結果を表示する）

	イ	イロ	イロハ	ロ	ハ	ロハ	合計
戸数	2	326	20,975	1,977	8	70,492	93,780
%	0.0%	0.3%	22.4%	2.1%	0.0%	75.2%	100.0%

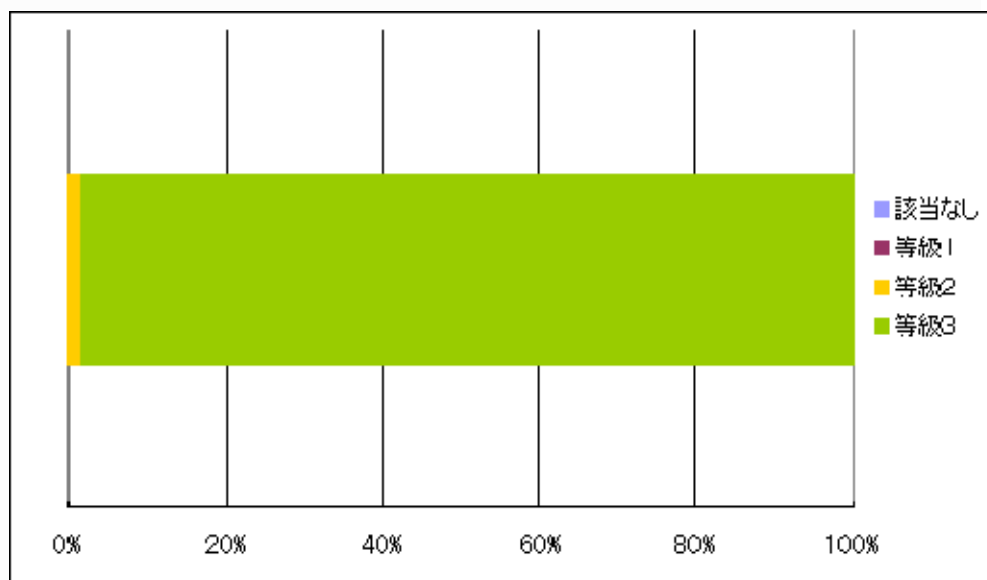


## ホルムアルデヒド対策／ホルムアルデヒド発散等級(内装)

居室の内装の仕上げに使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ

等級 3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上)
等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆等級相当以上)
等級 1	その他

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	1	83	1,354	91,440	92,878
%	0.0%	0.1%	1.5%	98.5%	100.0%

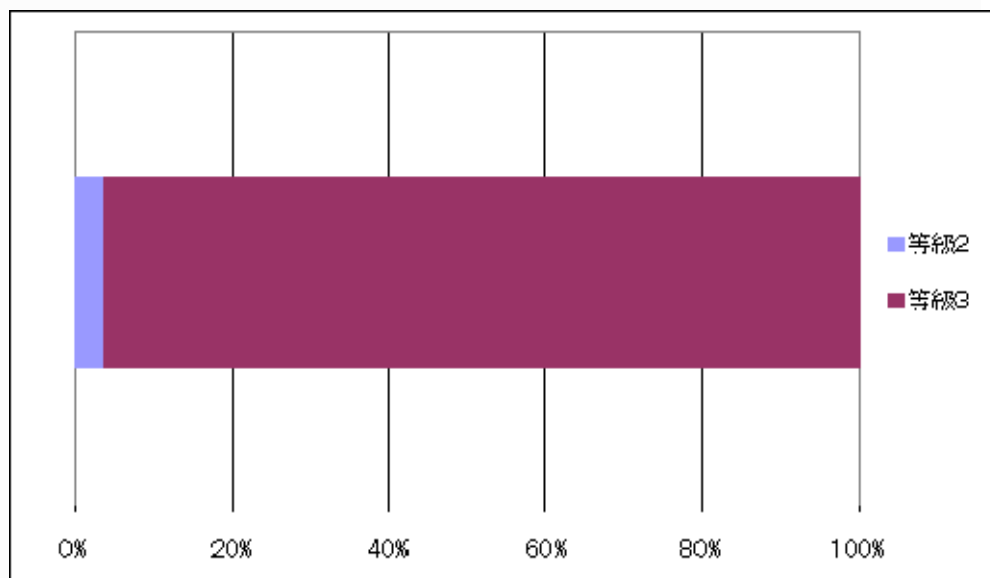


## ホルムアルデヒド対策／ホルムアルデヒド発散等級(天井裏等)

換気等の措置のない天井裏等の下地材等に使用される特定建材からのホルムアルデヒドの発散量の少なさ

等級 3	ホルムアルデヒドの発散量が極めて少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆☆☆等級相当以上)
等級 2	ホルムアルデヒドの発散量が少ない(日本工業規格又は日本農林規格の F☆☆等級相当以上)

	等級 2	等級 3	合計
戸数	3,397	88,258	91,655
%	3.7%	96.3%	100.0%



## 6-2 換気対策

居室の換気対策としては、2時間で住宅の空気がほぼ入れかわる程度の換気が常時確保できるよう計画的な換気対策が講じられているかどうかを評価し表示します。

具体的には、**機械換気設備**(建築基準法施行令第20条の6第1項に規定するもの)の有無を表示するか、あるいは**機械換気設備の設置を要しない住宅の場合はその根拠**(隙間の多い住宅、伝統的な構造の住宅等)について表示します。

また、局所換気対策として、一時的に汚染物質の濃度が高くなる部屋、すなわち「**台所**」、「**浴室**」および「**便所**」については、「**機械換気設備**」「**換気のできる窓**」の設置の有無を表示します。

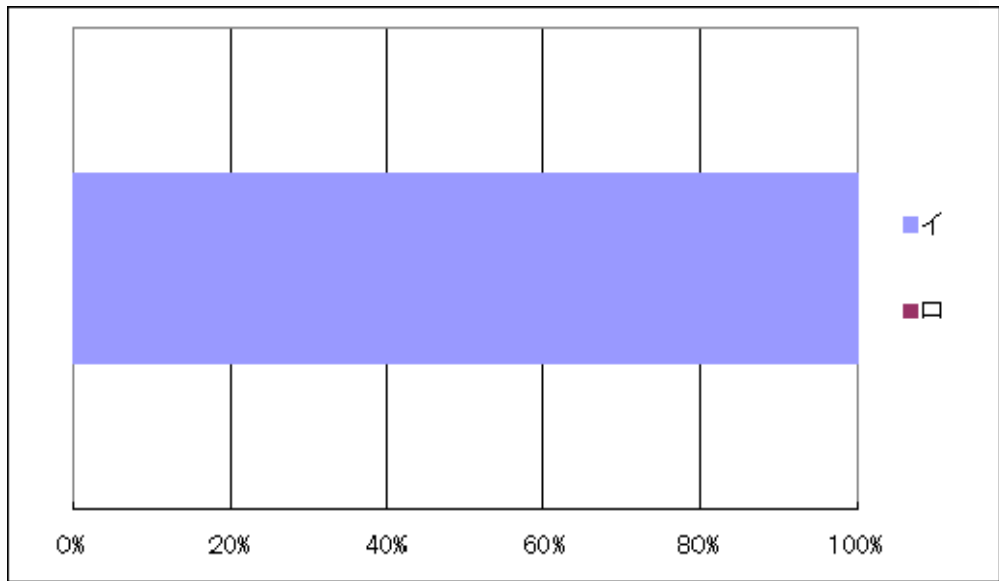
### 居室の換気対策(居室)

室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策

住宅の居室に必要な換気量が確保できる対策

イ. 機械換気設備      ロ. その他

	イ	ロ	合計
戸数	93,780	0	93,780
%	100.0%	0.0%	100.0%



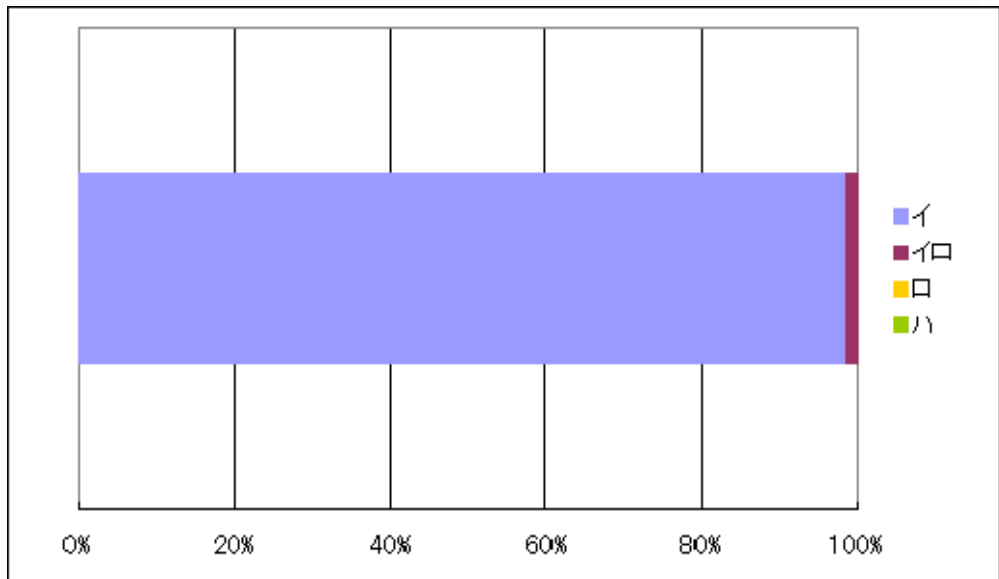
局所換気対策(便所)

室内空気中の汚染物質及び湿気を屋外に除去するための必要な換気対策

換気上重要な便所の換気のための対策

イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	イ	イロ	ロ	ハ	合計
戸数	92,135	1,639	2	4	93,780
%	98.2%	1.7%	0.0%	0.0%	100.0%

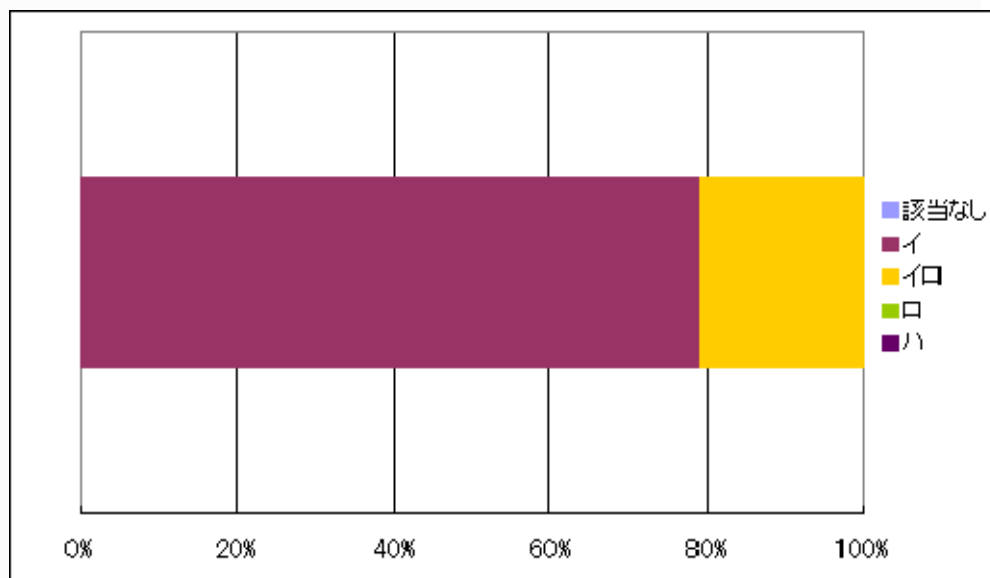


## 局所換気対策(浴室)

換気上重要な浴室の換気のための対策

イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	該当なし	イ	イロ	ハ	合計
戸数	3	74,023	19,750	4	<b>93,780</b>
%	0.0%	78.9%	21.1%	0.0%	<b>100.0%</b>

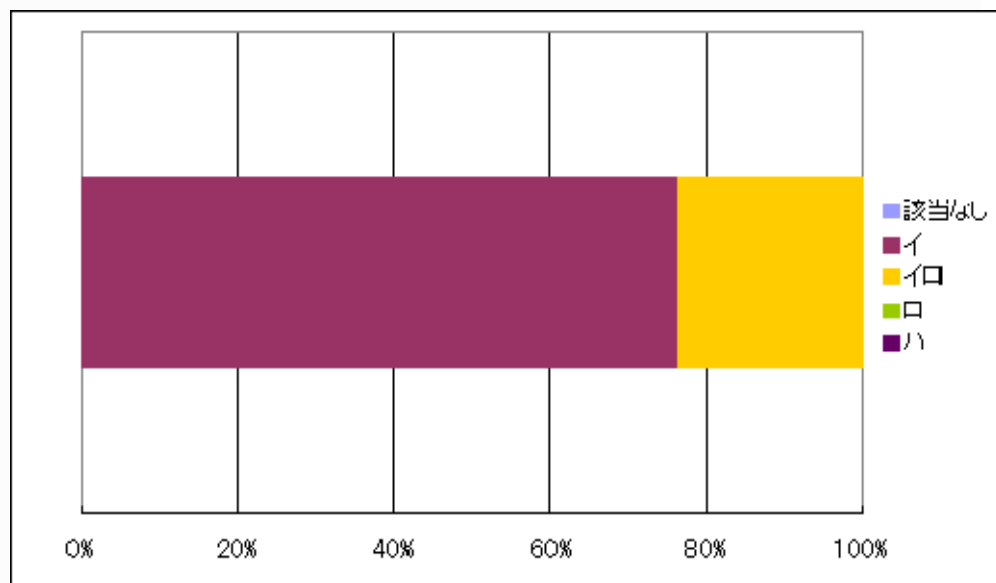


## 局所換気対策(台所)

換気上重要な台所の換気のための対策

イ. 機械換気設備    ロ. 換気のできる窓    ハ. なし

	該当なし	イ	イロ	ロ	ハ	合計
戸数	1	71,479	22,288	12	0	<b>93,780</b>
%	0.0%	76.2%	23.8%	0.0%	0.0%	<b>100.0%</b>



## 7 光・視環境に関すること

住宅の居間や寝室など、とくに光の採り入れのニーズの高い部屋を対象に、窓などの開口部の大小を床面積との比率で評価して表示するものです。

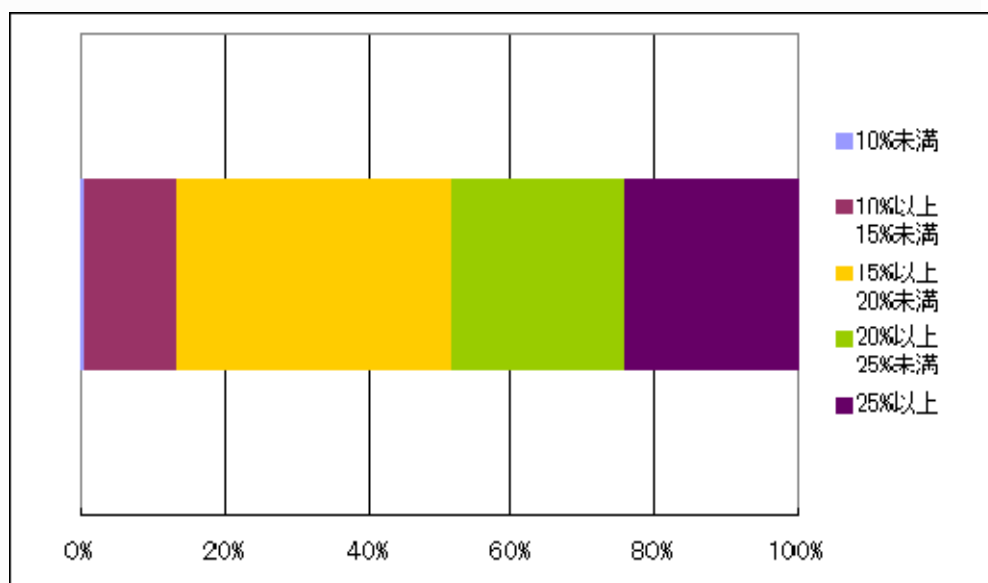
直接、直射日光の量を評価するものではありませんが、一般的には、本事項の数値が大きいほど、直射日光を採り入れやすい計画であるといえます。

### 7-1 単純開口率

居室の外壁又は屋根に設けられた開口部の面積の床面積に対する割合の大きさ

単純開口率：[                    %以上]

	10%未満	10%以上 15%未満	15%以上 20%未満	20%以上 25%未満	25%以上	合計
戸数	457	12,122	36,090	22,373	22,738	<b>93,780</b>
%	0.5%	12.9%	38.5%	23.9%	24.2%	<b>100.0%</b>





## 8 音環境に関すること

「重量床衝撃音対策等級」又は「相当スラブ厚(重量床衝撃音)」のいずれか一方を選択して評価・表示します。

評価対象は、上下の住戸等との間にある床ですが、下階が居間などであるものに限ります。

また、「スラブ」とは、コンクリートなどでできた床版のことをいいます。

「重量床衝撃音対策等級」は、重量床衝撃音を遮断する対策の程度を評価して5段階の等級で表示します。

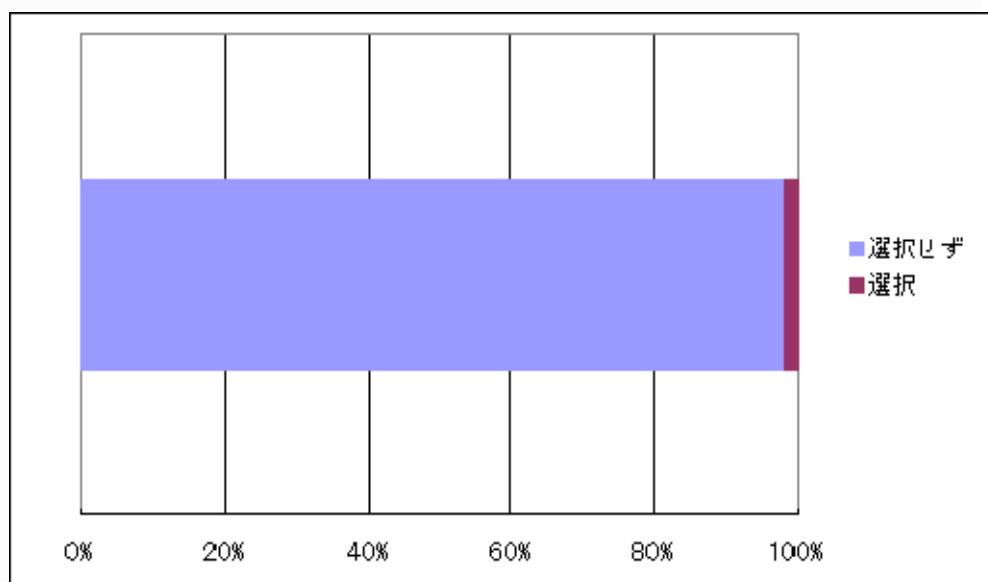
等級が高いほど、優れた遮断性能を確保するために必要な対策が講じられている床であるといえます。

「相当スラブ厚(重量床衝撃音)」は、重量床衝撃音の遮断の程度を、コンクリートの均質な床の厚さに換算して5段階の数値で表示します。

### 8-1 重量床衝撃音対策 選択

居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策

	選択せず	選択	合計
戸数	92,028	1,752	93,780
%	98.1%	1.9%	100.0%

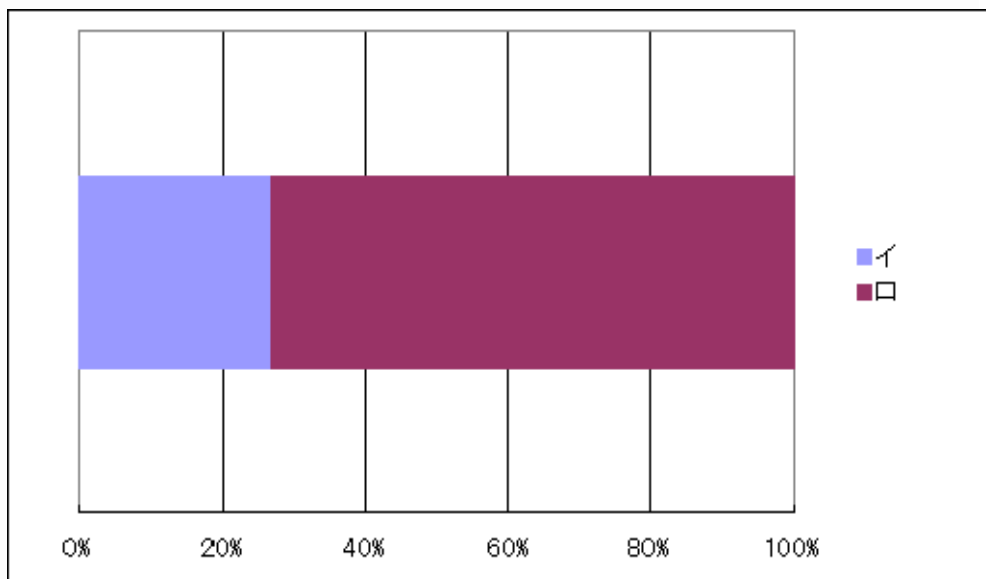


重量床衝撃音対策(イ:重量床衝撃音対策等級 □:相当スラブ厚(重量床衝撃音))

居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策

イ. 重量床衝撃音対策等級 □. 相当スラブ厚(重量床衝撃音)

	イ	□	合計
戸数	471	1,281	1,752
%	26.9%	73.1%	100.0%



8-1 イ. 重量音対策等級

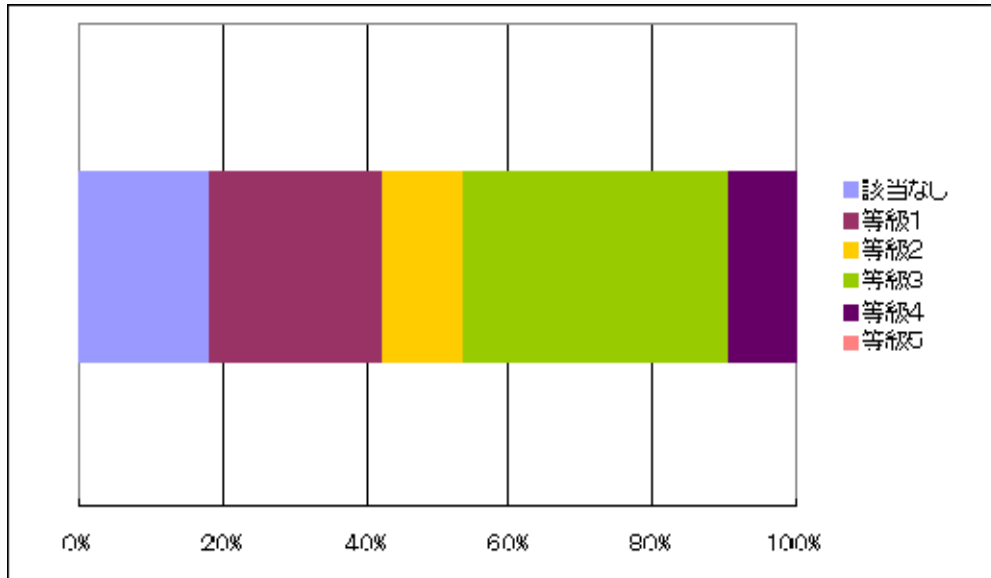
居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策

居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度(8-1-2~8-1-5)

等級 5	特に優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-50 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 4	優れた重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-55 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 3	基本的な重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-60 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 2	やや低い重量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,H-65 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 1	その他

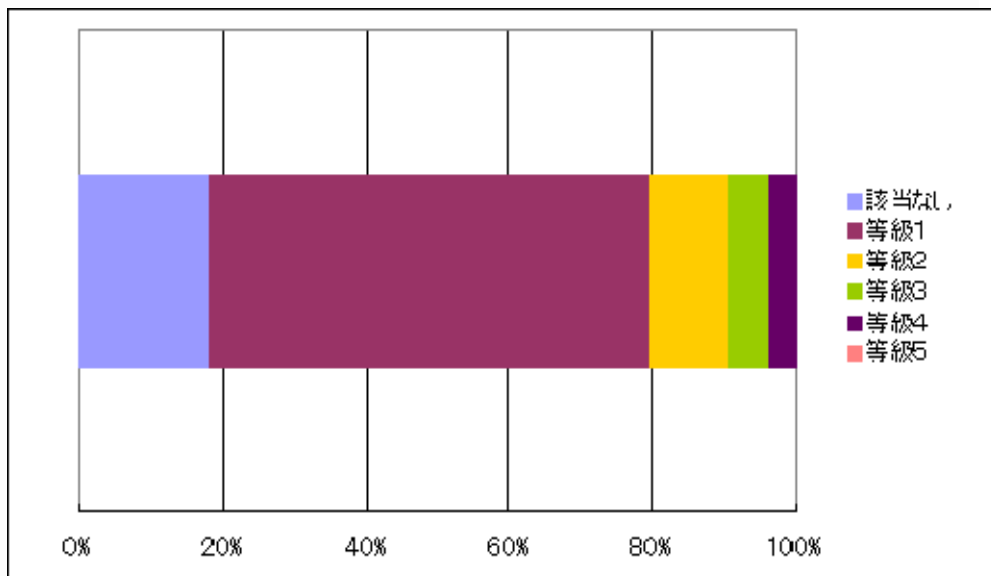
○上階 最高

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	83	108	50	166	43	0	450
%	18.4%	24.0%	11.1%	36.9%	9.6%	0.0%	100.0%



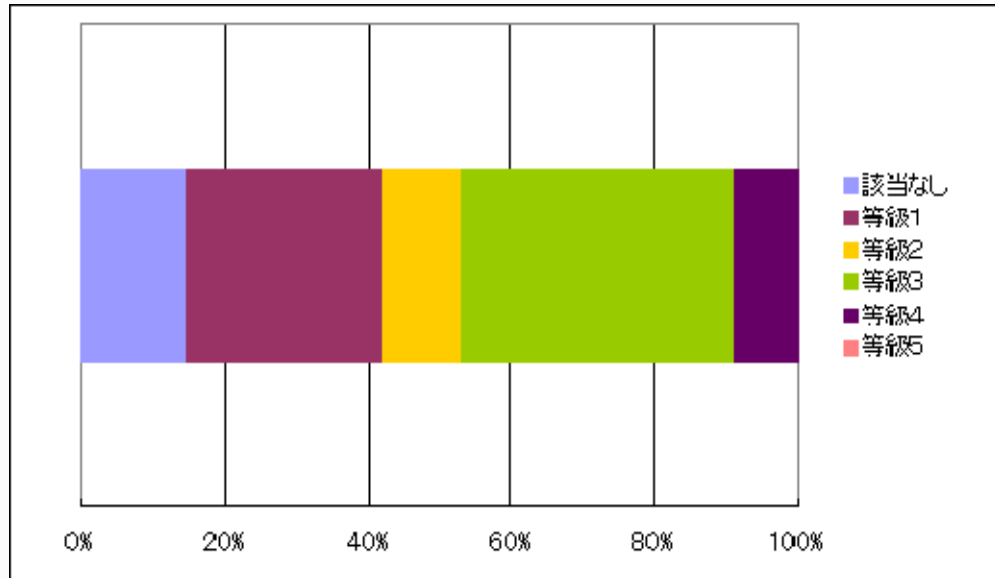
○上階 最低

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	83	274	50	25	18	0	450
%	18.4%	60.9%	11.1%	5.6%	4.0%	0.0%	100.0%



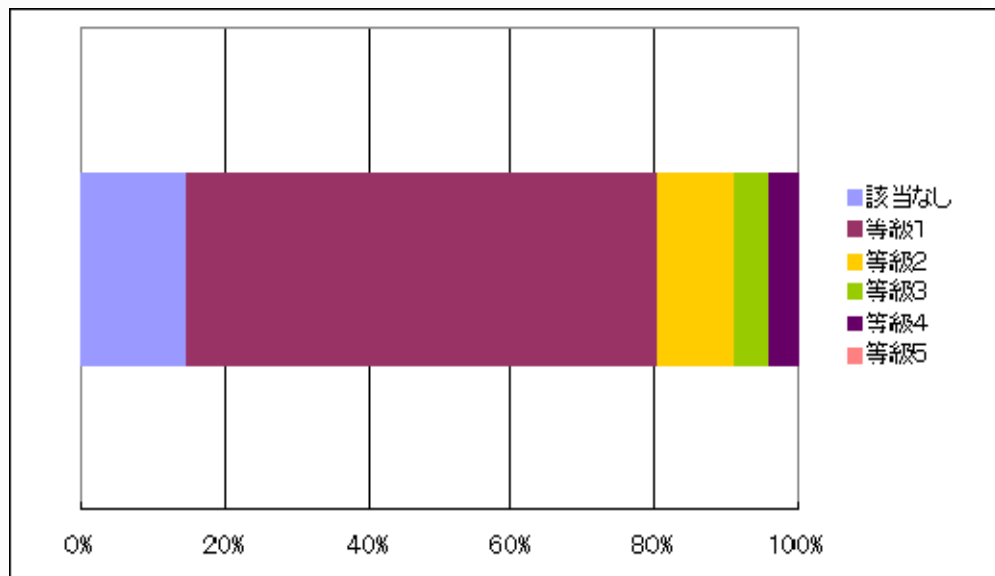
○下階 最高

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	66	122	49	170	40	0	447
%	14.8%	27.3%	11.0%	38.0%	8.9%	0.0%	100.0%



○下階 最低

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	66	292	49	21	19	0	447
%	14.8%	65.3%	11.0%	4.7%	4.3%	0.0%	100.0%



## 8-1 口. 相当スラブ厚(重量床衝撃音)

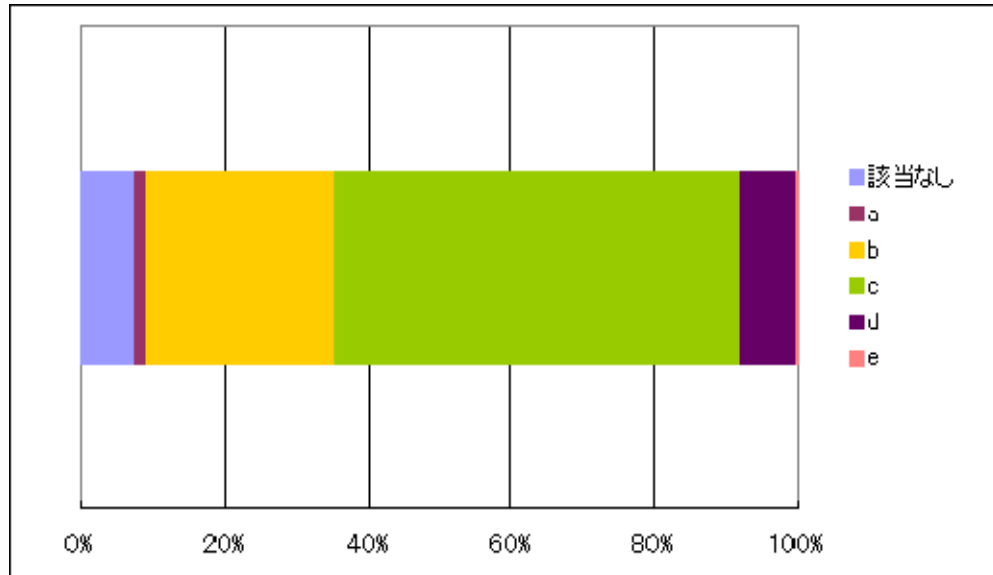
居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)を遮断する対策

居室に係る上下階との界床の重量床衝撃音(重量のあるものの落下や足音の衝撃音)の遮断の程度をコンクリート単板スラブの厚さに換算した場合のその厚さ

a. 27cm 以上 b. 20cm 以上 c. 15cm 以上 d. 11cm 以上 e. その他

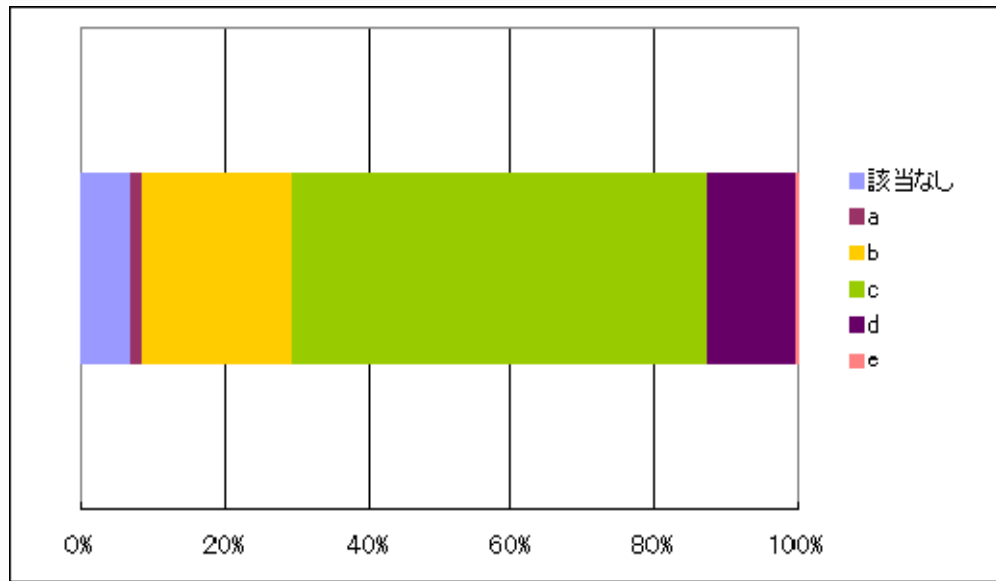
### ○上階 最高

	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	92	18	316	686	89	7	1,208
%	7.6%	1.5%	26.2%	56.8%	7.4%	0.6%	100.0%



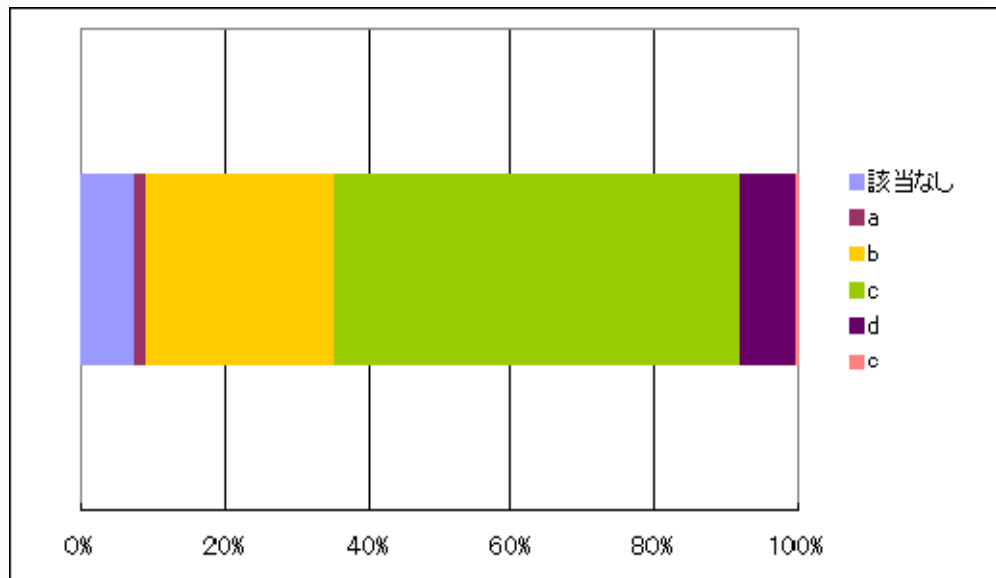
### ○上階 最低

	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	84	18	253	690	148	7	1,200
%	7.0%	1.5%	21.1%	57.5%	12.3%	0.6%	100.0%



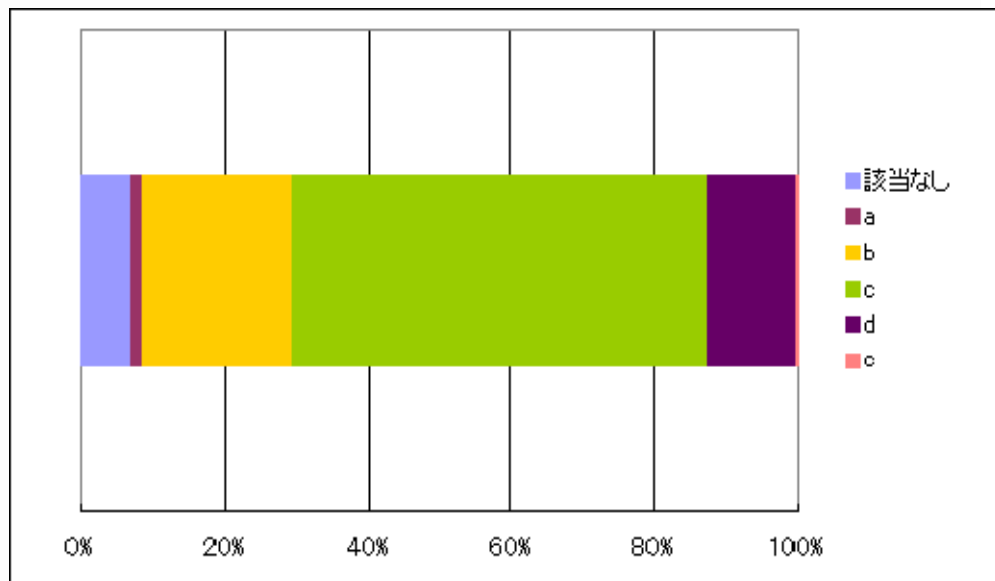
○下階 最高

	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	92	18	316	686	89	7	1,208
%	7.6%	1.5%	26.2%	56.8%	7.4%	0.6%	100.0%



○下階 最低

	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	84	18	253	690	148	7	1,200
%	7.0%	1.5%	21.1%	57.5%	12.3%	0.6%	100.0%



## 8-2 軽量床衝撃音対策等級

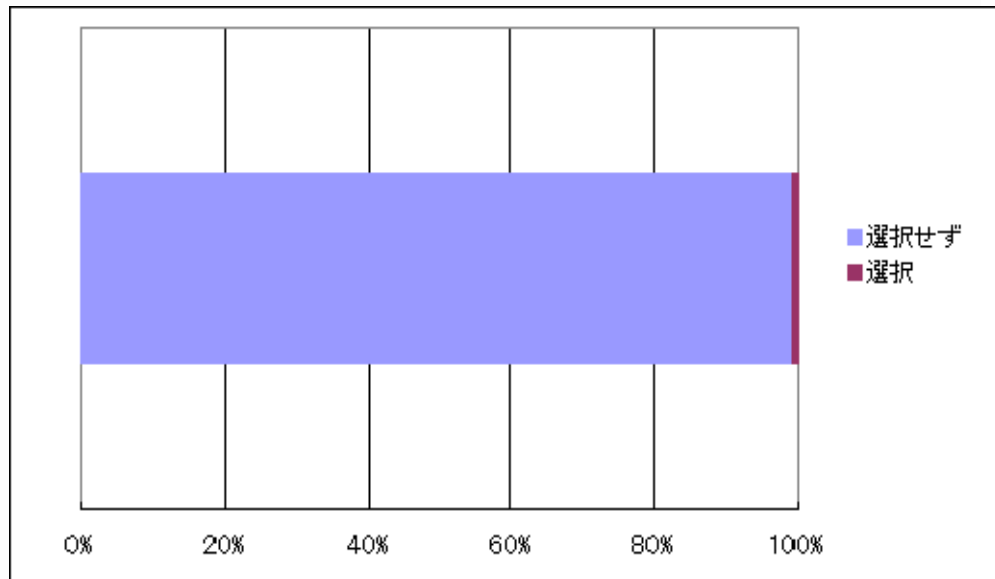
「軽量床衝撃音対策等級」又は「軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)」のいずれか一方を選択して評価・表示します。評価対象は、上下の住戸等との間にある床ですが、下階が居間などであるものに限りません。

「軽量床衝撃音対策等級」は、軽量床衝撃音を遮断する対策の程度を評価して5段階の等級で表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能を確保するために必要な対策が講じられている床であるといえます。

「軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)」は、床仕上げに関する軽量床衝撃音の遮断の程度を5段階の数値で表示します。

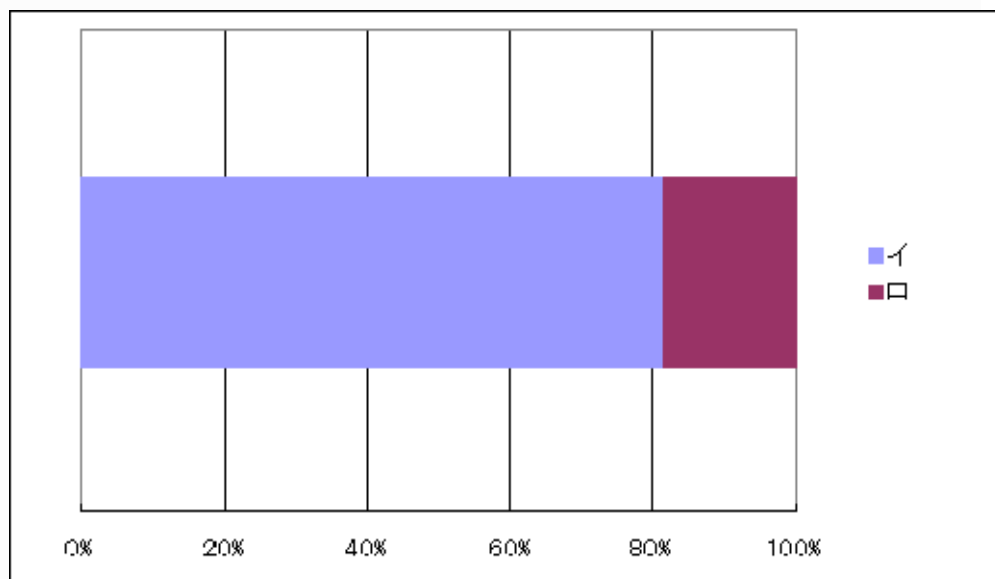
居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策

	選択せず	選択	合計
戸数	93,097	683	93,780
%	99.3%	0.7%	100.0%



○選択:イ. 軽量床衝撃音対策等級      □. 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)

	イ	□	合計
戸数	555	128	683
%	81.3%	18.7%	100.0%



## 8-2 イ. 軽量床衝撃音対策等級

居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策

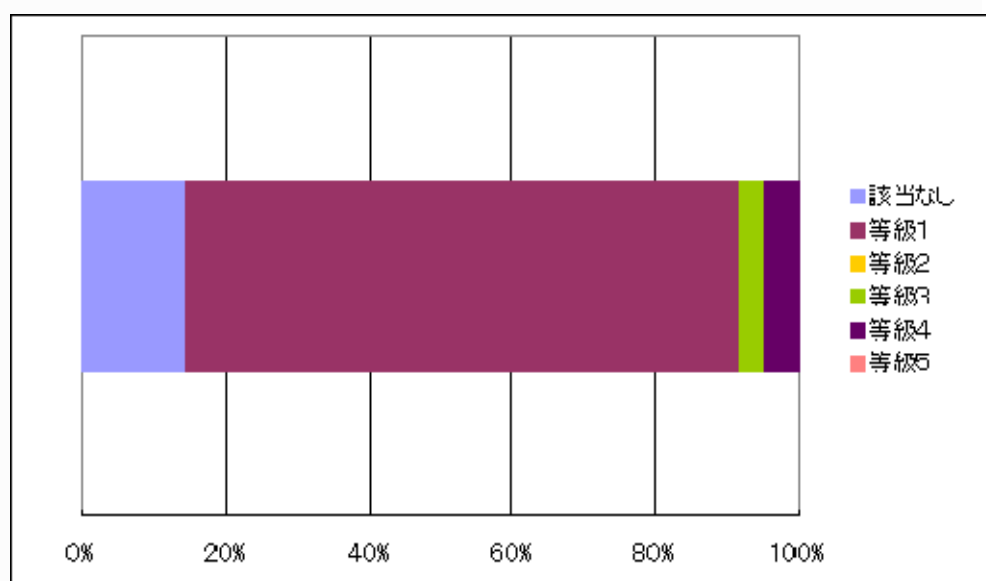
居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断するため必要な対策の程度



等級 5	特に優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-45 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 4	優れた軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-50 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 3	基本的な軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-55 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 2	やや低い軽量床衝撃音の遮断性能(特定の条件下でおおむね日本工業規格のLi,r,L-60 等級相当以上)を確保するため必要な対策が講じられている
等級 1	その他

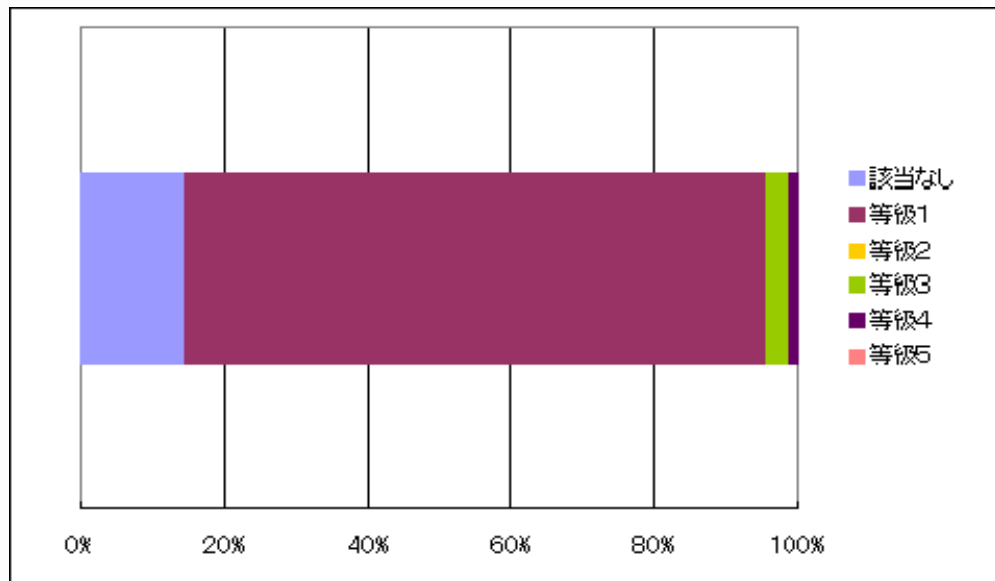
○上階 最高

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	78	411	0	18	27	0	534
%	14.6%	77.0%	0.0%	3.4%	5.1%	0.0%	100.0%



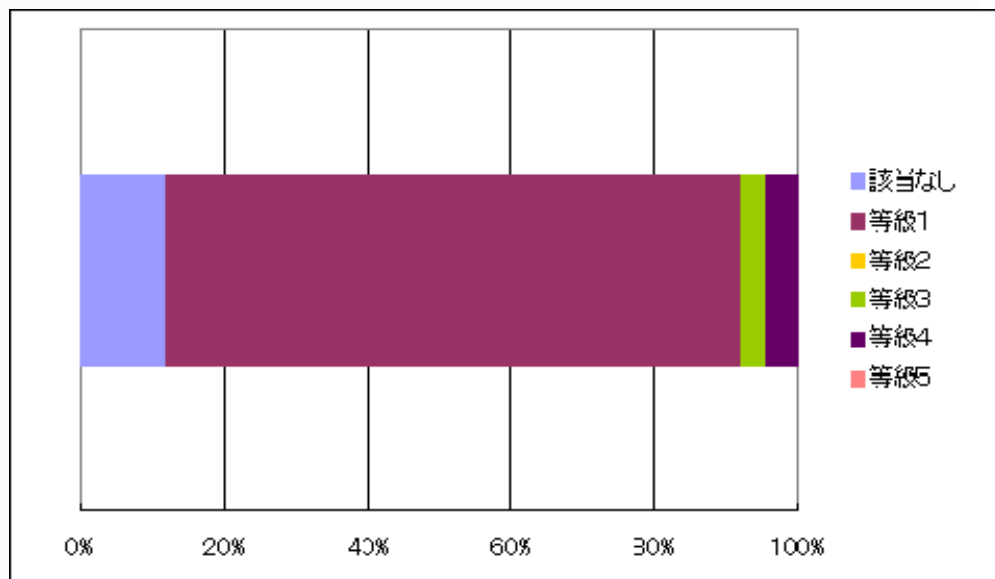
○上階 最低

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	78	430	0	18	8	0	534
%	14.6%	80.5%	0.0%	3.4%	1.5%	0.0%	100.0%



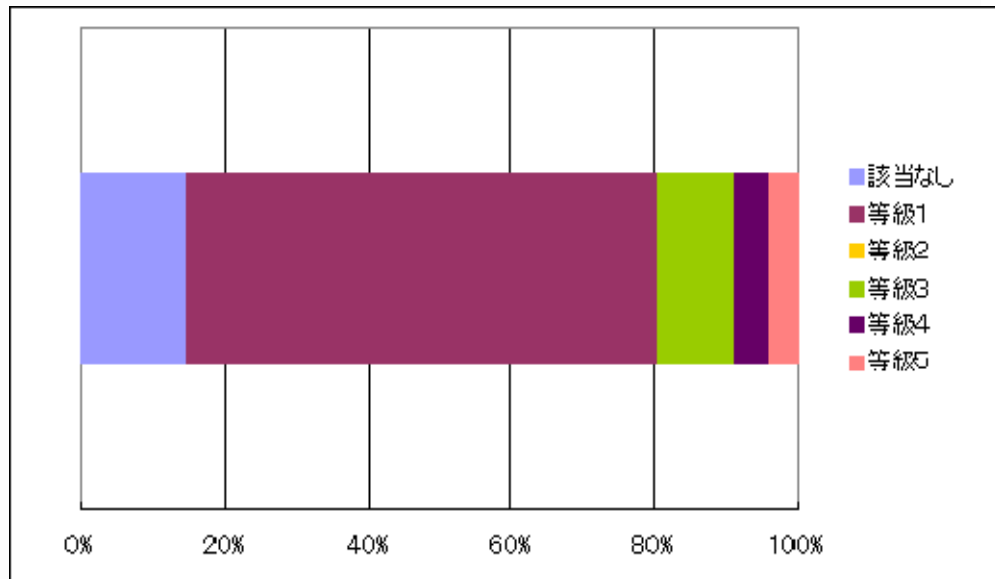
○下階 最高

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	63	423	0	19	25	0	<b>530</b>
%	11.9%	79.8%	0.0%	3.6%	4.7%	0.0%	<b>100.0%</b>



○下階 最低

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	66	292	0	49	21	19	<b>447</b>
%	14.8%	65.3%	0.0%	11.0%	4.7%	4.3%	<b>100.0%</b>



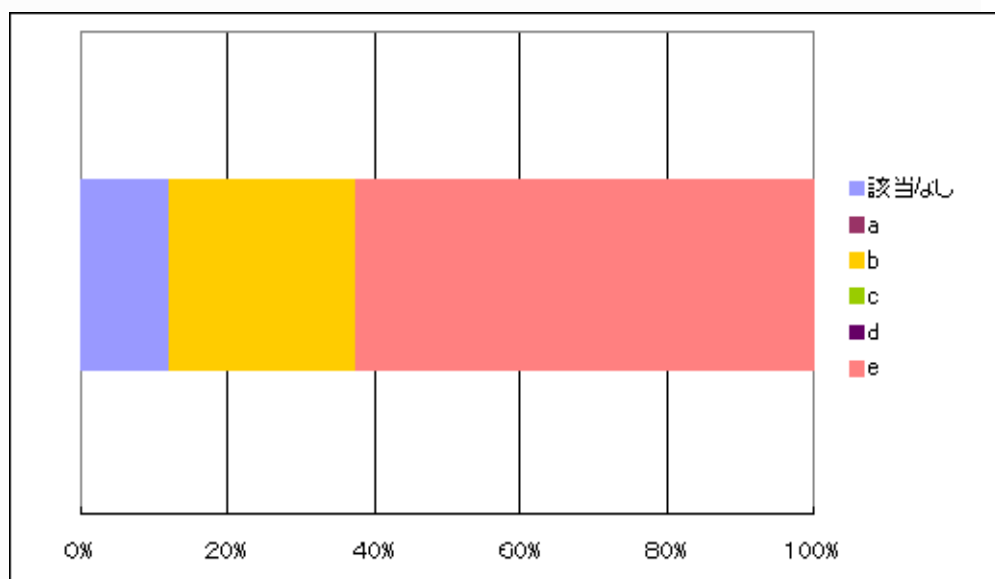
### 8-2 口. 軽量床衝撃音レベル低減量(床仕上げ構造)

居室に係る上下階との界床の軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)を遮断する対策  
居室に係る上下階との界床の仕上げ構造に関する軽量床衝撃音(軽量のものの落下の衝撃音)の低減の程度

- a. 30db 以上   b. 25db 以上   c. 20db 以上   d. 15db 以上   e. その他

○上階 最高

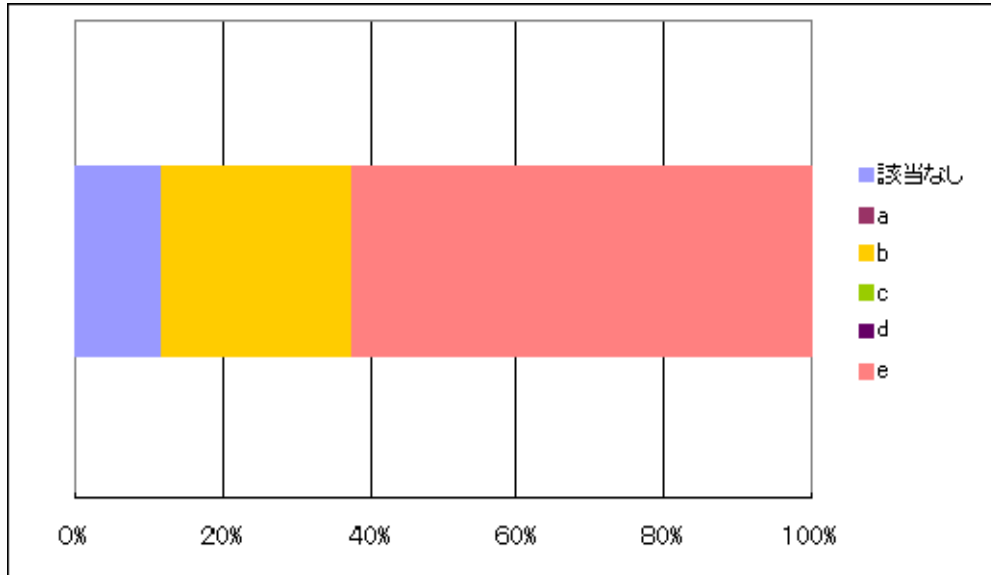
	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	15	0	32	0	0	78	125
%	12.0%	0.0%	25.6%	0.0%	0.0%	62.4%	100.0%



○上階 最低

a. 30db 以上   b. 25db 以上   c. 20db 以上   d. 15db 以上   e. その他

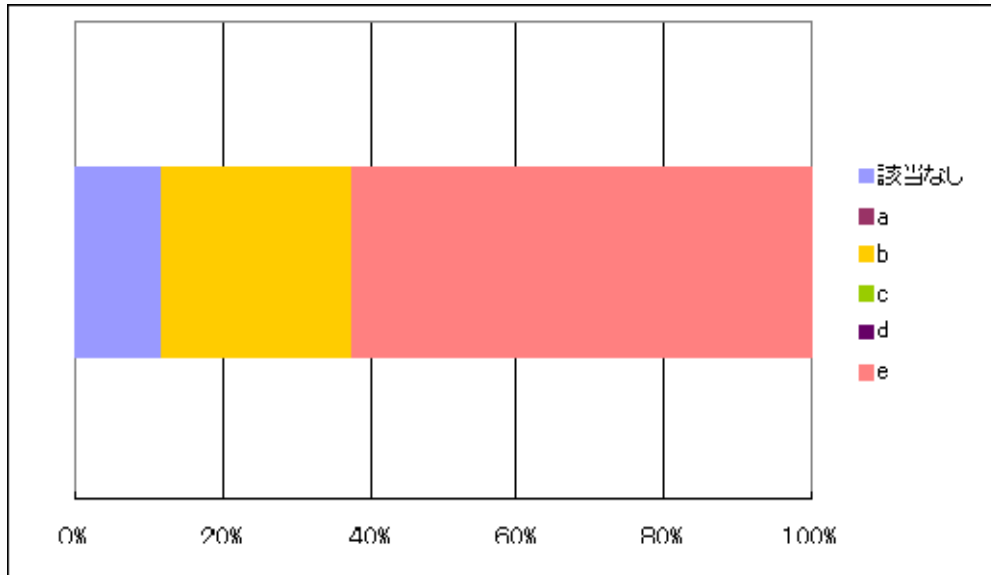
	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	15	0	32	0	0	78	125
%	12.0%	0.0%	25.6%	0.0%	0.0%	62.4%	100.0%



○下階 最高

a. 30db 以上 b. 25db 以上 c. 20db 以上 d. 15db 以上 e. その他

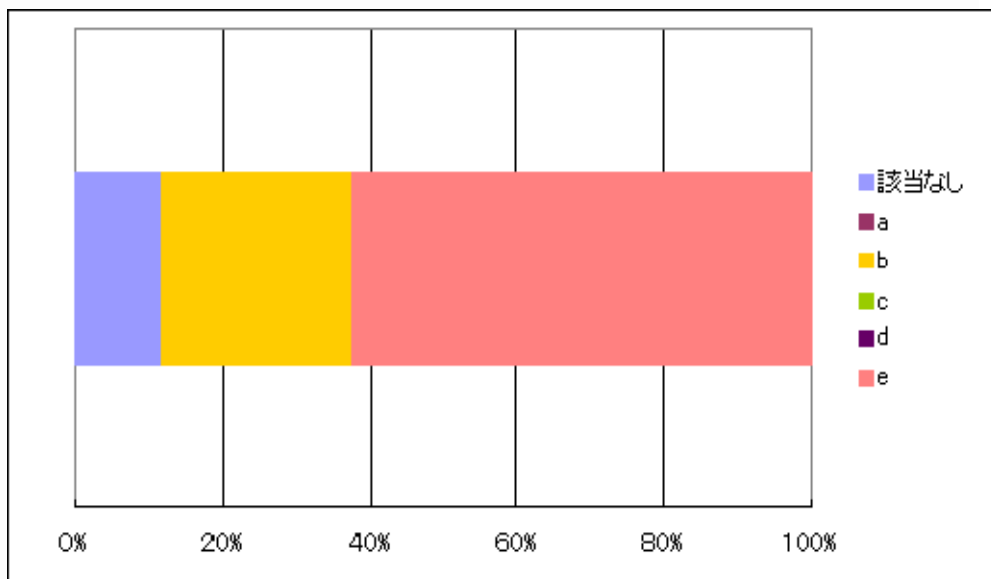
	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	15	0	32	0	0	78	125
%	12.0%	0.0%	25.6%	0.0%	0.0%	62.4%	100.0%



○下階 最低

a. 30db 以上 b. 25db 以上 c. 20db 以上 d. 15db 以上 e. その他

	該当なし	a	b	c	d	e	合計
戸数	15	0	32	0	0	78	125
%	12.0%	0.0%	25.6%	0.0%	0.0%	62.4%	100.0%

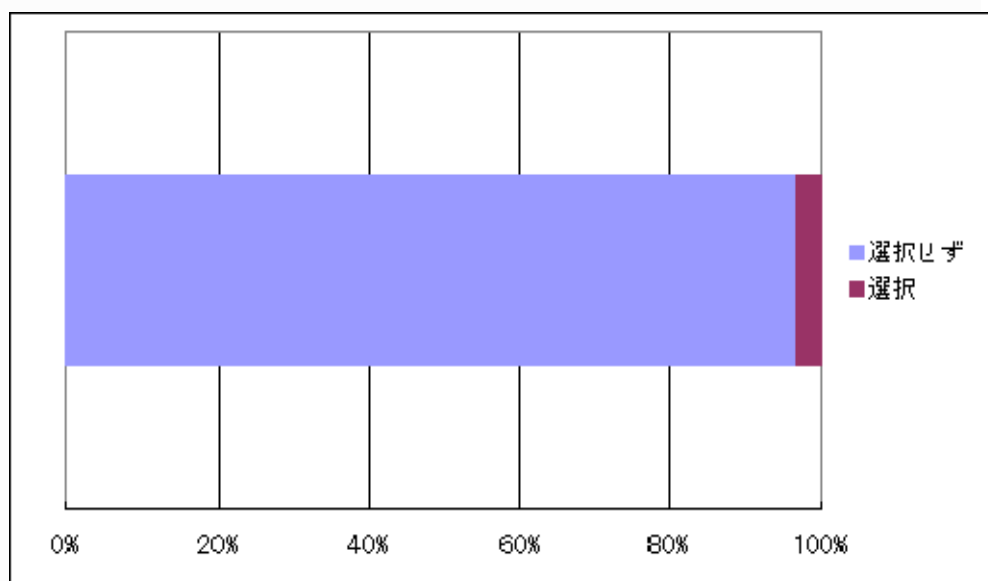


### 8-3 透過損失等級(界壁)

居間の壁で隣戸との間にあるものなどを評価対象に、空気伝搬音(人の話し声など)を遮断する性能を評価して4段階の等級で表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能をもった壁であるといえます。

居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度

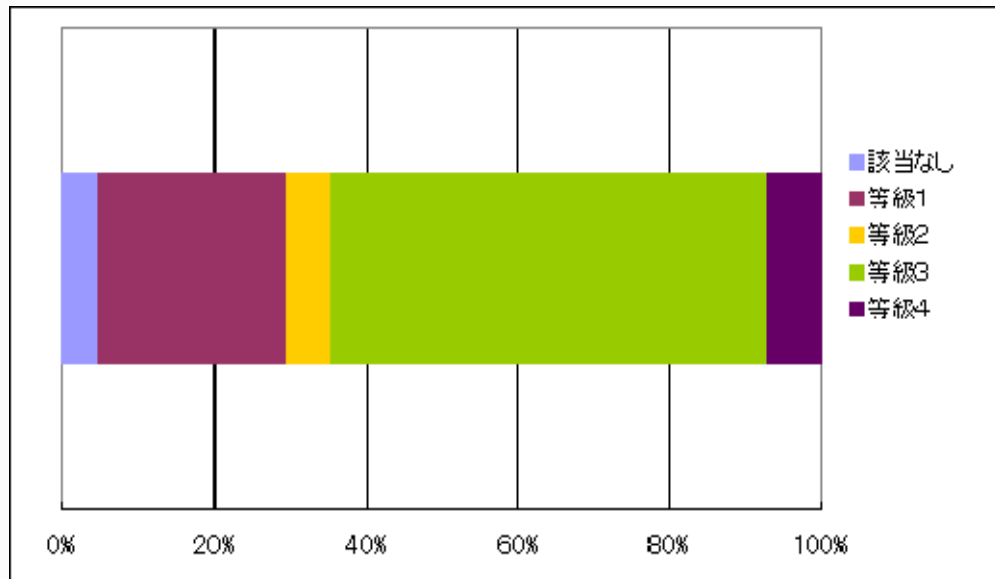
	選択せず	選択	合計
戸数	90,289	3,491	93,780
%	96.3%	3.7%	100.0%



居室の界壁の構造による空気伝搬音の遮断の程度

等級 4	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の Rr-55 等級相当以上)が確保されている程度
等級 3	基本的な空気伝搬音の遮断性能(特定の条件下で日本工業規格の Rr-45 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	建築基準法に定める空気伝搬音の遮断の程度が確保されている程度
等級 1	その他

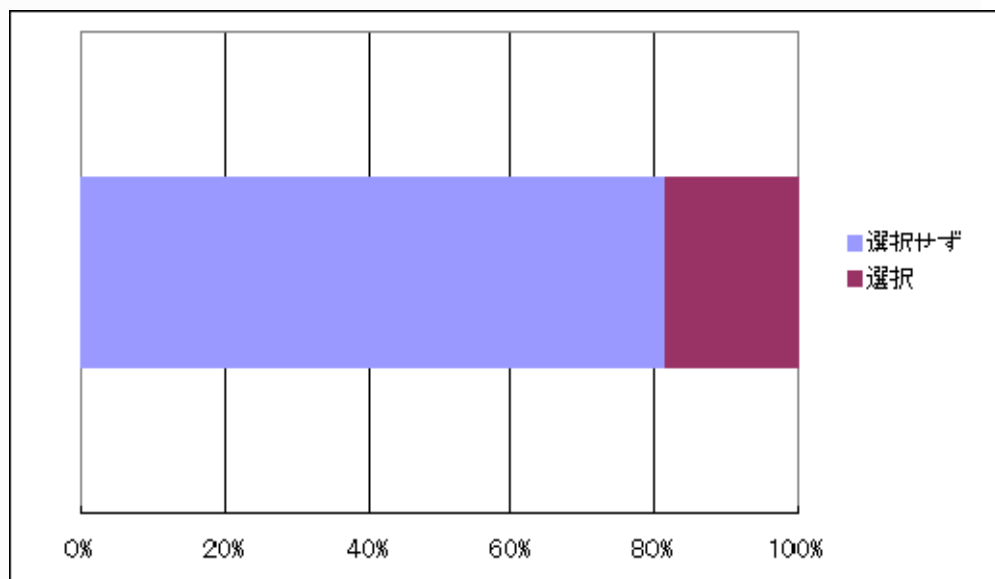
	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	合計
戸数	167	861	207	2,004	256	3,495
%	4.8%	24.6%	5.9%	57.3%	7.3%	100.0%



#### 8-4 透過損失等級 (外壁開口部)

居間の外壁に設けられたサッシなどを評価対象に、空気伝搬音を遮断する性能を評価して3段階の等級で方位別に表示します。等級が高いほど、優れた遮断性能をもったサッシであるといえます。

	選択せず	選択	合計
戸数	76,374	17,406	93,780
%	81.4%	18.6%	100.0%

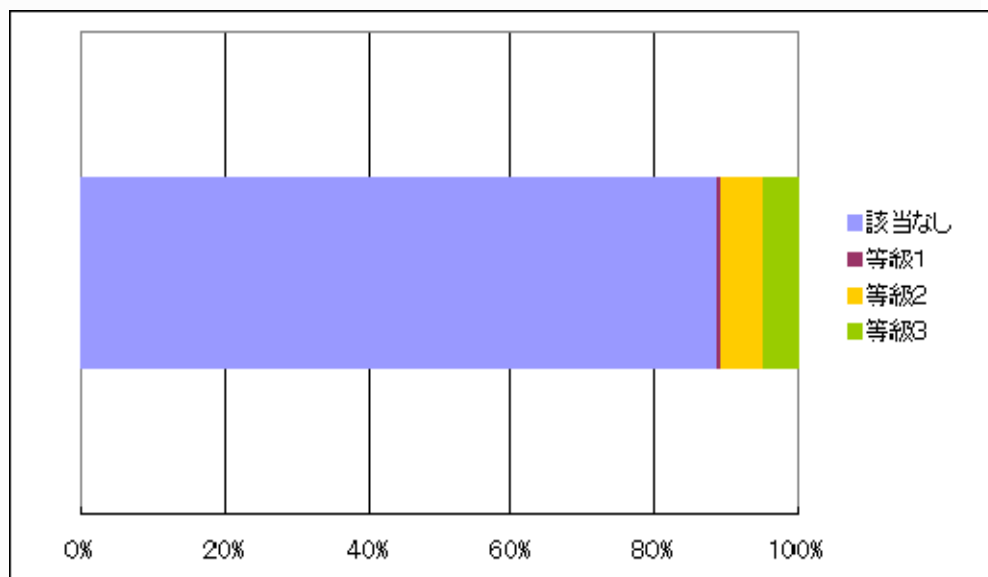


居室の外壁に設けられた開口部に方位別に使用するサッシによる空気伝搬音の遮断の程度

等級 3	特に優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-25$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 2	優れた空気伝搬音の遮断性能(日本工業規格の $R_m(1/3)-20$ 等級相当以上)が確保されている程度
等級 1	その他

○北面

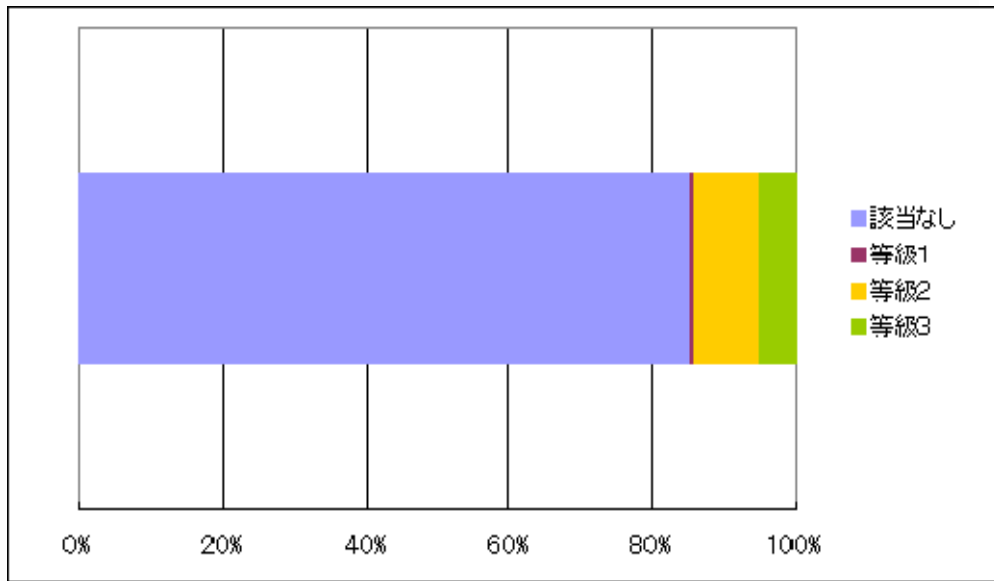
	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	15,433	56	1,036	871	17,396
%	88.7%	0.3%	6.0%	5.0%	100.0%



○東面

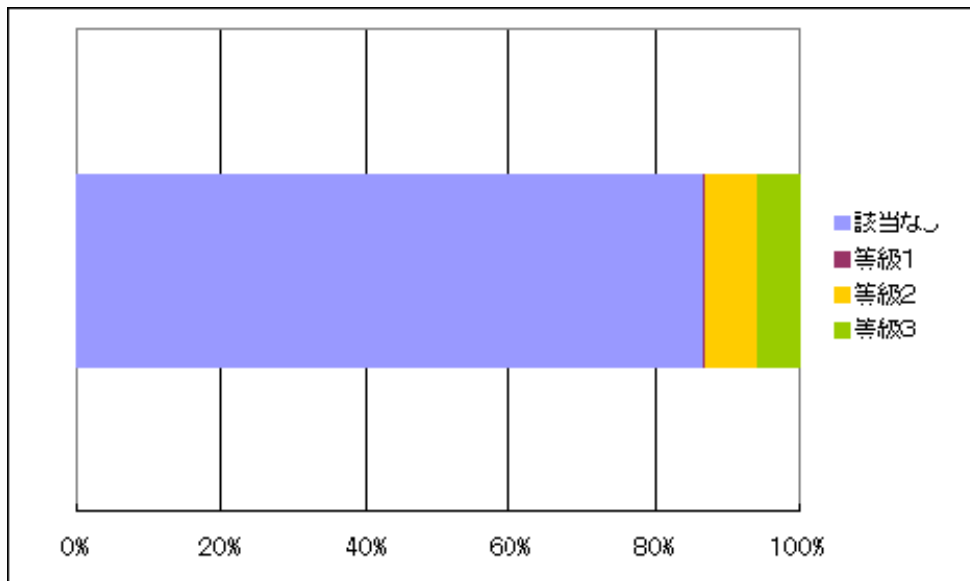
	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	14,822	102	1,510	934	17,368
%	85.3%	0.6%	8.7%	5.4%	100.0%





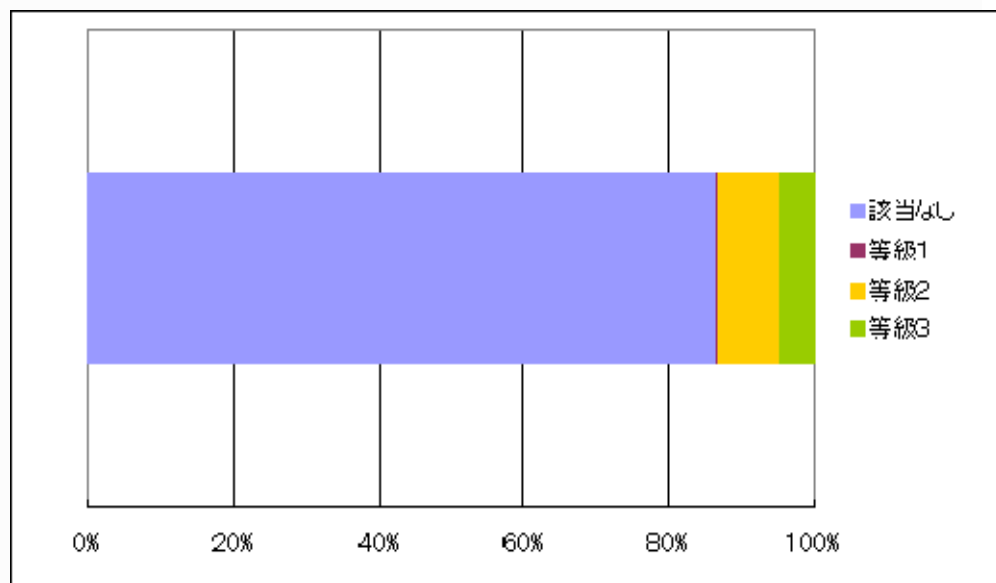
○南面

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	15,039	66	1,214	1,077	17,396
%	86.5%	0.4%	7.0%	6.2%	100.0%



○西面

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	合計
戸数	14,981	26	1,491	869	17,367
%	86.3%	0.1%	8.6%	5.0%	100.0%



## 9 高齢者等への配慮に関すること

### 9-1 高齢者等配慮対策等級(専用部分)

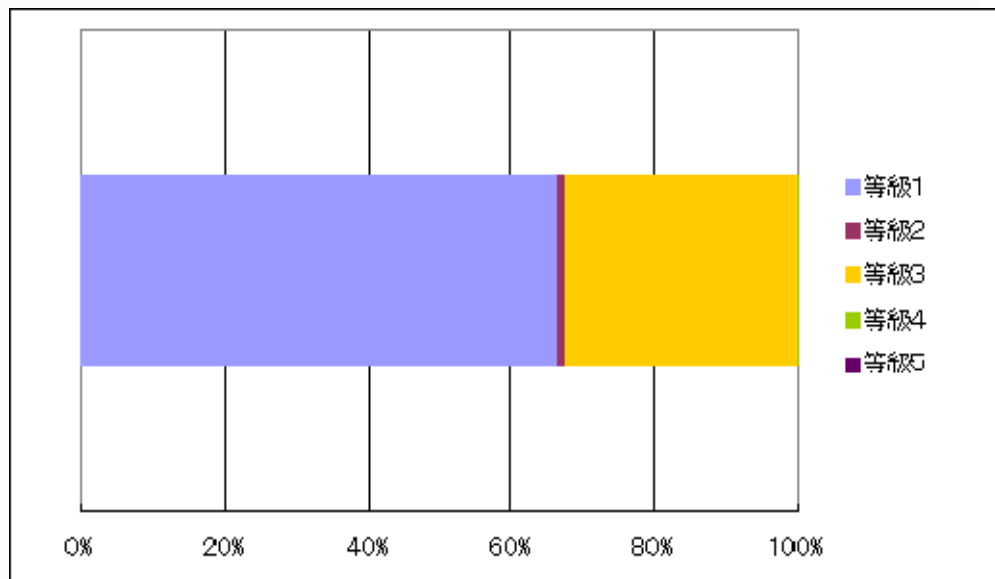
高齢者等への配慮のために必要な対策が、住戸内でどの程度講じられているかを評価して5段階の等級で表示するものです。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられている住宅であることを表しています。

評価の対象となる対策は、「移動時の安全性」と「介助の容易性」という2つの目標を達成するためのものとしています。「移動時の安全性」については、高齢者等が利用する部屋と主要な部屋とを同一階に配置することや、階段への手すりの設置や勾配の工夫、床や出入口などの段差の解消、玄関・便所・浴室・脱衣室への手すりの設置などを評価します。「介助の容易性」については、通路や出入口の幅、浴室・寝室・便所の広さなどを評価します。

#### 住戸内における高齢者等への配慮のために必要な対策の程度

等級 5	高齢者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに特に配慮した措置が講じられている
等級 4	高齢者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うことを容易にすることに配慮した措置が講じられている
等級 3	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、介助用車いす使用者が基本的な生活行為を行うための基本的な措置が講じられている
等級 2	高齢者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
等級 1	住戸内において、建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	62,068	1,048	30,477	104	83	<b>93,780</b>
%	66.2%	1.1%	32.5%	0.1%	0.1%	<b>100.0%</b>



## 9-2 高齡者等配慮対策等級(共用部分)

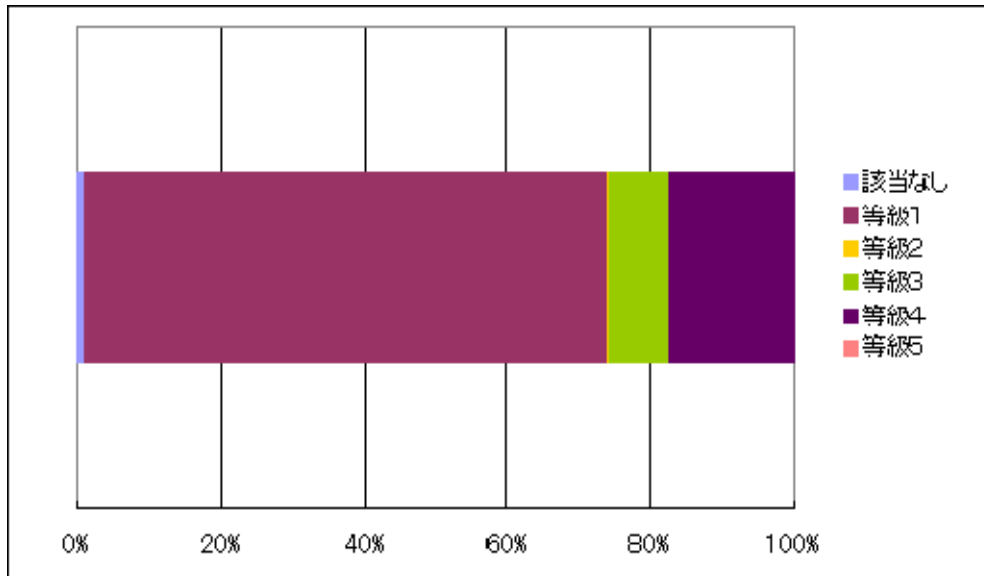
高齡者等への配慮のために必要な対策が、共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間にどの程度講じられているかを評価して5段階の等級で表示するものです。等級が高くなるほど、より多くの対策が講じられている住宅であることを表しています。

やはり「移動時の安全性」と「介助の容易性」という2つの目標をもった対策を評価します。「移動時の安全性」については、共用階段への手すりの設置や勾配の工夫、共用廊下の段差の解消、傾斜路や手すりの設置などを評価します。「介助の容易性」については、共用廊下の幅、エレベーターの設置やエレベーターホールの面積、階段の幅などを評価します。

共同住宅等の主に建物出入口から住戸の玄関までの間における高齡者等への配慮のために必要な対策の程度

等級5	高齡者等が安全に移動することに特に配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに特に配慮した措置が講じられている
等級4	高齡者等が安全に移動することに配慮した措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達することに配慮した措置が講じられている
等級3	高齡者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられており、自走式車いす使用者と介助者が住戸の玄関まで容易に到達するための基本的な措置が講じられている
等級2	高齡者等が安全に移動するための基本的な措置が講じられている
等級1	建築基準法に定める移動時の安全性を確保する措置が講じられている

	該当なし	等級 1	等級 2	等級 3	等級 4	等級 5	合計
戸数	1,085	68,207	161	7,995	16,332	0	93,780
%	1.2%	72.7%	0.2%	8.5%	17.4%	0.0%	100.0%



## 10 防犯に関すること

住宅の開口部を外部からの接近のしやすさに応じて各階毎にグループ化し、グループ毎に属する全ての開口部について、防犯建物部品等を使用しているか否かを表示します。

防犯建物部品等には、国土交通省や警察庁、民間団体等による「防犯性能の高い建物部品の開発・普及に関する官民合同会議」の目録掲載品等が、該当します。

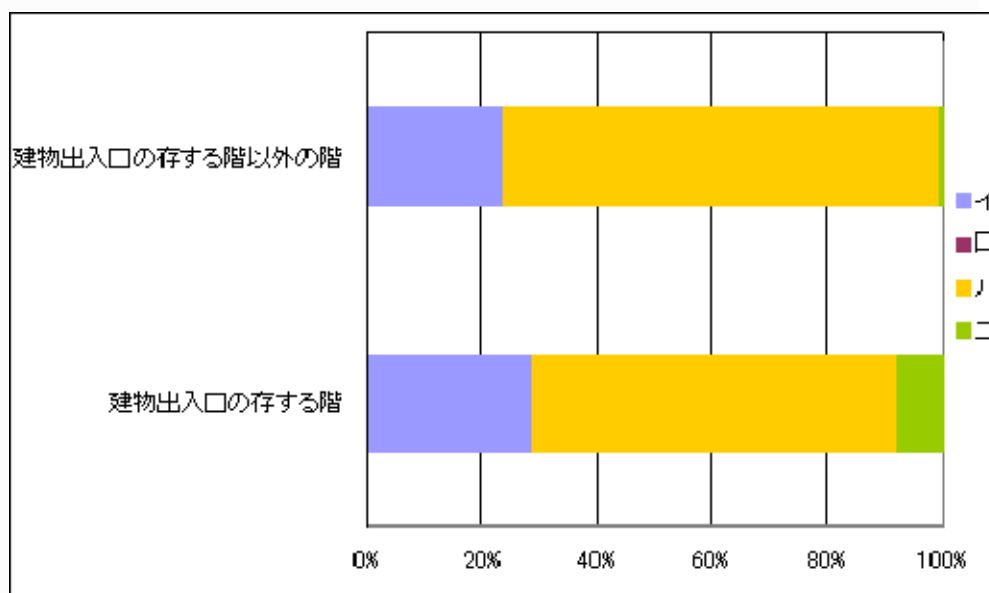
### 10-1 開口部の侵入防止対策等級

通常想定される侵入行為による外部からの侵入を防止するための対策

イ	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である。
ロ	すべての開口部が侵入防止対策上有効な措置の講じられた開口部である。ただし、シャッター又は雨戸によってのみ対策が講じられている開口部が含まれる。
ハ	その他
ニ	該当する開口部なし

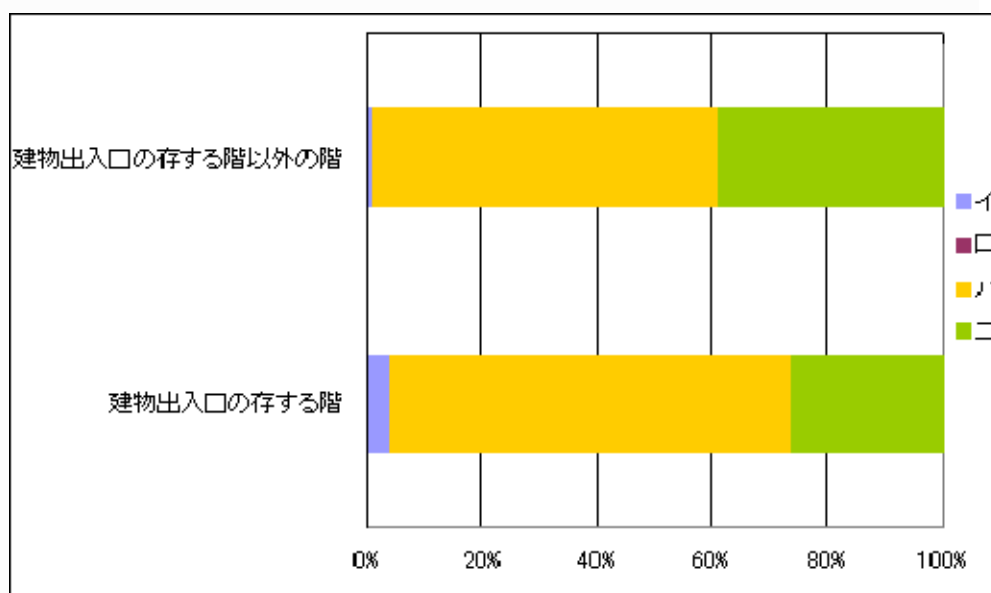
#### a.住戸の出入口

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
建物出入口の存する階以外の階	戸数	20,266	0	65,287	784	<b>86,337</b>
	%	23.5%	0.0%	75.6%	0.9%	<b>100.0%</b>
建物出入口の存する階	戸数	2,219	0	4,859	628	<b>7,706</b>
	%	28.8%	0.0%	63.1%	8.1%	<b>100.0%</b>
合計	戸数	22,485	0	70,146	1,412	<b>94,043</b>
	%	23.9%	0.0%	74.6%	1.5%	<b>100.0%</b>



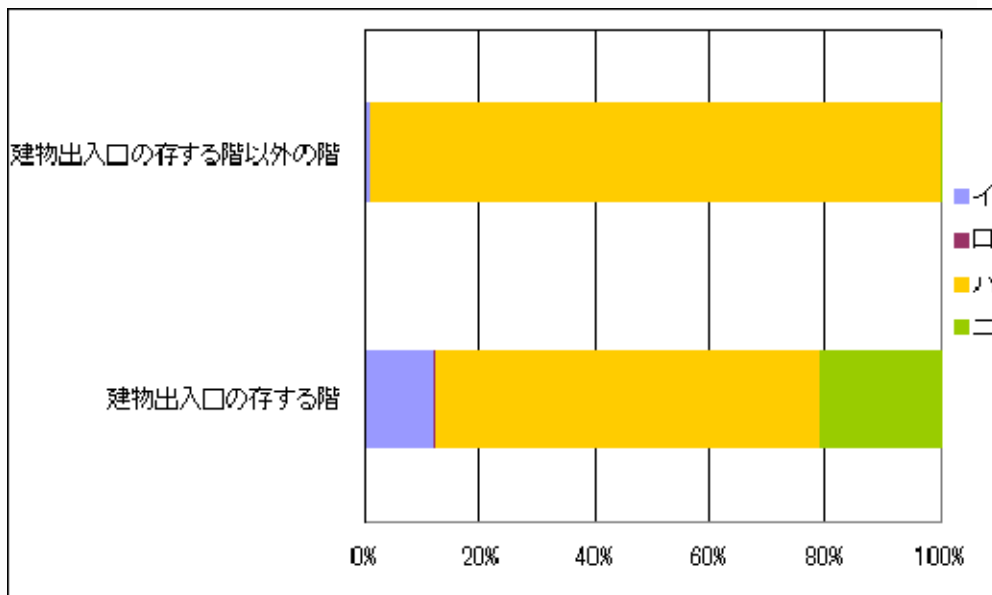
b.( i )地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、共用廊下若しくは共用階段から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、共用廊下若しくは共用階段から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(aに該当するものを除く。)

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
建物出入口の存する階以外の階	戸数	853	180	51,125	33,379	<b>85,537</b>
	%	1.0%	0.2%	59.8%	39.0%	<b>100.0%</b>
建物出入口の存する階	戸数	70	0	1,123	433	<b>1,626</b>
	%	4.3%	0.0%	69.1%	26.6%	<b>100.0%</b>
合計	戸数	923	180	52,248	33,812	<b>87,163</b>
	%	1.1%	0.2%	59.9%	38.8%	<b>100.0%</b>



b.( ii )地面から開口部の下端までの高さが2m以下、又は、バルコニー等から開口部の下端までの高さが2m以下であって、かつ、バルコニー等から開口部までの水平距離が0.9m以下であるもの(a又はb( i )に該当するものを除く。)

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
建物出入口の存する階以外の階	戸数	869	2	73,244	138	<b>74,253</b>
	%	1.2%	0.0%	98.6%	0.2%	<b>100.0%</b>
建物出入口の存する階	戸数	940	19	5,117	1,625	<b>7,701</b>
	%	12.2%	0.2%	66.4%	21.1%	<b>100.0%</b>
合計	戸数	1,809	21	78,361	1,763	<b>81,954</b>
	%	2.2%	0.0%	95.6%	2.2%	<b>100.0%</b>



c.a及びbに掲げるもの以外のもの

		イ	ロ	ハ	ニ	合計
建物出入口の存する階以外の階	戸数	145	2	25,515	59,140	<b>84,802</b>
	%	0.2%	0.0%	30.1%	69.7%	<b>100.0%</b>
建物出入口の存する階	戸数	95	4	957	6,510	<b>7,566</b>
	%	1.3%	0.1%	12.6%	86.0%	<b>100.0%</b>
合計	戸数	240	6	26,472	65,650	<b>92,368</b>
	%	0.3%	0.0%	28.7%	71.1%	<b>100.0%</b>

